

# 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

## いきいき安心プラン

令和3年3月

船 橋 市



## はじめに

昭和12年4月1日、人口約4万3千人の市として誕生した船橋市は、令和2年3月に人口64万人に達し、政令指定都市を除き全国で最大の人口を擁するとても賑わいのある都市として成長を続けています。

昨年以降、新型コロナウイルス感染症が世界規模でまん延し、本市では、関係団体等と連携しながら、介護を要する方へのサービスが安定的かつ継続的に提供されるよう、介護事業所等への支援策を実施しながら対応してまいりました。



さて、平成12年に介護保険制度が始まって21年が経過する中、高齢者の人口も増加を続け、本市の高齢化率は、令和7年には24.3%に達する見込みとなり、高齢者全体のうち75歳以上の方の占める割合は約62%へと増加することが予測されております。

こうした高齢者の増加は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加につながり、高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって住み続けられるよう、また、一人で生活することが難しくなった場合には必要な介護サービスを受け、安心して生活できるよう、将来を見据えた体制を整えていくことが重要です。

このため、本市では「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、元気な高齢者から要介護状態にある高齢者まで、地域でいきいきと安心して暮らすことができるように「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、高齢者の自主的な社会活動や生きがい活動を促進してまいります。

超高齢社会において、身近で助け合い、支え合える社会を目指すため、今後とも、活力ある市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、様々な立場からご審議いただいた介護保険事業運営協議会及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会各委員の皆様をはじめ、高齢者生活実態調査やパブリック・コメントにおいて貴重なご意見をお寄せ下さいました多くの皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

船橋市長 松戸 徹



# 目 次

<b>第1部</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
第1章	計画の趣旨と概要	3
第1節	計画の趣旨	3
第2節	計画の概要	4
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	9
第1節	市内高齢者の現状	9
第2節	高齢者生活実態調査結果等の概要	22
第3章	本市の高齢者施策の状況および将来フレーム	49
第1節	第7期計画の進捗状況	49
第2節	船橋市介護保険事業の動向	60
第3節	第7期事業計画値の検証	63
第4節	将来フレーム	67
<b>第2部</b>	<b>ビジョンの実現に向けた施策の展開</b>	<b>71</b>
第1章	ビジョンと基本方針	73
第1節	船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン	73
第2節	船橋市の目指す地域包括ケアシステム	74
第3節	施策の体系	78
第2章	基本方針別の事業	79
第1節	各基本方針の施策一覧	79
第2節	各基本方針の重点事業	91
基本方針	1. 住まい	91
基本方針	2. 予防	96
基本方針	3. 生活支援	101
基本方針	4. 介護	107
基本方針	5. 医療	114
<b>第3部</b>	<b>介護保険事業の現状と見込み</b>	<b>123</b>
第1章	被保険者の現状と見込み	125
第1節	推計方法	125
第2節	被保険者数	126
第3節	要支援・要介護認定者数	128
第2章	第8期介護保険事業計画の施設等整備方針	130
第1節	日常生活圏域	130

第2節	地域包括支援センターの整備方針	131
第3節	施設等基盤整備に関する基本的考え方	133
第4節	介護人材確保対策に関する基本的考え方	137
第3章	サービス量推計	139
第1節	サービス種類ごとの現状と見込み量	139
第2節	地域支援事業	155
第3節	市町村特別給付	160
第4節	介護保険財政と介護保険料	161
第5節	給付適正化	169
第6節	感染症・災害対策	170
<b>参考資料</b>		<b>173</b>
	○計画策定の体制と経緯	
	○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱	
	○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱	
	○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱	

第1部  
計画の策定にあたって





## 第1章 計画の趣旨と概要

### 第1節 計画の趣旨

社会保険により介護サービスを利用できるシステムとして平成12年4月に施行された介護保険制度は、高齢者を支える制度の1つとして定着してきました。平成17年10月には施設給付の見直し、平成18年4月には地域包括支援センターの設置、地域密着型サービスと地域支援事業の創設等、予防重視型システムへの転換を図るための制度改正が行われました。本市ではこれを受け、平成18年に「第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定しました。

本市では、その後の高齢者を取り巻く状況と課題を踏まえ、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を実現するため、“健やか！安心！いきいきシニアライフ”を高齢者保健福祉・介護ビジョンとして掲げ、平成21年3月に「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の身近な地域における保健福祉水準の向上を目指すとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を念頭においた取り組みを進めてきました。

この間にも高齢者人口は増加し、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には要介護（要支援）認定者や何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予測されています。

このような中で、国では「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・予防・生活支援・介護・医療が切れ目なく提供される“地域包括ケアシステム”の実現に向けた取り組みを進める」ため、平成23年6月に介護保険法等の制度改正を行いました。本市でも平成24年度を初年度とする「第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、“地域包括ケアシステム”の実現を目指して取り組んできました。

平成27年4月から、医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）において、医療提供体制の再編に向けた政策手段の拡充や介護サービスの給付抑制、地域支援事業の拡充を目的とし、地域包括ケアシステムの構築並びに費用負担の公平化が推進されました。こうした流れの中、本市では平成27年に「第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムのさらなる構築を進めました。

平成29年には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とした介護保険法の改正が行われ、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、介護保険サービス利用時の負担割合の変化等、様々な取り組みや制度の変更を踏まえ、平成30年に「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

第8期の策定年度を迎え、令和3年度からの介護保険制度改正では、2040年を見据えて、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険として

の地域のつながり機能・マネジメント機能の強化)、地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新を図ることとなります。

このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、令和3年度を初年度とする「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定するものです。

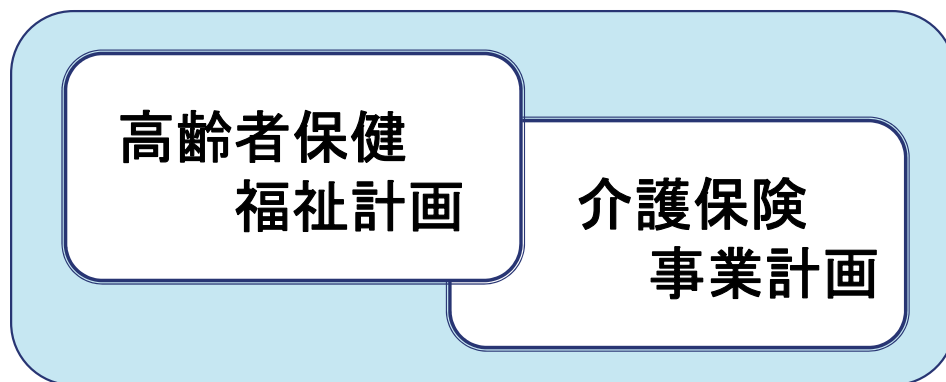
## 第2節 計画の概要

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉や介護等の施策を総合的に推進するため一体のものとして策定します。



#### 老人福祉法 第20条の8第1項

○市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

#### 介護保険法 第117条第1項

○市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

**【参考】老人保健法と老人福祉計画**

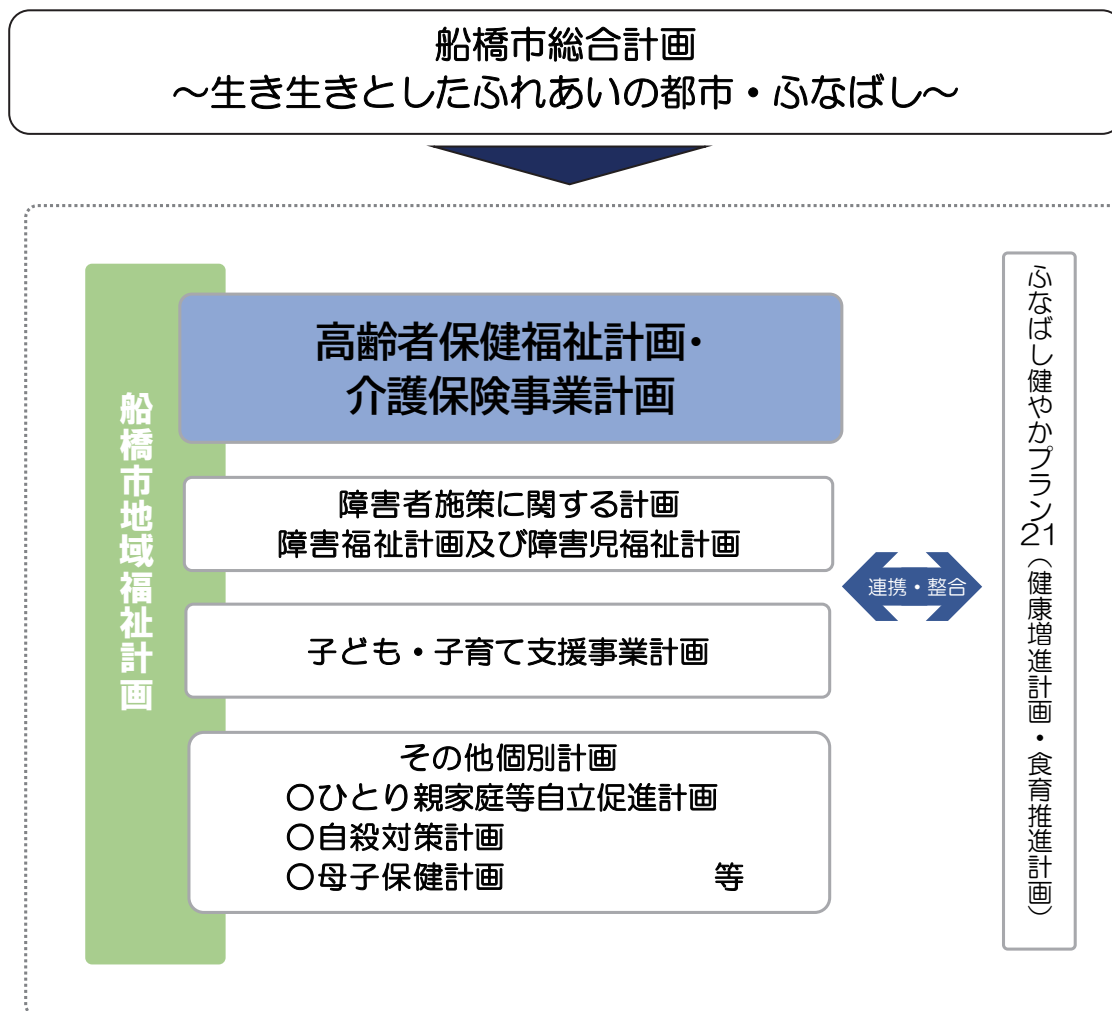
従来、高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画と「老人保健法」に基づく市町村老人保健計画を一体的に策定した計画として位置づけられてきました。しかし、平成20年4月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」として全面改正されたことに伴い、市町村に老人保健計画の法令上の策定義務はなくなりました。

本市では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健・医療・介護分野の連携が不可欠と考え、高齢者の保健福祉施策に係る総合的な計画として、「高齢者保健福祉計画」を策定することとしました。

## (2) 船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画 後期基本計画」の個別計画です。

また、平成27年3月に策定の「第3次船橋市地域福祉計画」や関連計画との理念を共有し、調和がとれたものとなりました。



〈関連計画〉

- 住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画
- 生涯学習基本構想・推進計画

## 2 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は3年を1期として策定します。「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」は令和3年度から令和5年度を対象とします。また、本計画は令和7年度までに地域包括ケアシステムを構築させる中期計画の4期目と位置づけます。

平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
第2次総合計画						第3次総合計画					
第3次地域福祉計画						第4次地域福祉計画					
第7次高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画			第8次高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			第9次高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			第10次高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画		
第3次障害者施策に関する計画						第4次障害者施策に関する計画					
第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画			
ふなばし健やかプラン21（第2次）									ふなばし健やかプラン21 （第3次）		
特定健康診査等実施計画		特定健康診査実施計画						特定健康診査実施計画			
保健事業実施計画 （データヘルス計画）		保健事業実施計画（データヘルス計画）						保健事業実施計画 （データヘルス計画）			
住生活基本計画						住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画					
高齢者居住安定確保計画											
第二次生涯学習基本構想・推進計画						第三次生涯学習基本構想・推進計画					

### 3 計画構成

本計画は、3部構成になっています。

第1部では、計画の趣旨と概要、高齢者を取り巻く現状と課題、本市の高齢者施策の状況および将来フレームについて示しています。

第2部では、ビジョンと基本方針、基本方針別の事業について示しています。

第3部では、被保険者の現状と見込み、第8期介護保険事業計画における施設等整備方針並びに今後のサービス量推計、介護保険財政、第1号被保険者の保険料について示しています。

#### 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

##### 第1部 計画の策定にあたって

- 計画の趣旨と概要(第1章)
- 高齢者を取り巻く現状と課題(第2章)
- 本市の高齢者施策の状況および将来フレーム(第3章)

##### 第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

- ビジョンと基本方針(第1章)
- 基本方針別の事業(第2章)

##### 第3部 介護保険事業の現状と見込み

- 被保険者の現状と見込み(第1章)
- 第8期介護保険事業計画の施設等整備方針(第2章)
- サービス量推計(第3章)

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### 第1節 市内高齢者の現状

#### 1 人口構造・世帯構成等

##### (1) 人口構造

本市の人口構造についてみると、令和2年10月1日時点の総人口644,182人のうち、65歳以上の高齢者人口が154,629人で高齢化率24.0%となっています。

人口(人)	男性	女性	総数	構成比%
総数	321,476	322,706	644,182	100.0%
0～39歳	136,354	127,947	264,301	41.0%
40～64歳	116,850	108,402	225,252	35.0%
高齢者人口(65歳以上)	68,272	86,357	154,629	24.0%
65～74歳(前期高齢者)	34,010	38,673	72,683	11.3%
65～69歳	15,589	17,057	32,646	5.1%
70～74歳	18,421	21,616	40,037	6.2%
75歳以上(後期高齢者)	34,262	47,684	81,946	12.7%
75～79歳	15,252	19,287	34,539	5.4%
80～84歳	11,076	14,287	25,363	3.9%
85歳以上	7,934	14,110	22,044	3.4%
85～89歳	5,825	8,876	14,701	2.3%
90～94歳	1,739	3,844	5,583	0.9%
95歳以上	370	1,390	1,760	0.3%

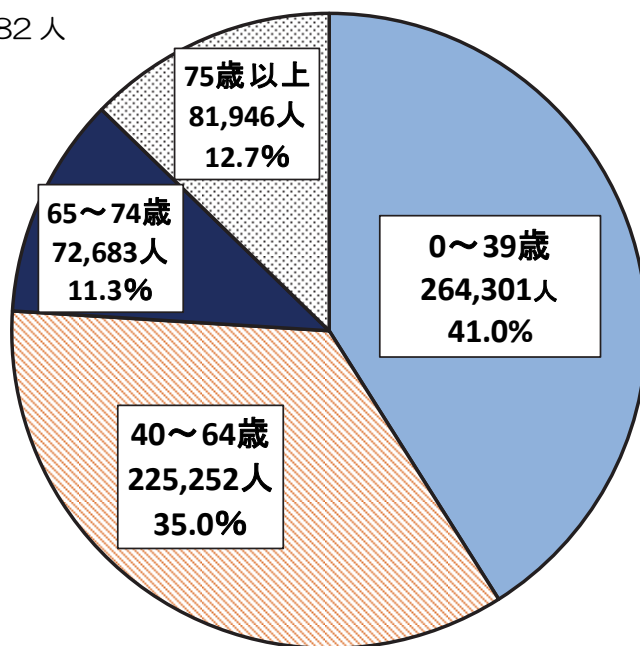
※令和2年10月1日時点住民基本台帳人口(外国人含む)による

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

市の総人口のうち、65～74歳の高齢者（前期高齢者）が72,683人（11.3%）、75歳以上の高齢者（後期高齢者）が81,946人（12.7%）と、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っています。

船橋市の人口構造

総人口 644,182人



※令和2年10月1日時点

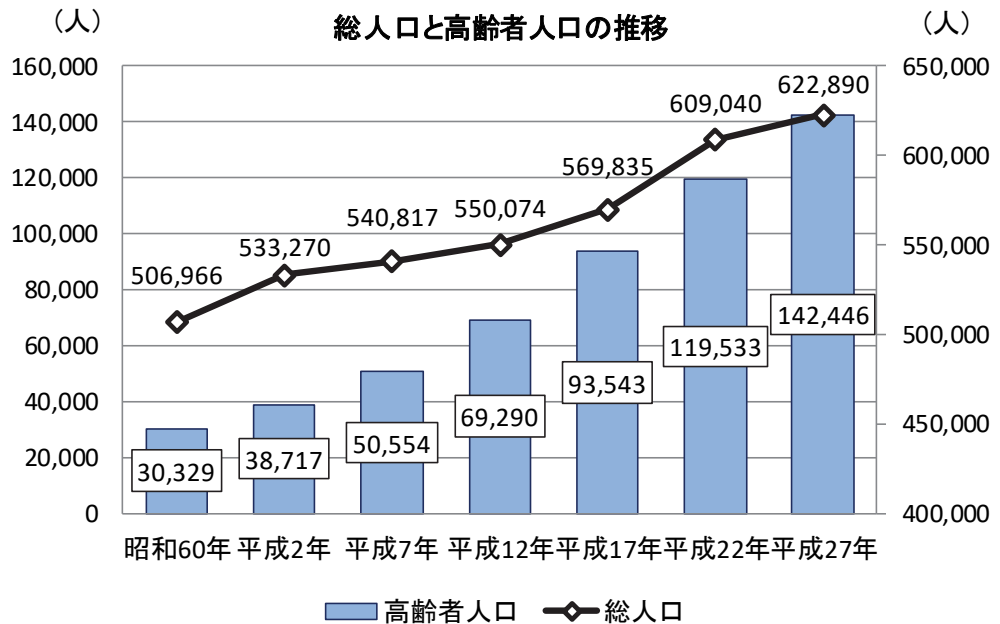


[総人口と高齢者人口の推移] (国勢調査)

本市の総人口と高齢者人口の推移をみると、昭和60年には総人口506,966人、高齢者人口30,329人であったのが、30年後の平成27年にはそれぞれ622,890人、142,446人へと増加しています。

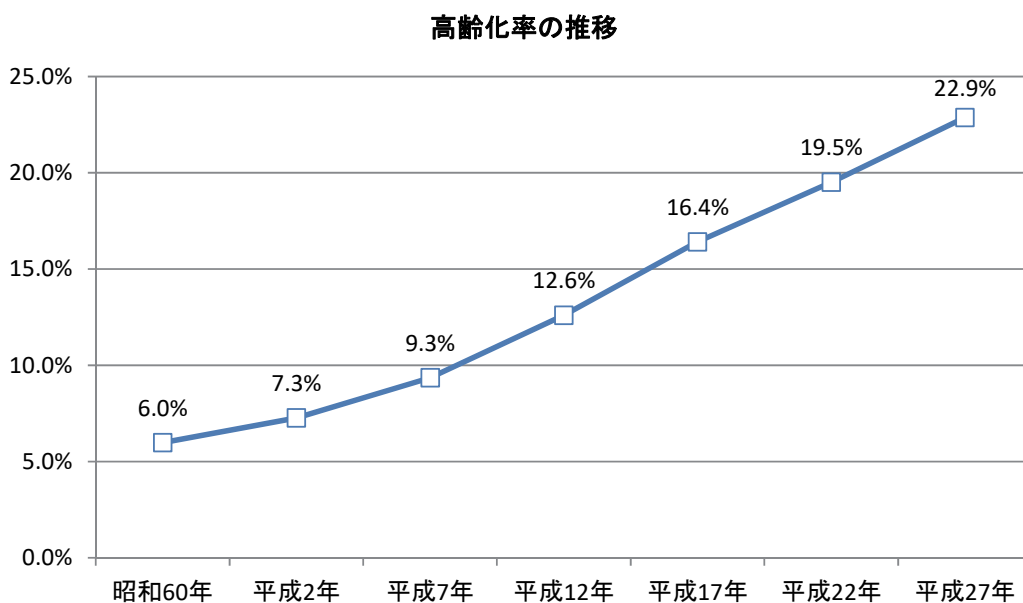
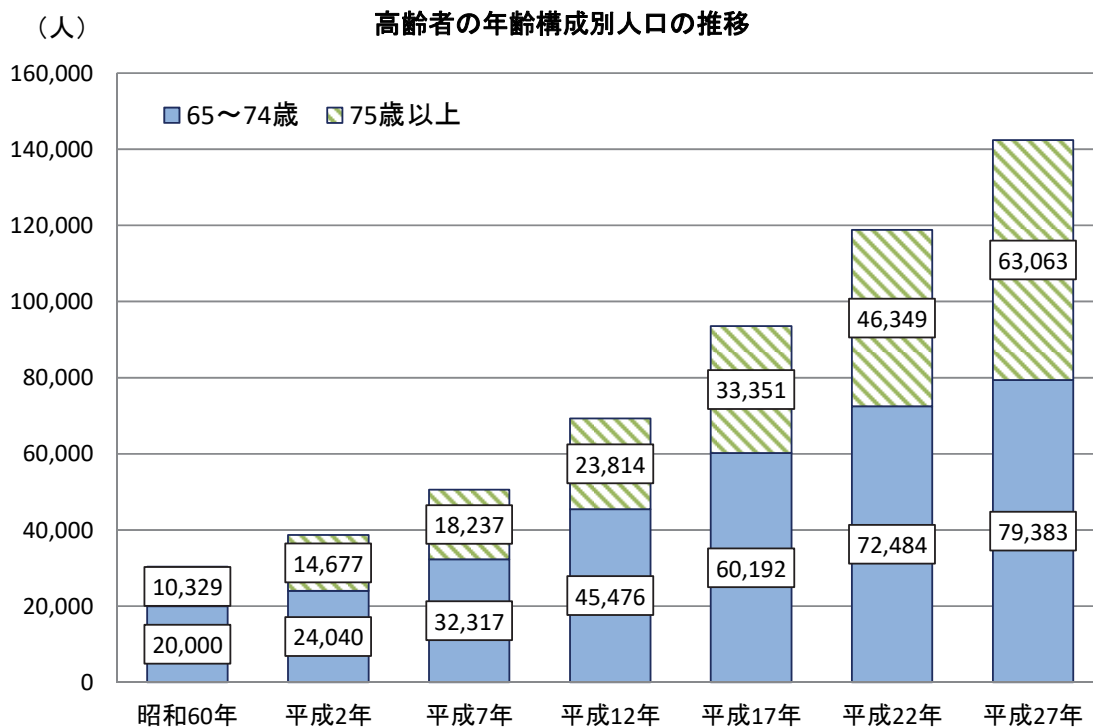
人口(人)	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	506,966	533,270	540,817	550,074	569,835	609,040	622,890
40～64歳	154,808	186,590	195,095	192,299	192,258	201,282	209,031
高齢者人口	30,329	38,717	50,554	69,290	93,543	118,833	142,446
65～74歳	20,000	24,040	32,317	45,476	60,192	72,484	79,383
75歳以上	10,329	14,677	18,237	23,814	33,351	46,349	63,063
総人口に対する比率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
40～64歳	30.5%	35.0%	36.1%	35.0%	33.7%	33.0%	33.6%
高齢者人口	6.0%	7.3%	9.3%	12.6%	16.4%	19.5%	22.9%
65～74歳	3.9%	4.5%	6.0%	8.3%	10.6%	11.9%	12.7%
75歳以上	2.0%	2.8%	3.4%	4.3%	5.9%	7.6%	10.1%

※国勢調査結果(各年10月1日時点)による  
 ※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり



※国勢調査結果(各年10月1日時点)による

65歳から74歳までの高齢者は昭和60年の20,000人から平成27年には79,383人へ、また、75歳以上の高齢者は同期間において10,329人から63,063人へと増加し、高齢者人口が総人口の伸びを上回るペースで増加した結果、本市の高齢化率は昭和60年の6.0%から平成27年には22.9%にまで急激に上昇しています。



※国勢調査結果（各年10月1日時点）による

## (2) 世帯構成

本市の高齢者がいる総世帯数は、総人口及び高齢者人口の増加に伴い、平成27年の99,771世帯から令和2年には108,496世帯へと増加しました。

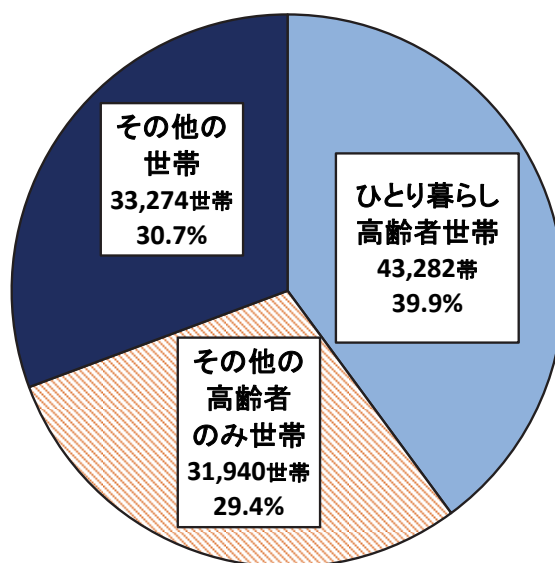
高齢者のみの世帯は、同期間に64,418世帯(対高齢者のいる総世帯比率64.6%)から75,222世帯(同69.3%)へと増加しました。

世帯数(世帯)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者のいる総世帯数	99,771	102,227	104,233	105,981	107,194	108,496
高齢者のみの世帯	64,418	67,193	69,549	71,733	73,461	75,222
ひとり暮らし高齢者世帯	35,212	37,066	38,633	40,272	41,703	43,282
その他の高齢者のみ世帯	29,206	30,127	30,916	31,461	31,758	31,940
その他の世帯	35,353	35,034	34,684	34,248	33,733	33,274
高齢者のいる総世帯数に対する比率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者のみの世帯	64.6%	65.7%	66.7%	67.7%	68.5%	69.3%
ひとり暮らし高齢者世帯	35.3%	36.3%	37.1%	38.0%	38.9%	39.9%
その他の高齢者のみ世帯	29.3%	29.5%	29.7%	29.7%	29.6%	29.4%
その他の世帯	35.4%	34.3%	33.3%	32.3%	31.5%	30.7%

※住民基本台帳(各年10月1日時点)による(外国人含む)

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

### 船橋市の高齢者がいる世帯の構成



※令和2年10月1日時点

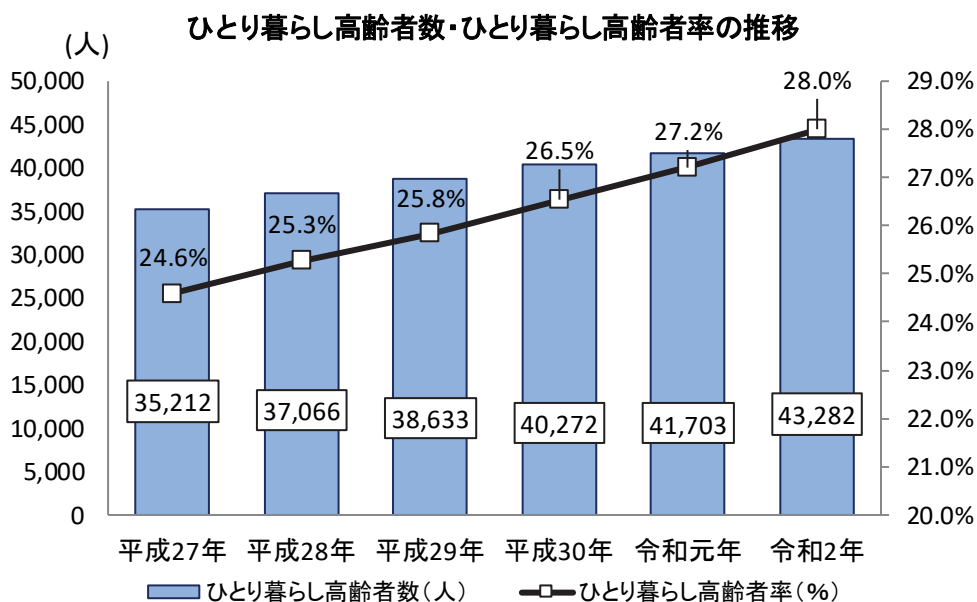
### (3) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らし高齢者についてみると、平成27年の35,212人から令和2年には43,282人へと約1.23倍に増加しており、同年における高齢者人口の伸び(約1.08倍)よりも大きな伸び率となっています。また、高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合(ひとり暮らし高齢者率)は同期間に24.6%から28.0%にまで増加しています。

[ひとり暮らし高齢者の推移]

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者人口(人)	143,197	146,682	149,601	151,822	153,266	154,629
ひとり暮らし高齢者数(人)	35,212	37,066	38,633	40,272	41,703	43,282
ひとり暮らし高齢者率(%)	24.6%	25.3%	25.8%	26.5%	27.2%	28.0%

※住民基本台帳(各年10月1日時点)による(外国人含む)



## (4) 認知症高齢者

見守り等の支援を必要とする「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上の認知症高齢者は、令和2年9月末時点で17,689人、要介護（要支援）認定者の64.1%と過半数を占めています。

(上段：人、下段：%)

		認知症高齢者の日常生活自立度								総計	(再掲) Ⅱa以上
		自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M		
要介護度	要支援1	1,300 (4.7%)	1,680 (6.1%)	257 (0.9%)	63 (0.2%)	2 (0.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	3,302 (12.0%)	322 (1.2%)
	要支援2	1,183 (4.3%)	2,440 (8.8%)	385 (1.4%)	61 (0.2%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	4,069 (14.8%)	446 (1.6%)
	要介護1	189 (0.7%)	877 (3.2%)	2,034 (7.4%)	2,529 (9.2%)	91 (0.3%)	18 (0.1%)	2 (0.0%)	0 (-)	5,740 (20.8%)	4,674 (16.9%)
	要介護2	259 (0.9%)	959 (3.5%)	891 (3.2%)	2,095 (7.6%)	771 (2.8%)	96 (0.3%)	3 (0.0%)	1 (0.0%)	5,075 (18.4%)	3,857 (14.0%)
	要介護3	97 (0.4%)	394 (1.4%)	341 (1.2%)	1,001 (3.6%)	1,559 (5.7%)	369 (1.3%)	50 (0.2%)	2 (0.0%)	3,813 (13.8%)	3,322 (12.0%)
	要介護4	69 (0.3%)	280 (1.0%)	213 (0.8%)	677 (2.5%)	1,363 (4.9%)	341 (1.2%)	255 (0.9%)	4 (0.0%)	3,202 (11.6%)	2,853 (10.3%)
	要介護5	44 (0.2%)	124 (0.4%)	105 (0.4%)	263 (1.0%)	856 (3.1%)	192 (0.7%)	791 (2.9%)	8 (0.0%)	2,383 (8.6%)	2,215 (8.0%)
総計		3,141 (11.4%)	6,754 (24.5%)	4,226 (15.3%)	6,689 (24.2%)	4,642 (16.8%)	1,016 (3.7%)	1,101 (4.0%)	15 (0.1%)	27,584 (100.0%)	17,689 (64.1%)

※認定者データによる（認定調査による認知症高齢者の日常生活自立度により集計）

※令和2年9月末時点、審査等していない転入継続者（305人）は除く

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

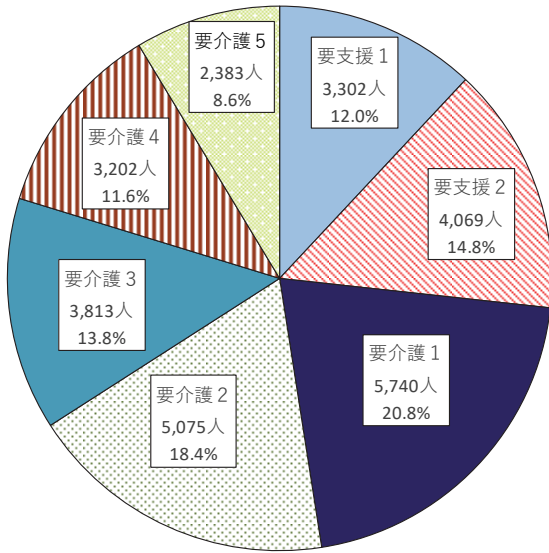
※カッコ内は、総計（27,584人）に対する構成比

認知症高齢者の日常生活自立度

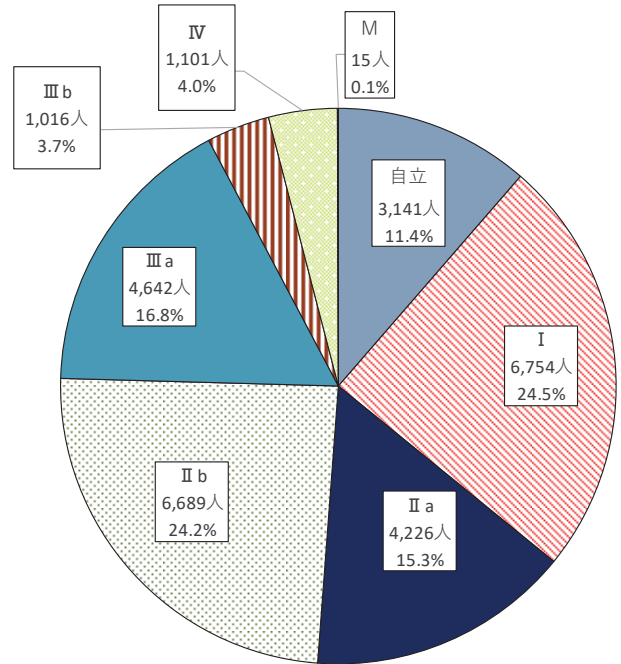
ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

出典：平成21年9月30日老老発0930第2号  
厚生労働省老健局老人保健課長通知「認定調査票記入の手引き」

要介護認定区分の割合

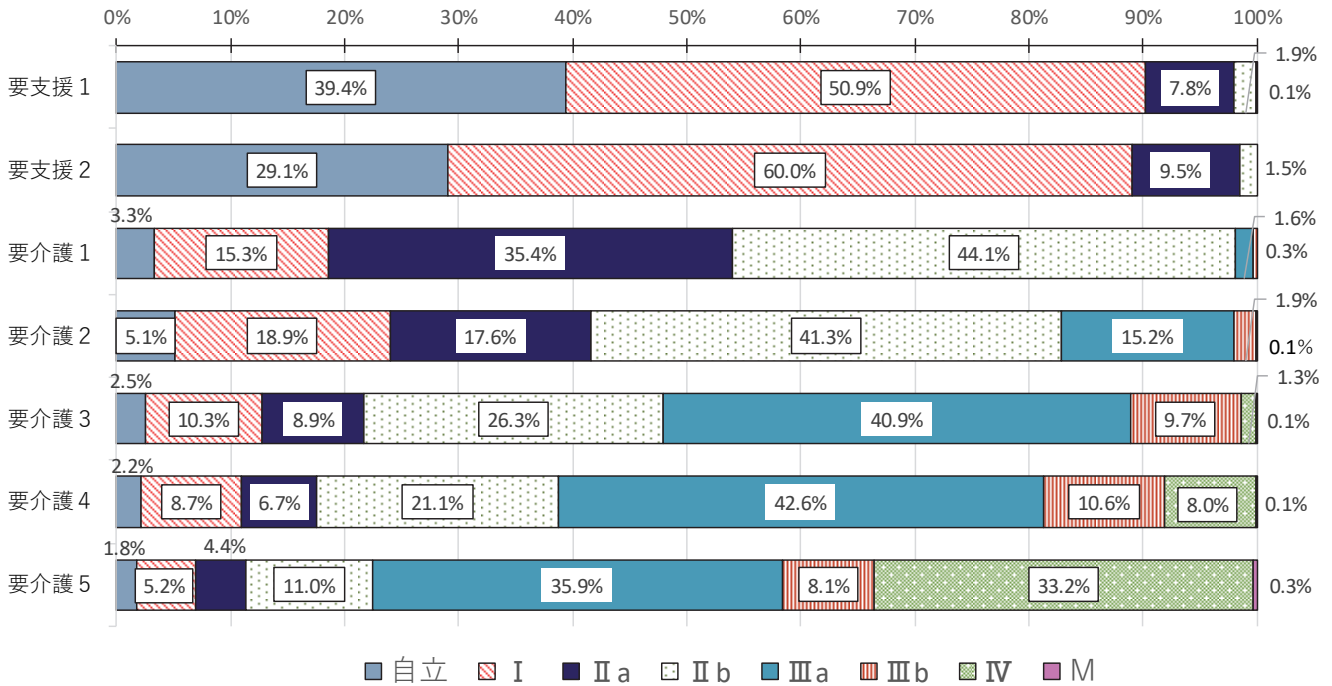


認知症高齢者の日常生活自立度



N=27,584

要介護状態区別の認知症高齢者の日常生活自立度



※認定者データによる（認定調査による認知症高齢者の日常生活自立度により集計）  
 ※令和2年9月末時点、審査等していない転入継続者（305人）は除く

## 2 日常生活圏域の状況

本市では、総合計画における行政ブロックに設定されている5つの地区（南部・西部・中部・東部・北部）を日常生活圏域として設定し、高齢者介護に係る基盤整備の中心的な位置づけとしています。

圏域別の概況並びに地域密着型サービス等の基盤整備状況は以下のとおりです。

### [圏域別の概況]

圏域	面積 (ha)	人口規模 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	要介護 (要支援) 認定者数(人)	要介護 (要支援) 認定者率(%)
南部	1,544.3	121,107	23,136	19.1%	4,239	18.3%
西部	1,514.5	157,119	31,444	20.0%	5,150	16.4%
中部	1,092.1	83,394	24,562	29.5%	4,653	18.9%
東部	1,616.7	173,658	41,741	24.0%	7,394	17.7%
北部	2,794.4	108,904	33,746	31.0%	5,908	17.5%
合計	8,562.0	644,182	154,629	24.0%	27,344	17.7%

※人口：住民基本台帳による（令和2年10月1日時点）

※要介護（要支援）認定者：令和2年9月末時点

高齢者人口との対比のため、第1号被保険者のみとなっている

※要介護（要支援）認定者については、住所地特例者（545人）は含まれていない

### [圏域別基盤整備状況]

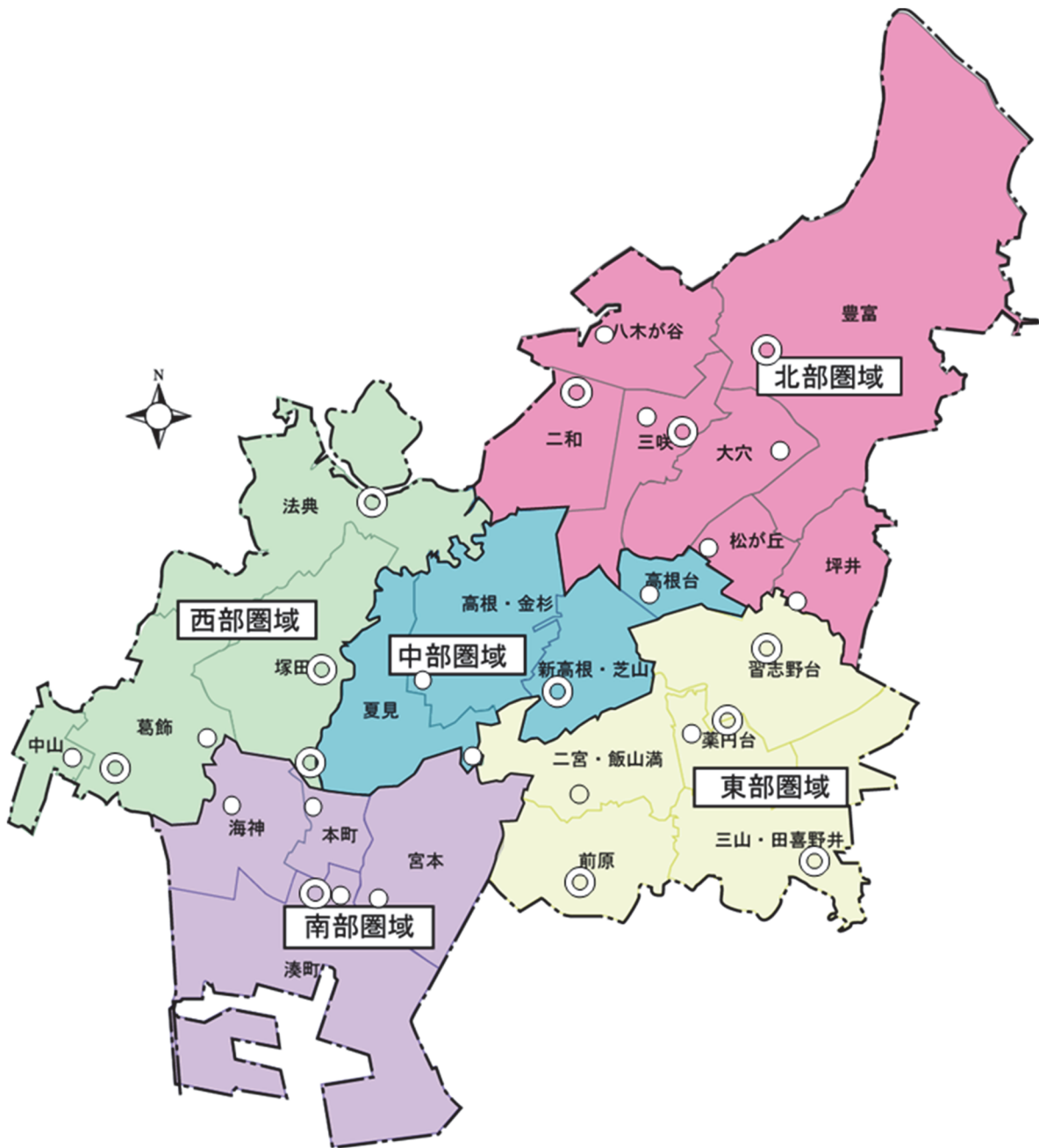
（単位：事業所）

圏域	南部	西部	中部	東部	北部	合計
認知症対応型通所介護	1	1	1	3	1	7
小規模多機能型居宅介護	0	2	4	3	1	10
認知症対応型共同生活介護	7	8	9	12	12	48
介護老人福祉施設	0	7	6	5	10	28
介護老人保健施設	2	1	3	4	6	16
特定施設入居者生活介護	6	4	2	2	2	16
合計	16	23	25	29	32	125

※令和2年10月1日時点



[日常生活圏域（5圏域）の位置図]



●…地域包括支援センター（13か所）

○…在宅介護支援センター（16か所）

第1部 計画の策定にあたって

日常生活圏域ごとの地域包括支援センター及びその担当エリアは以下のとおりです。

圏域	名称	担当エリア
南 部	南部地域包括支援センター	浜町1～3丁目、若松1～3丁目、湊町1～3丁目、本町1～7丁目、日の出1～2丁目、栄町1～2丁目、西浦1～3丁目、高瀬町、潮見町、宮本1～9丁目、東船橋1～7丁目、市場1～5丁目、南本町、海神1～6丁目、海神町東1丁目、海神町西1丁目、海神町南1丁目、海神町2～3丁目、東町、南海神1～2丁目、駿河台1～2丁目
西 部	西部地域包括支援センター	印内1～3丁目、印内町、葛飾町2丁目、古作1～4丁目、古作町、西船1～7丁目、東中山1～2丁目、本郷町、山野町、二子町、本中山1～7丁目
	塚田地域包括支援センター	旭町、旭町1～6丁目、北本町1～2丁目、行田1～3丁目、行田町、前貝塚町、山手1～3丁目
	法典地域包括支援センター	上山町1～3丁目、藤原1～8丁目、馬込町、馬込西1～3丁目、丸山1～5丁目
中 部	中部地域包括支援センター	夏見1～7丁目、夏見台1～6丁目、夏見町2丁目、米ヶ崎町、高根町、金杉台1～2丁目、金杉町、緑台1～2丁目、金杉1～9丁目
	新高根・芝山、高根台 地域包括支援センター	新高根1～6丁目、芝山1～7丁目、高根台1～7丁目
東 部	東部地域包括支援センター	滝台1～2丁目、滝台町、二宮1～2丁目、飯山満町1～3丁目、七林町、薬円台1～6丁目、薬園台町1丁目
	前原地域包括支援センター	中野木1～2丁目、前原東1～6丁目、前原西1～8丁目
	三山・田喜野井 地域包括支援センター	田喜野井1～7丁目、習志野1～5丁目、三山1～9丁目
	習志野台 地域包括支援センター	習志野台1～8丁目、西習志野1～4丁目
北 部	北部地域包括支援センター	三咲1～9丁目、三咲町、南三咲1～4丁目、松が丘1～5丁目、大穴南1～5丁目、大穴北1～8丁目、大穴町
	二和・八木が谷 地域包括支援センター	二和東1～6丁目、二和西1～6丁目、咲が丘1～4丁目、高野台1～5丁目、みやぎ台1～4丁目、八木が谷1～5丁目、八木が谷町
	豊富・坪井 地域包括支援センター	大神保町、金堀町、楠が山町、車方町、小野田町、小室町、古和釜町、神保町、鈴身町、坪井町、豊富町、坪井東1～6丁目、坪井西1～2丁目

### 3 地域包括支援センターの状況

#### (1) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点であり、高齢者やその家族から、介護や福祉、医療、健康、認知症に関することなど、様々な相談に応じるほか、高齢者の権利を守るため、虐待防止・早期発見に向けた取り組みや虐待対応、成年後見制度の活用支援等を行っています。

また、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的かつ継続的なケア体制の構築に向けて、地域の様々な関係機関が連携・協働できるネットワークづくりや個々の介護支援専門員への支援等に取り組んでいます。

さらに、要支援認定者や基本チェックリストで事業対象者（要支援相当）と判定された人のケアマネジメントを行っています。

本市では、平成18年4月に日常生活圏域ごとに1か所ずつ地域包括支援センターを市直営で設置しました。その後、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して、平成23年4月に「東部」「西部」「北部」圏域、平成25年4月に「中部」圏域、平成28年4月に「東部」圏域、平成31年4月に「東部」「西部」「北部」圏域をそれぞれ一部分割し、その分割圏域に民間事業者への委託により新たに1か所ずつセンターを設置しました。現在、市内には直営センター5か所、委託センター8か所、計13か所のセンターが設置されています。

地域包括支援センターの設置状況

(単位：か所)

圏域	南部	西部	中部	東部	北部	合計
直営	1	1	1	1	1	5
委託	0	2	1	3	2	8
合計	1	3	2	4	3	13

## 第2節 高齢者生活実態調査結果等の概要

### 1 高齢者生活実態調査結果の概要

#### (1) 調査の実施概要

本計画の策定にあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、今後の高齢者の保健福祉や介護サービスの充実のための基礎資料として活用することを目的として、令和元年12月に調査を実施しました。

本調査においては、対象者別に以下の4種類のアンケート調査を無記名式で実施しました。

調査の種類	対象者	実施方法
① 高齢者基本調査	市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた5,000人を抽出	郵送配付 ・郵送回収
② 要介護高齢者調査	市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定（要介護1～5）を受けている4,000人を抽出	郵送配付 ・郵送回収
③ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査	市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた1,000人を抽出	訪問による聞き取り調査 (一部郵送回収)
④ 若年調査	市内在住の40～64歳の市民から、1,000人を抽出	郵送配付 ・郵送回収

※「①高齢者基本調査」「②要介護高齢者調査」の対象者は、24地区コミュニティ別の介護保険第1号被保険者数の人口比で抽出しました。

※「③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査」「④若年調査」の対象者は、日常生活圏域（5圏域）別の介護保険第1号被保険者数の人口比で抽出しました。

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
① 高齢者基本調査	5,000人	3,815票	76.3%
② 要介護高齢者調査	4,000人	2,618票 (うち入院・入所182)	65.5%
③ ひとり暮らし高齢者・ 高齢者のみ世帯調査	1,000人	827票	82.7%
④ 若年調査	1,000人	530票	53.0%

## ※ 調査結果の見方について

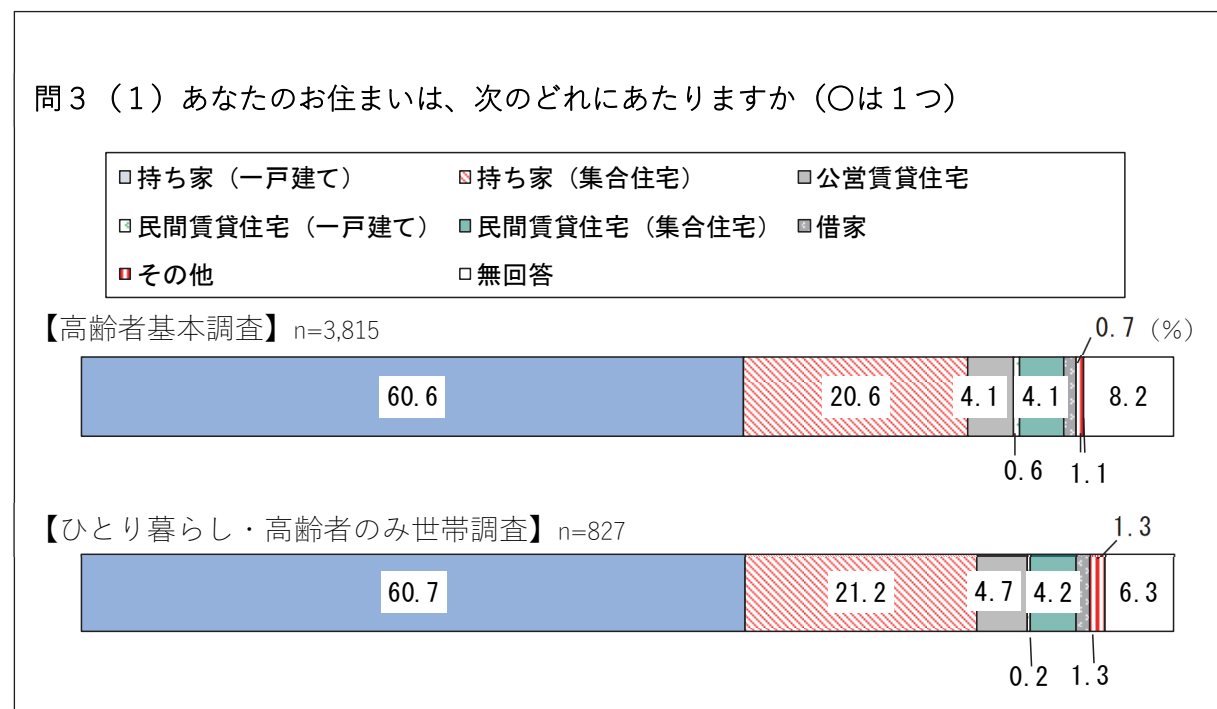
- 集計結果のグラフ・表における比率(%)は、四捨五入の関係で内訳の合計が100(%)にならない場合があります。
- 集計結果の「n=」の値は、当該設問の回答数を表します。
- 「ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査」は住民基本台帳からひとり暮らし及び高齢者のみ世帯を抽出したため、実態として家族と同居している人が含まれます。

## (2) 調査結果からの課題整理に関する項目

### I. 住まい

#### ○ 住まい方の実態に即した、支援の受け皿づくり

高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査とも、「持ち家（一戸建て）」が6割、「持ち家（集合住宅）」が2割の構成となっており、合わせて8割が持ち家居住です。今後は集合住宅居住者の高齢化が進むと予想され、買い物、住民同士の交流といった日常生活上の支援など、きめ細やかな実態の把握とともに、地域コミュニティやネットワークの維持などといったしくみづくりが、地域から求められるとされます（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査・問3（1））。

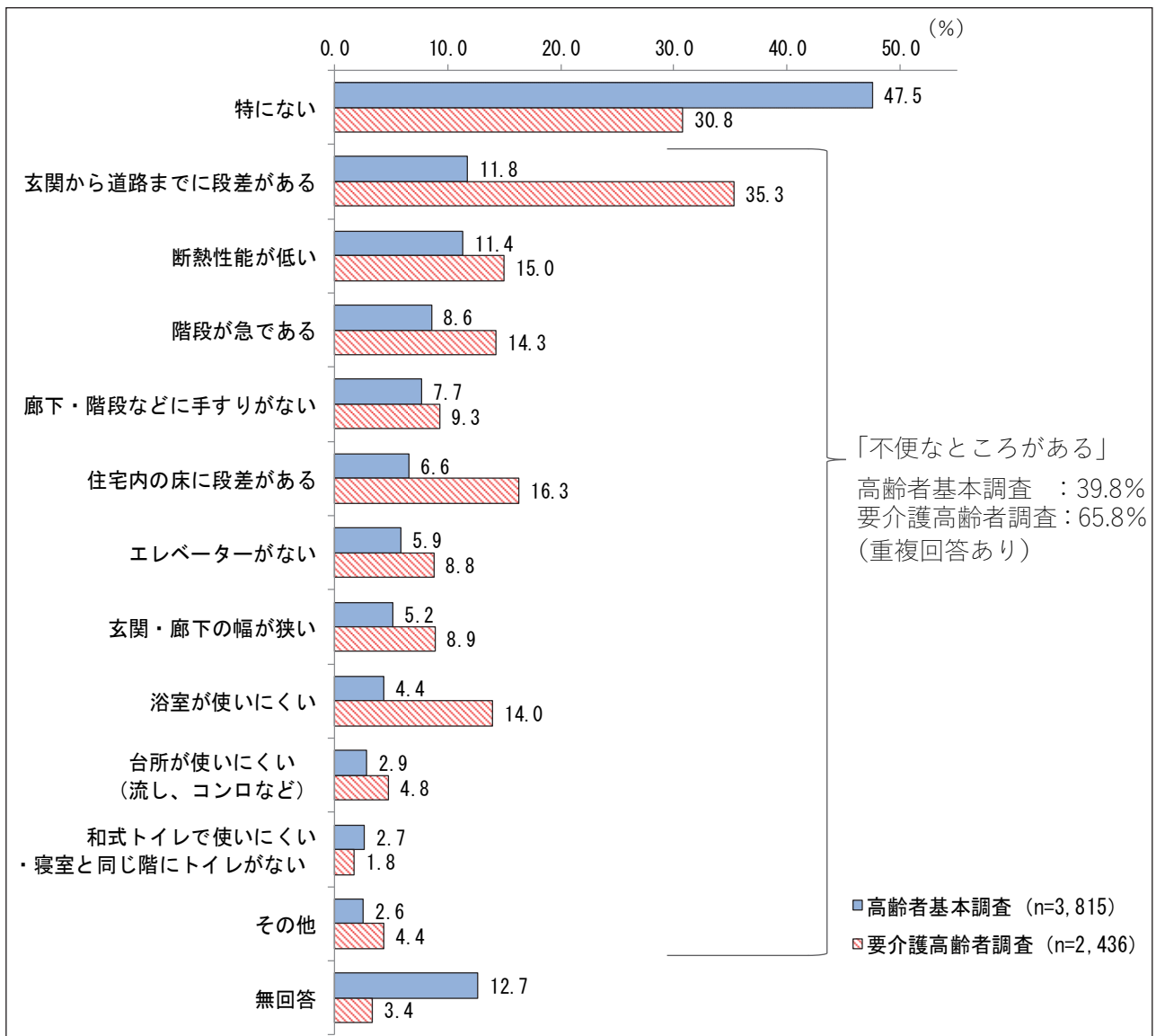


○ バリアフリーは、「玄関を出たところ」も含めて

高齢者基本調査では、約4割が現在の住まいに何らかの不便を感じており、「玄関から道路までに段差がある」「断熱性能が低い」が1割を超えています。また、「階段が急である」「廊下・階段などに手すりがない」「住宅内の床に段差がある」「エレベーターがない」といった、高低差や垂直移動にともなう不便さがあげられており、住居内にとどまらず、玄関を出て外に出るまでのバリアフリーが重要であると考えられます（高齢者基本調査・問3（2））。

要介護高齢者調査では、現在の住まいに約7割が不便を感じ、特に「玄関から道路までに段差がある」（35.3%）、「住宅内の床に段差がある」（16.3%）に回答が集中していることから、住居回りのバリアフリーに注目した取り組みが今後重要となると考えられます（要介護高齢者調査・問3（4））。

【高齢者基本調査】・問3（2）、【要介護高齢者調査】問3（4）あなたのお住まいの中で、不便なところはありますか（○は主なもの3つまで）

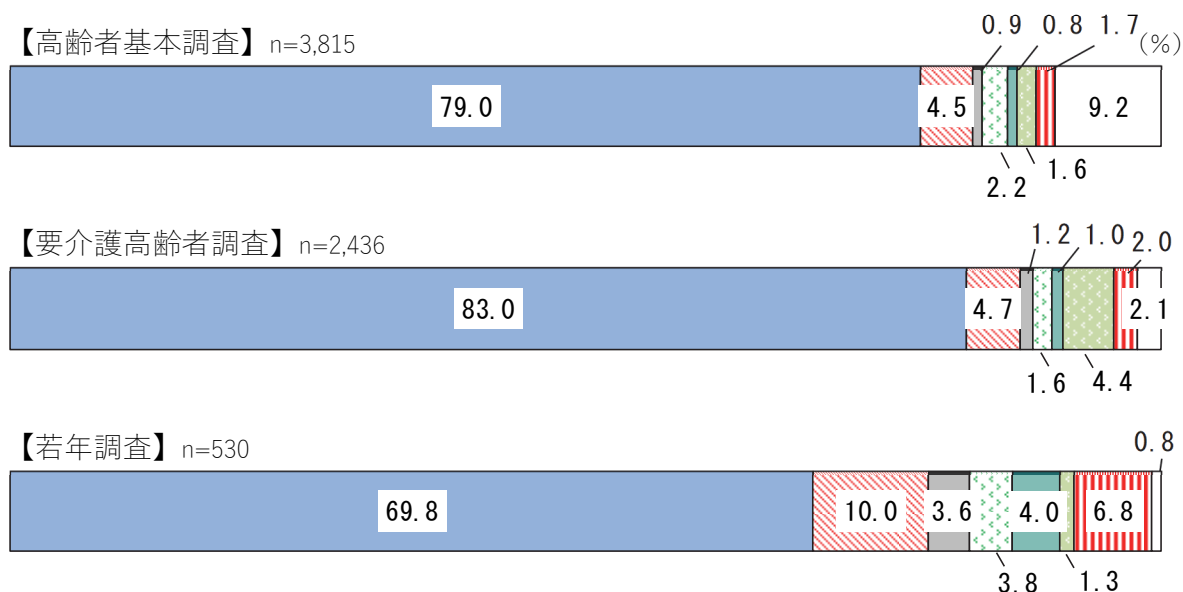


○ 住み続けられる環境づくり

高齢者基本調査、要介護高齢者調査では、8割前後が「可能な限り今の住まいで生活したい」としており、住まいの不便さを感じつつもなお今のところでの生活を送ることを希望しています。若年調査においても、「可能な限り今の住まいで生活したい」、「今の住まいを改修して住み続けたい」合わせて79.8%が現在の住まいでの生活継続を望んでおり、高齢期に向けた住環境整備への関心が高まることが想定されます（高齢者基本調査・問3（3）、要介護高齢者調査・問3（5）、若年調査・問3（3））。

問3（3） / （5） あなたは、今後もずっと今のお住まいで生活していきたいと思えますか（○は1つ）

- 可能な限り今の住まいで生活したい
- 今の住まいを改修して住み続けたい
- バリアフリー化された住宅に転居したい
- 今より家賃の安いところに転居したい
- 親族の近く（同居を含む）に転居したい
- 医療や介護が受けられる有料老人ホーム等に転居したい
- その他
- 無回答

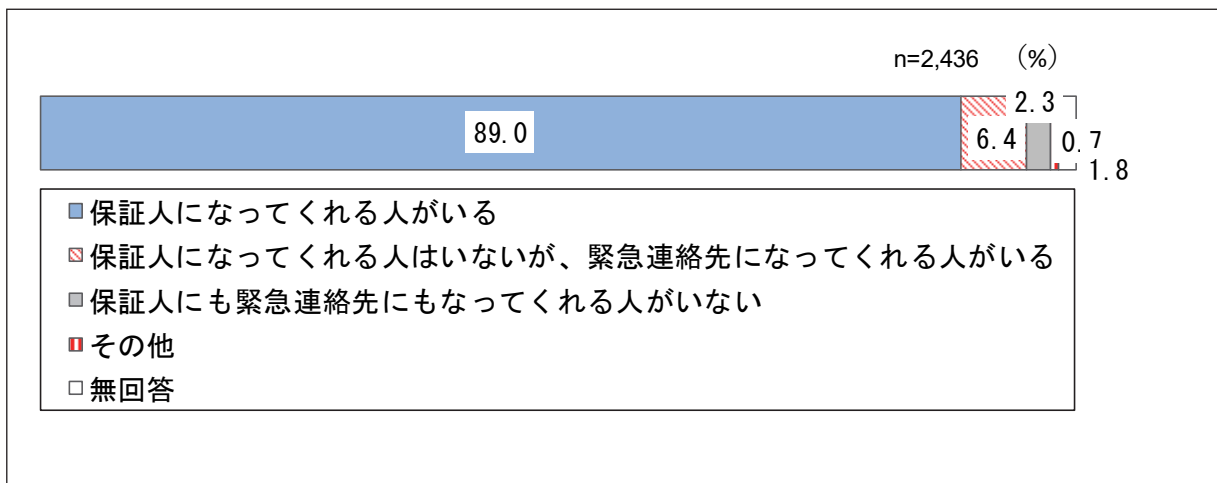




○ 保証人・緊急連絡先の有無

要介護高齢者調査では、入院、施設入所、賃貸住宅への転居等が必要になったとき、「保証人になってくれる人がいない」とする割合が 8.7%（「保証人になってくれる人はいないが、緊急連絡先になってくれる人がいる」（6.4%）、「保証人にも緊急連絡先にもなってくれる人がいない」（2.3%））となっており、今後ひとり暮らしなど身寄りのない要介護高齢者における住まいの選択を支援するしくみの充実が必要です（要介護高齢者調査・問3（3））。

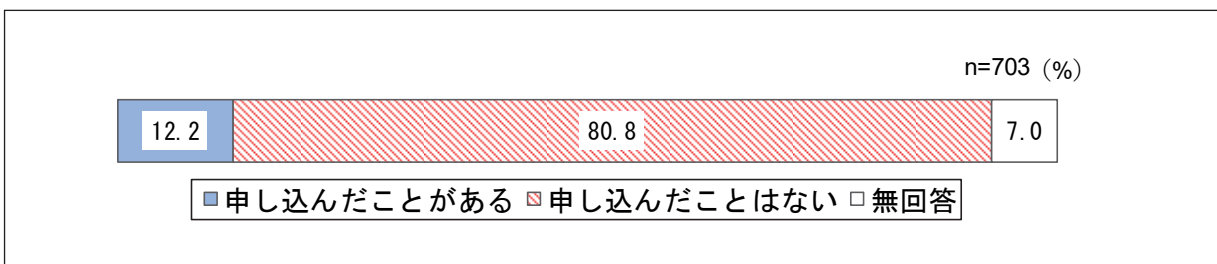
【要介護高齢者調査】・問3（3）あなたが入院、施設入所、賃貸住宅への転居等が必要になったとき、保証人や緊急連絡先になってくれる人はいますか（○は1つ）



○ 施設入所申込者への支援

要介護高齢者調査では、施設への入所申請は1割が行っており、可能な限り重度化を防ぐとともに、家族等介護者に係る負担を軽減できるよう、在宅生活支援を図ることが重要です（要介護高齢者調査・問3（6））。

【要介護高齢者調査】・【「要介護3」～「要介護5」の認定を受けている方におうかがいします】問3（6）あなたは、特別養護老人ホームへの入居申込（待機含む）を行ったことがありますか（○は1つ）



## II. 予防

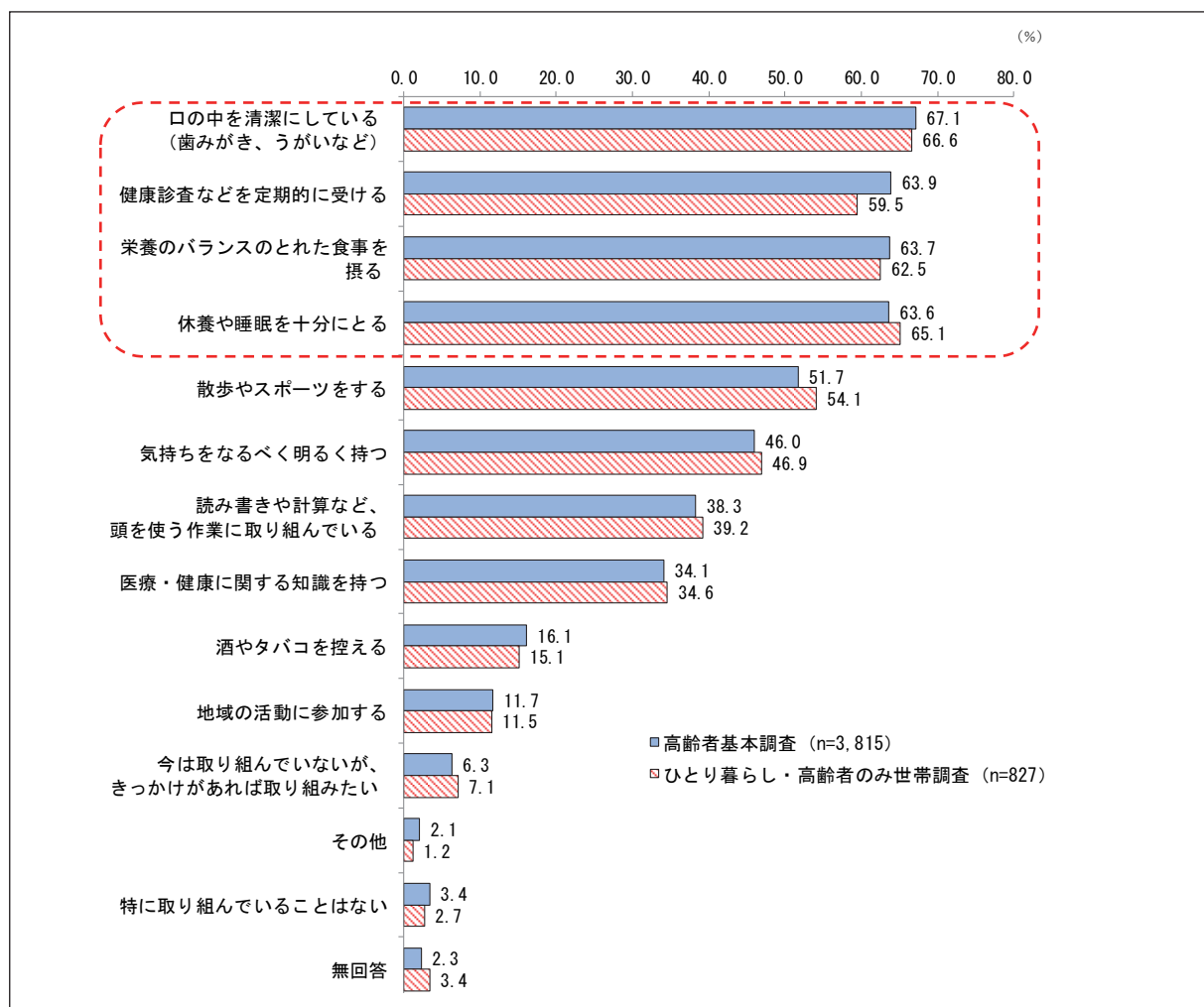
### ○ 早期の介護予防・健康づくりへの意識啓発

高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では、健康や介護予防のために取り組んでいることとして「口の中を清潔にしている（歯みがき、うがいなど）」が最も多く、「健康診査などを定期的に受ける」、「栄養のバランスのとれた食事を摂る」、「休養や睡眠を十分にとる」の4項目は6割前後と高くなっています（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査・問9（12））。

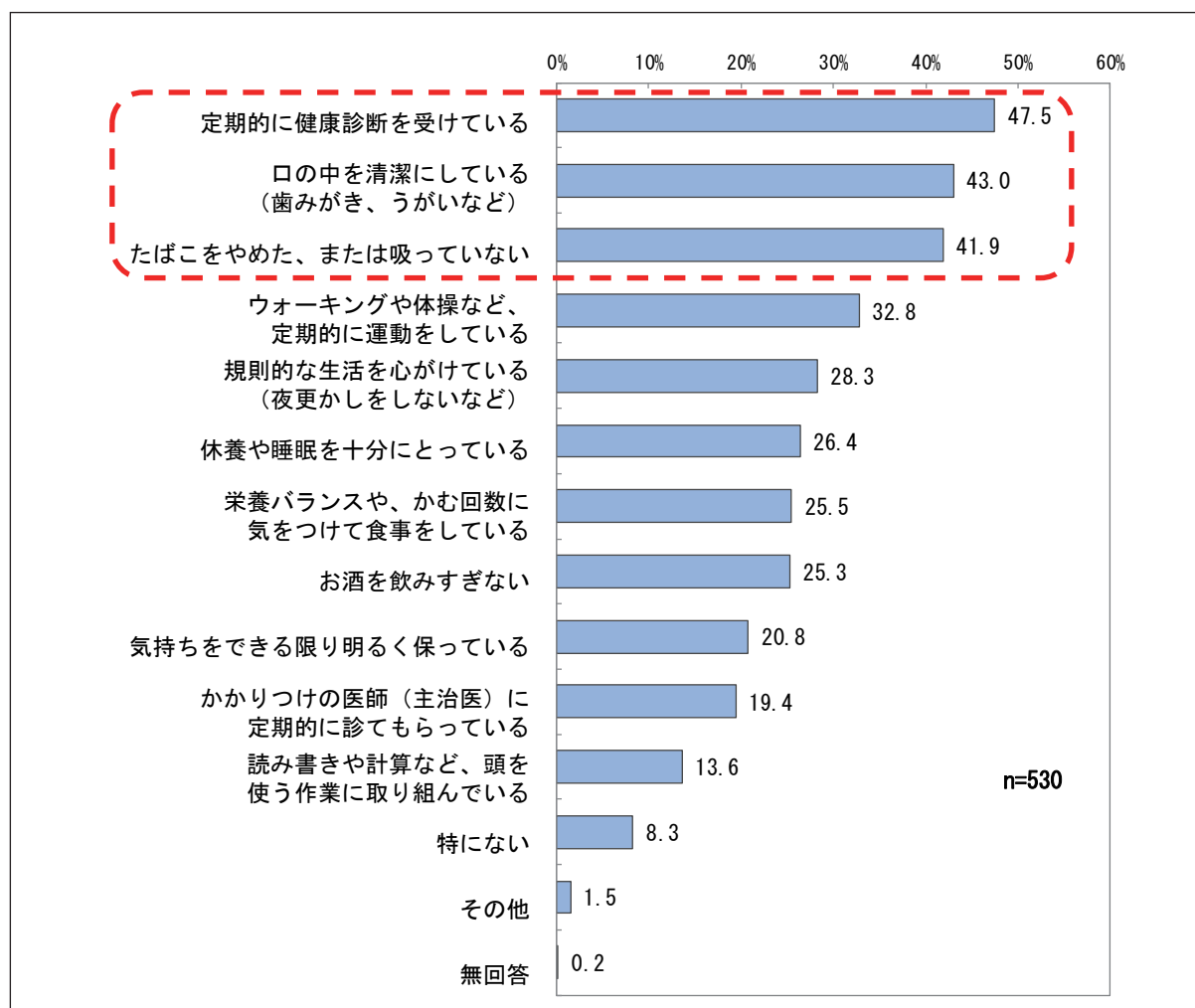
若年調査では、「定期的に健康診断を受けている」が約5割のほか、「口の中を清潔にしている（歯みがき、うがいなど）」、「たばこをやめた、または吸っていない」が4割と続いています。

なお、「散歩やスポーツ」は高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査で5割を超えていますが、若年調査では「ウォーキングや体操など、定期的に運動をしている」は3割にとどまっており、今後より一層自発的に健康づくりに取り組む必要があると思われます（若年調査・問4（5））。

【高齢者基本調査】【ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査】・問9（12）あなたは、ふだんから健康や介護予防のために取り組んでいることはありますか（〇はいくつでも）



【若年調査】・問4（5）あなたは、ふだんから健康や介護予防のために気をつけていることはありますか（〇はいくつでも）



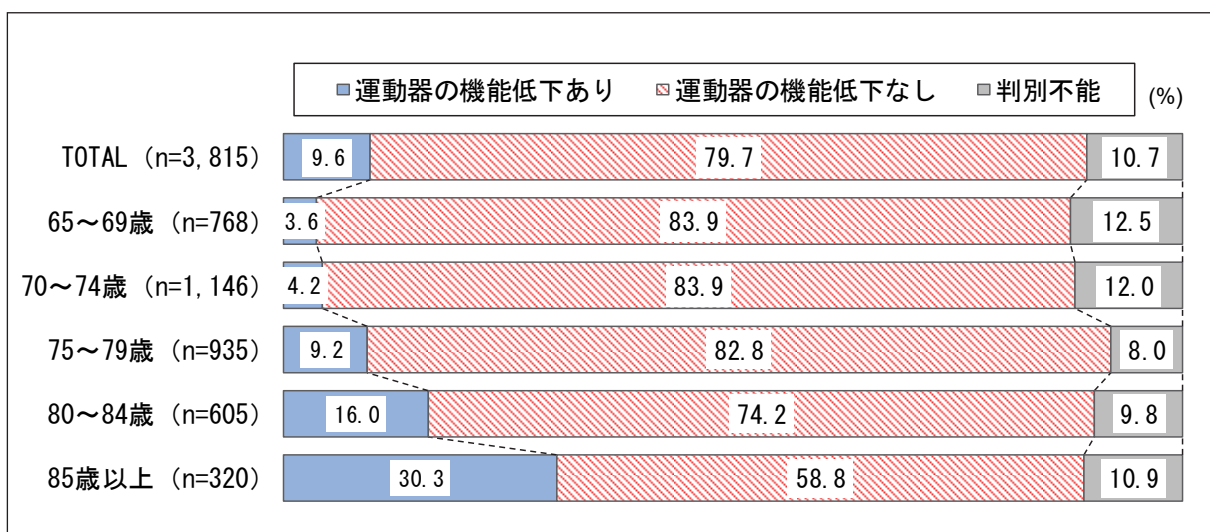
## ○ 各種リスクへの備え

運動器の機能低下、転倒リスク、閉じこもり傾向、低栄養状態、口腔機能の低下、認知機能の低下、IADL（手段的日常生活動作）、うつ傾向の出現状況は、介護予防を進めるうえで重要な指標です。

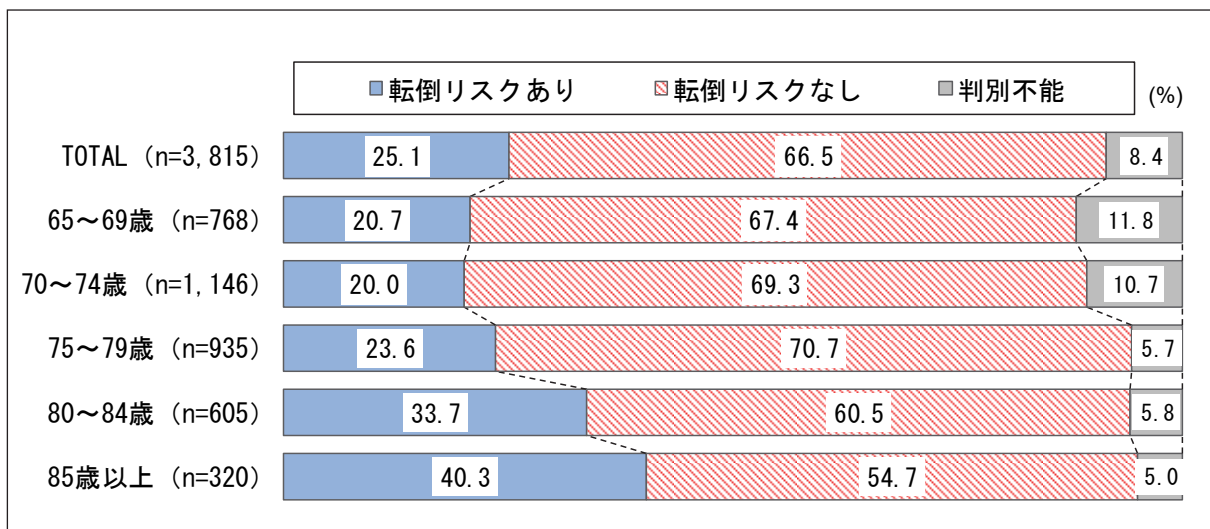
高齢者基本調査によれば、運動器の機能低下は9.6%、転倒リスクは25.1%、閉じこもり傾向は10.0%、低栄養状態は0.9%、IADL（手段的日常生活動作）4点以下は7.3%という結果が得られました。このうち、運動器の機能低下、転倒リスク、閉じこもり傾向、低栄養状態、IADL（手段的日常生活動作）については、年齢が高いほどリスクの割合が大きくなる傾向が顕著でした（65～69歳と85歳以上との差が約2倍以上）（高齢者基本調査・運動器の機能低下：問4（1）～（5）、転倒リスク：問4（4）、閉じこもり傾向：問4（6）、低栄養状態：問5（1）（3）、IADL：問6（4）～（8））。

健康や介護予防のために積極的に取り組んでいるとする回答が多い一方で、介護予防リスクを有する高齢者が、積極的な運動・外出と身近な支援、専門的なアドバイスなどをなお必要としていることがうかがわれ、特に80歳代以降の高齢者への支援が重要です。さらには、前期高齢者の段階から、健康づくり・介護予防に取り組み、各種リスクを先送りできるようにすることが必要です。

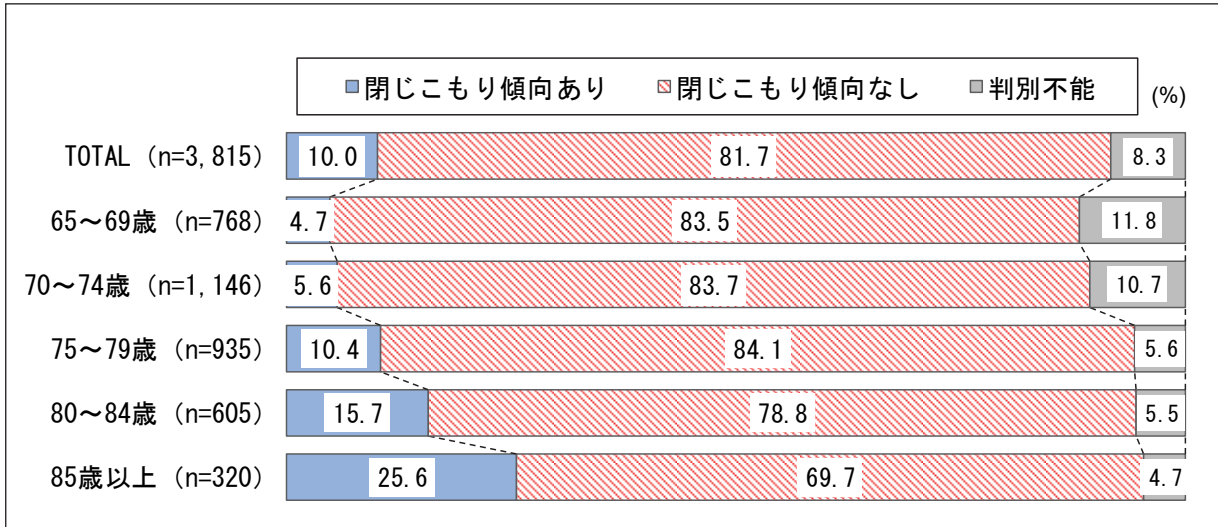
【高齢者基本調査】運動器の機能低下・問4（1）～（5）



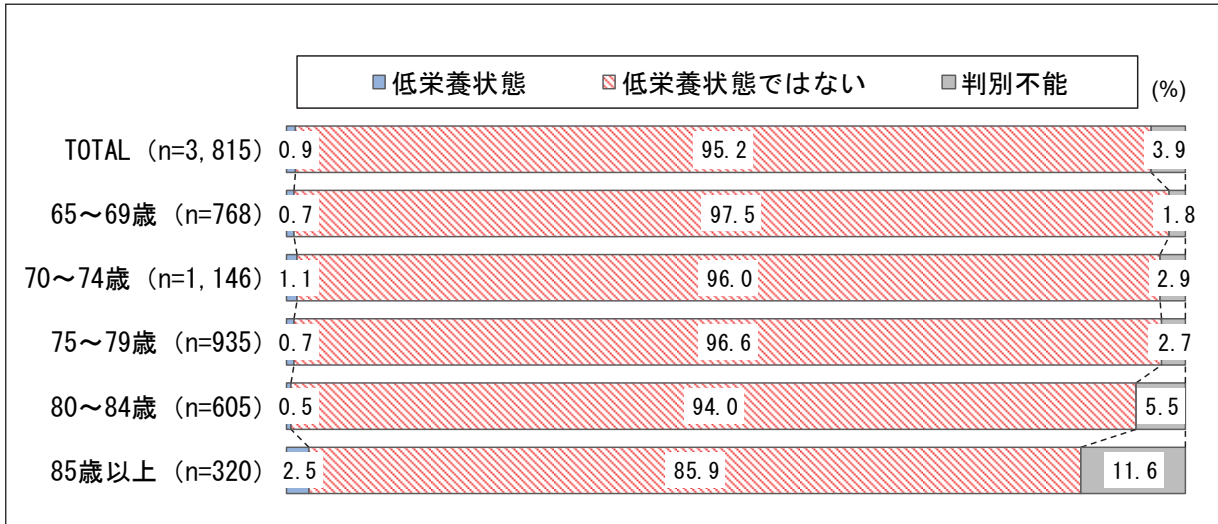
【高齢者基本調査】転倒リスク・問4（4）



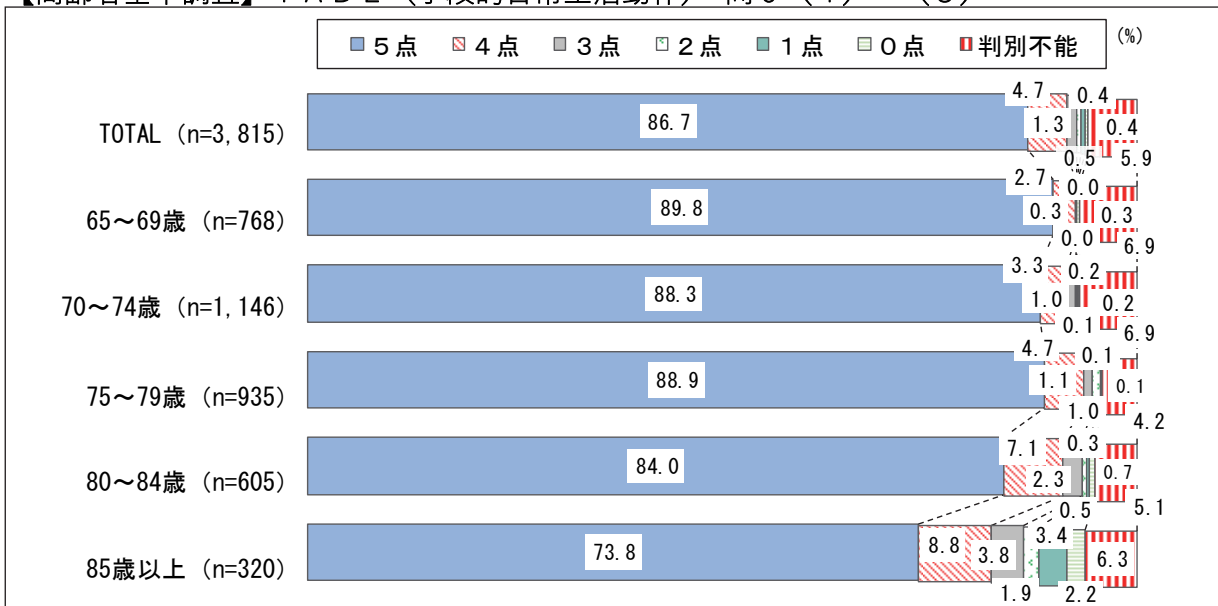
【高齢者基本調査】閉じこもり傾向・問4 (6)



【高齢者基本調査】低栄養状態・問5 (1) (3)



【高齢者基本調査】IADL (手段的日常生活動作)・問6 (4) ~ (8)



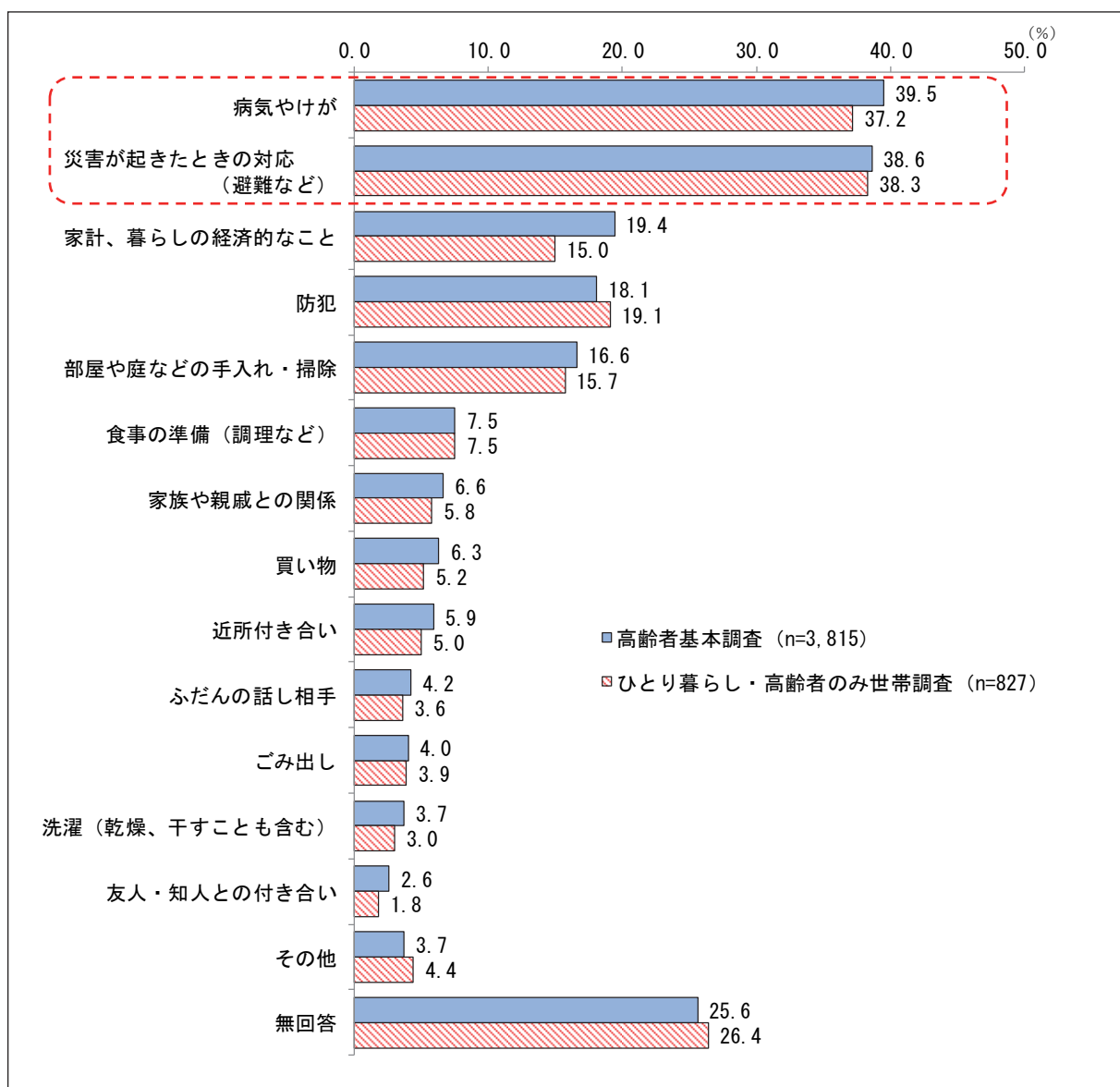
Ⅲ. 生活支援

○ 医療、防災への備えの重視

高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査とも「ふだんの生活で気になったり、困ったりしていること」については、「病気やけが」、「災害が起きたときの対応（避難など）」が多くあげられており、医療、防災への備えについては、高齢者やその家族だけで十分な備えをすることが困難であることが想定されます（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査・問6（19））。

【高齢者基本調査】、【ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査】

・問6（19）あなたがふだんの生活で気になったり、困ったりしていることはありますか（○はいくつでも）

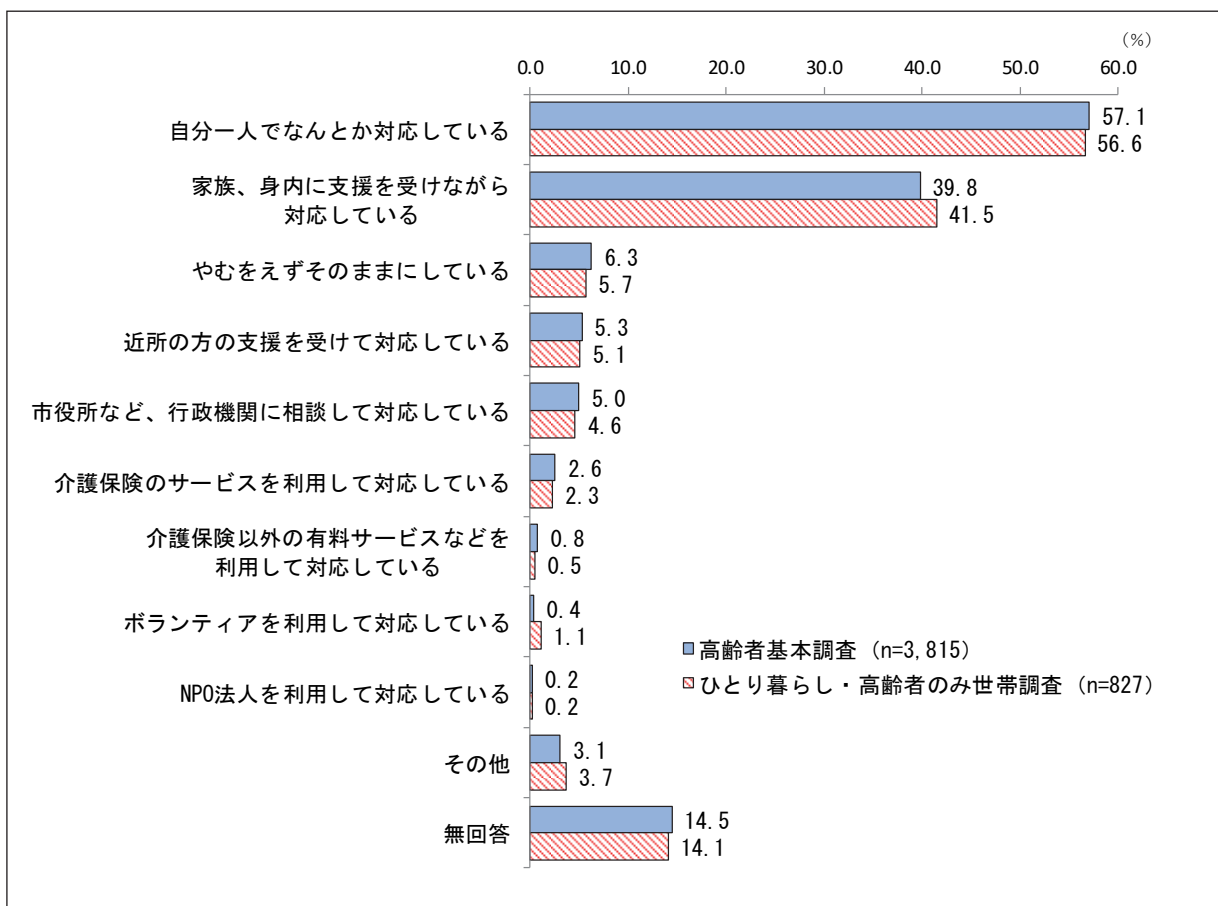


## ○ 現状での対応

現状では、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査とも様々な生活上の課題に対して、「自分一人でなんとか対応している」、「家族、身内に支援を受けながら対応している」がそれぞれ5割、約4割と回答していますが、医療などの専門的対応や緊急時など、対応範囲に限界が想定されることから、日常的に高齢者自らが対応可能なものと、対応の困難なものを分かりやすく整理し、専門的かつ客観的なアドバイスを得られる仕組みが今後重要になると考えられます（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査・問6（20））。

## 【高齢者基本調査】、【ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査】

問6（20）あなたが気になったり、困ったりしていることに、どのように対応されていますか（〇はいくつでも）



○ 地域での関わり

地域における活動への参加意向をみると、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査とも、「是非参加したい」、「参加してもよい」、「既に参加している」との肯定的な回答が合わせて半数を超えています。

また、活動の企画・運営（お世話役）としての参加意向は、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査において「是非参加したい」、「参加してもよい」、「既に参加している」を合わせて、4割前後となっています。

さらに、地域でボランティアとして家事援助など助け合い活動に参加したいとする意向は、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査において「是非参加したい」、「参加してもよい」、「既に参加している」を合わせて、3割を超えています。

今後、地域での活動を基盤として、様々な活動情報や市民の参加意向などのニーズを共有化しながら、生活支援を進めることが有効かつ効率的であると思われます（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査・問7（2）～（4））。

問7（2）地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか（○は1つ）

是非参加したい 参加してもよい 参加したくない 既に参加している 無回答

【高齢者基本調査】 n=3,815 (%)



【ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査】 n=827





問7(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか(〇は1つ)

■是非参加したい ■参加してもよい ■参加したくない ■既に参加している □無回答



【ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査】 n=827



問7(4) 地域住民の有志によって、家事援助などのたすけあい活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動にボランティアとして参加してみたいですか(〇は1つ)

■是非参加したい ■参加してもよい ■参加したくない ■既に参加している □無回答



【ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査】 n=827



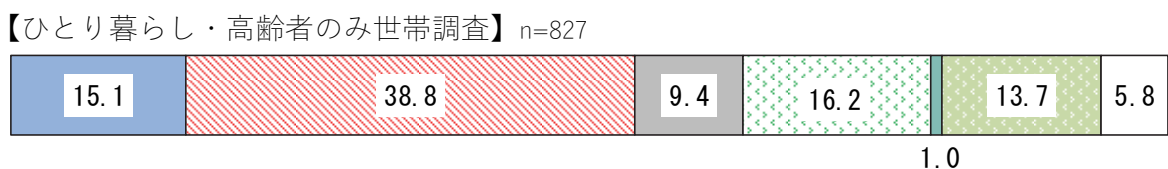
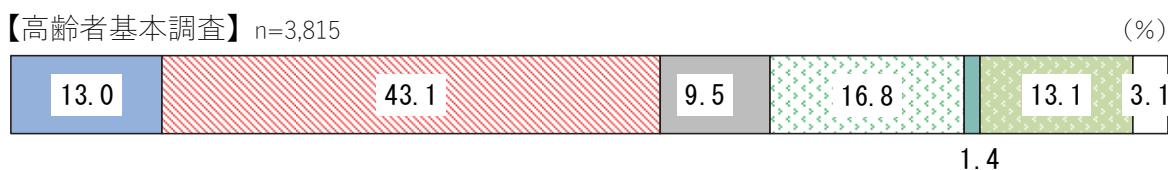
IV. 介護

○ サービス利用と在宅生活の維持

今後の生活については、高齢者基本調査では、「介護保険のサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が43.1%と、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査（38.8%）よりも高くなっています。住み慣れた自宅において、要介護状態であっても住み続けられる環境づくりが重要となっています。

問11（1）あなたは、ご自身が介護を必要とする状態になったとき、どのような介護を受けたいと思いますか。

- 家族の介護を受けながら、自宅で生活したい
- 介護保険のサービスを利用しながら、自宅で生活したい
- 高齢者向け施設などに住み替えて、介護保険サービスを利用したい
- 介護保険で利用できる特別養護老人ホームなどに入所したい
- その他
- わからない
- 無回答

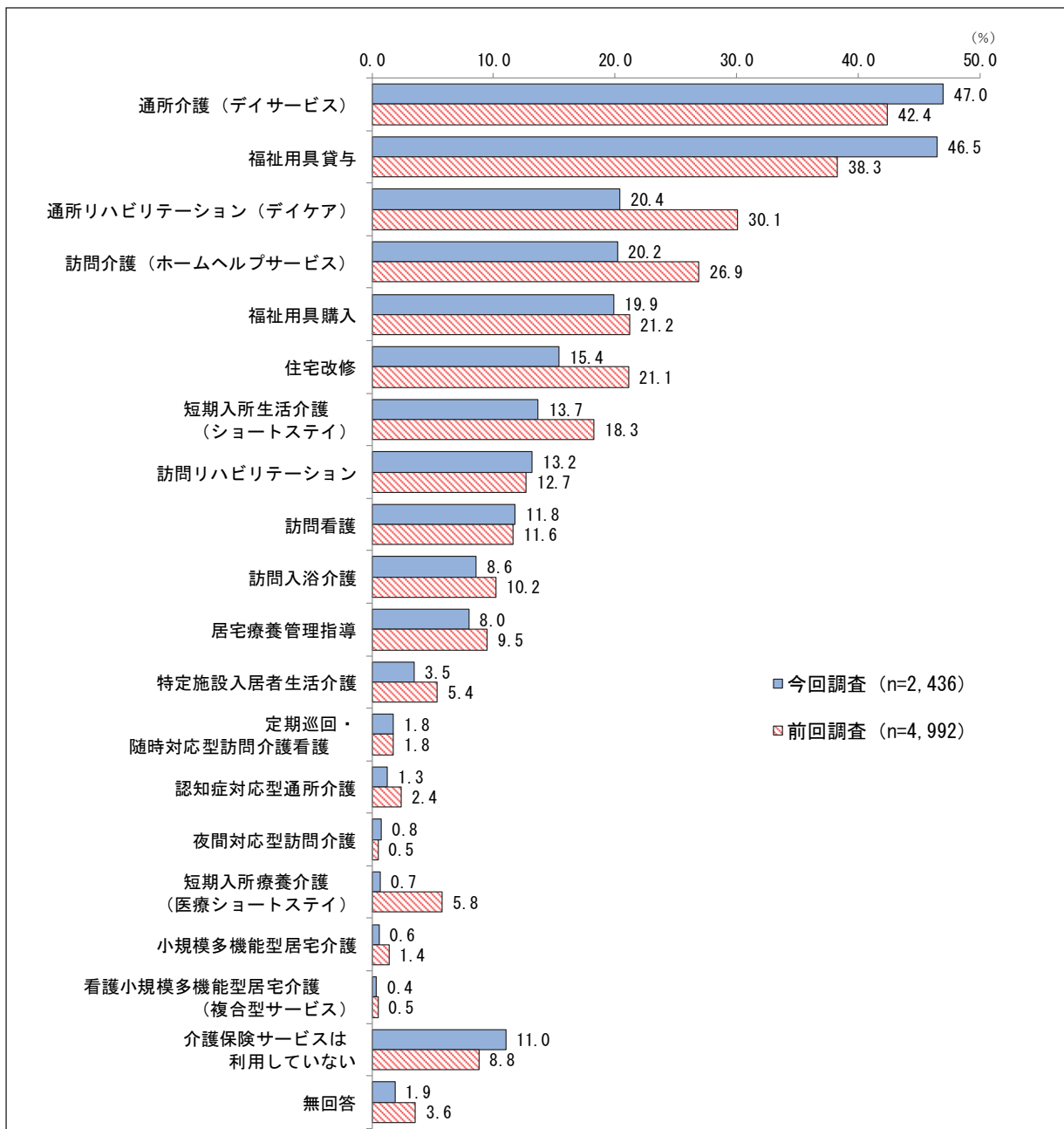


○ サービス利用状況

現状のサービス利用では、「通所介護」(47.0%)、「福祉用具貸与」(46.5%) がともに4割台と集中しており、かつ3年前に行った前回の調査(以下、「前回」と言う。)よりも増加しています(前回「通所介護」42.4%、「福祉用具貸与」38.3%)。

また、「通所リハビリテーション」(20.4%)、「訪問介護」(20.2%) は前回より減少しており、(前回「通所リハビリテーション」30.1%、「訪問介護」26.9%)、今後介護サービス供給体制については、需要動向をみながら計画的に整備する必要があります(要介護高齢者調査・問5(3))。

【要介護高齢者調査】・問5(3) 現在の介護保険サービスの利用状況をおうかがいします。  
①現在利用している介護サービスをお答えください。(〇はいくつでも)

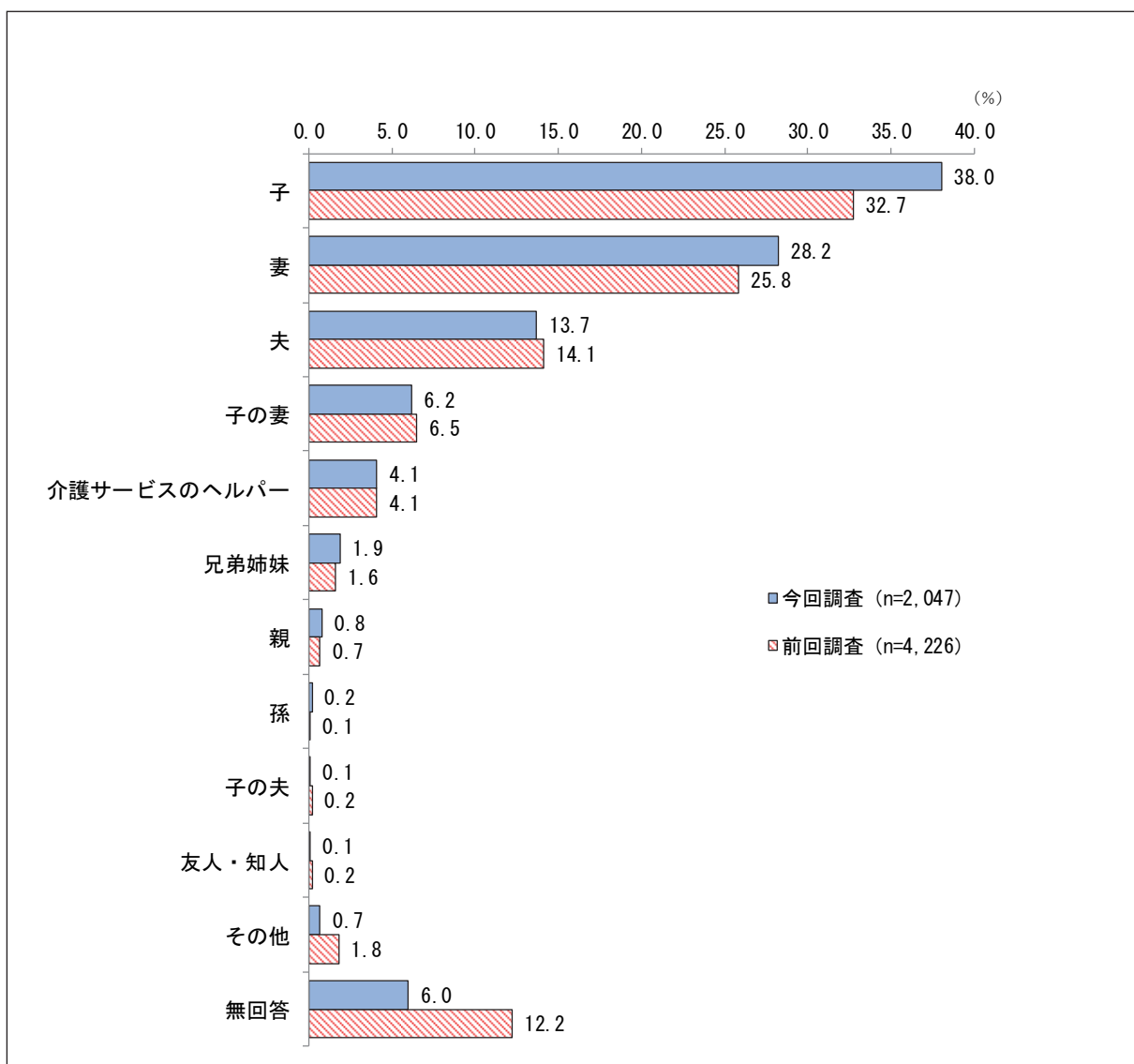


○ 介護の担い手

主な介護者のうち、子の占める割合が前回より増えており（38.0% 前回 32.7%）、家族内の介護の担い手の変化がうかがえます（要介護高齢者調査・問6（3）③）。

【要介護高齢者調査】・問6（3）主に介護をしている方（お一人）の（主な介護者の）あて名ご本人との関係（続柄等）をお答えください（それぞれについて○は1つ）

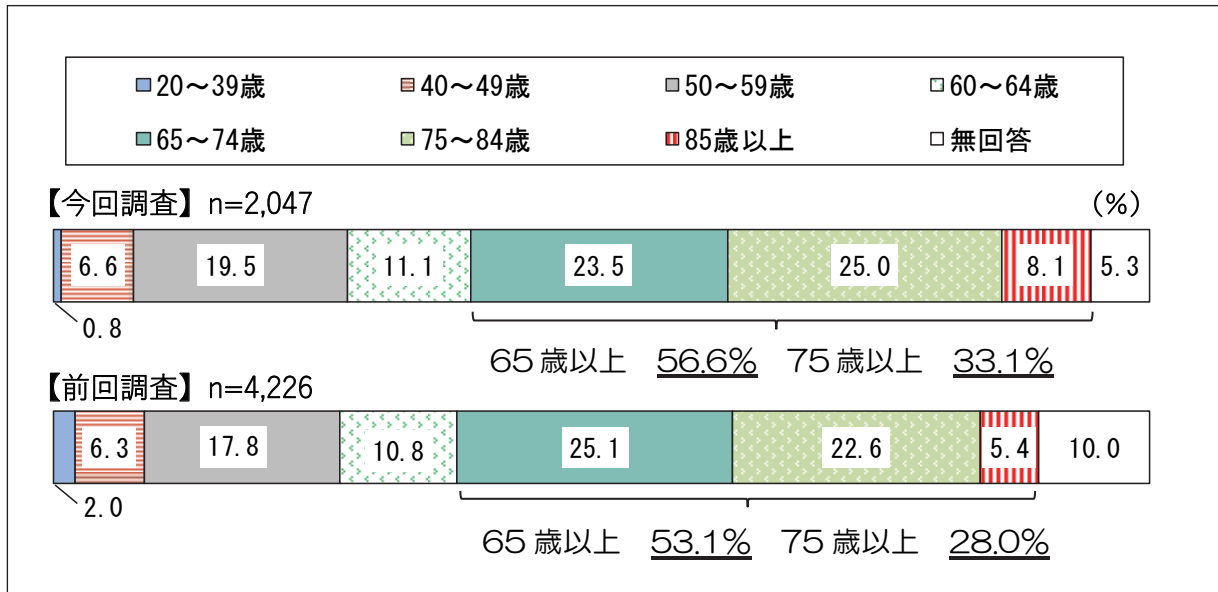
③（主な介護者の）あて名ご本人との関係（続柄等）



一方、主な介護者の年齢構成では、「65歳以上」が半数（56.6% 前回 53.1%）、「75歳以上」では、約3割（33.1% 前回 28.0%）と介護者の高齢化も進んでいると思われます（要介護高齢者調査・問6（3）②）。

【要介護高齢者調査】・問6（3）主に介護をしている方（お一人）の年齢をお答えください（それぞれについて○は1つ）

②（主な介護者の）年齢

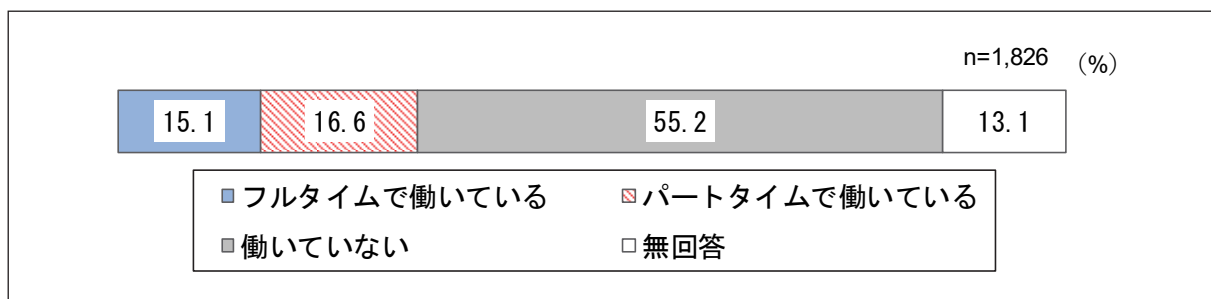


○ 介護者の就労

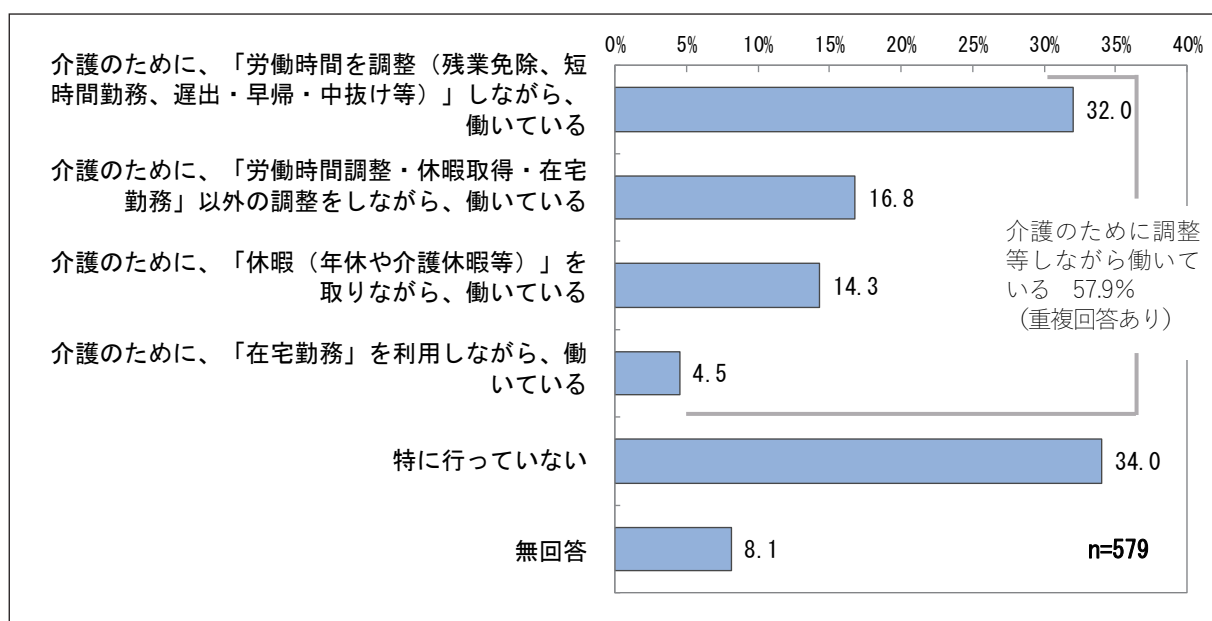
家族介護者のうち、31.7%は就労（フルタイム 15.1% パートタイム 16.6%）しており（要介護高齢者調査・問6（9））、うち57.9%は、介護のために、労働時間や休暇取得などの調整をしながら就労しています（要介護高齢者調査・問6（9）①）。

介護による離職を防ぎつつ、要介護者本人の在宅生活を維持できるよう、勤務先事業所側においても各種制度の充実や多様な働き方への理解など、介護者の働き方を支援する環境づくりをより一層進める必要があります。

【要介護高齢者調査】・【問6（3）③で「1. 妻」～「8. 兄弟姉妹」のいずれかに○をつけられた方がお答えください。】問6（9）（主な介護者の方は）現在、仕事をしていますか。仕事をしている場合、勤務形態は次のどれですか（○は1つ）



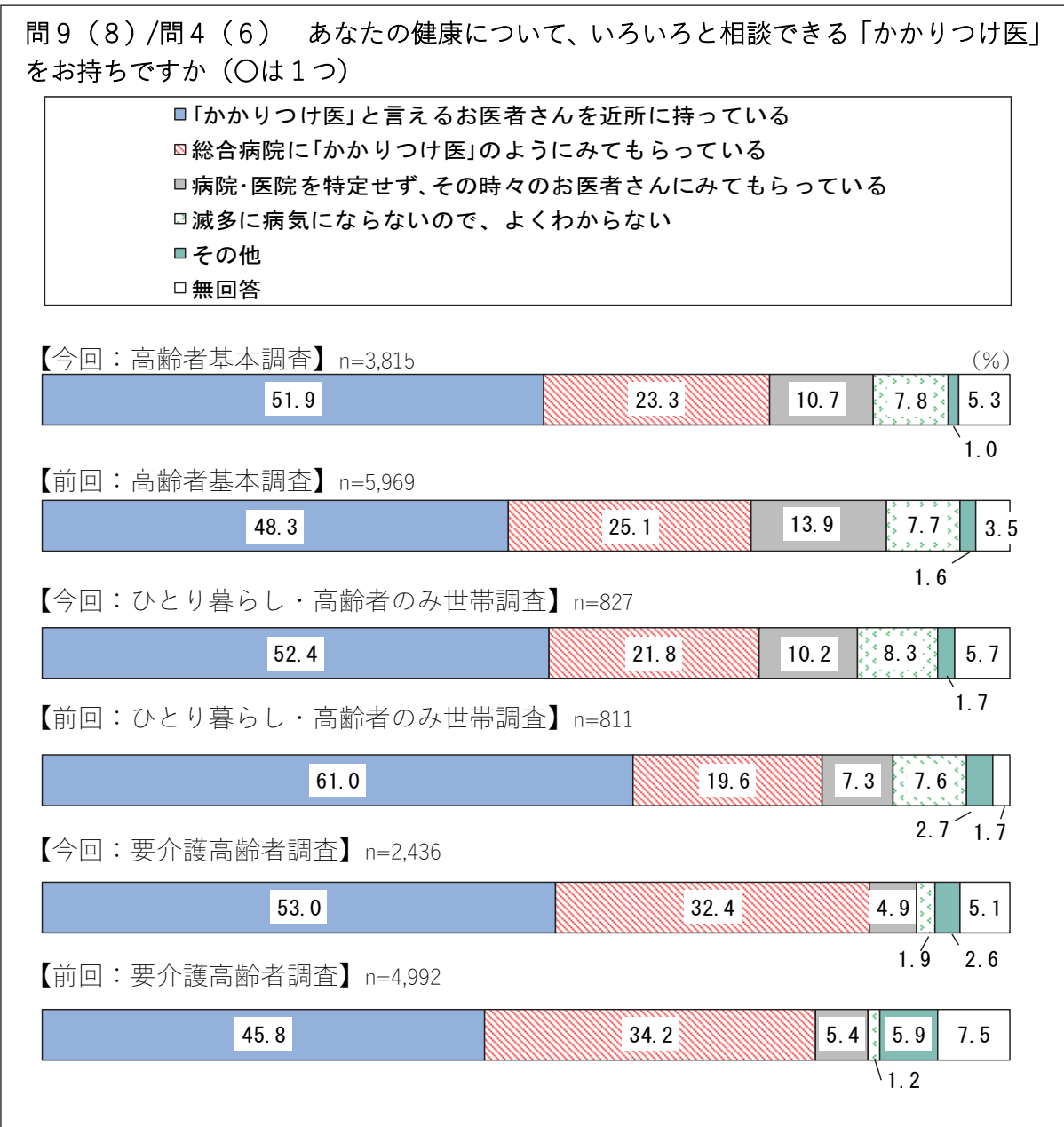
【要介護高齢者調査】・【問6（9）において「1. フルタイムで働いている」、「2. パートタイムで働いている」のいずれかに○をつけられた方におうかがいします。】①介護をするにあたって、何か働き方の調整をしていますか（○はいくつでも）



V. 医療

○ 身近な存在であるかかりつけ医

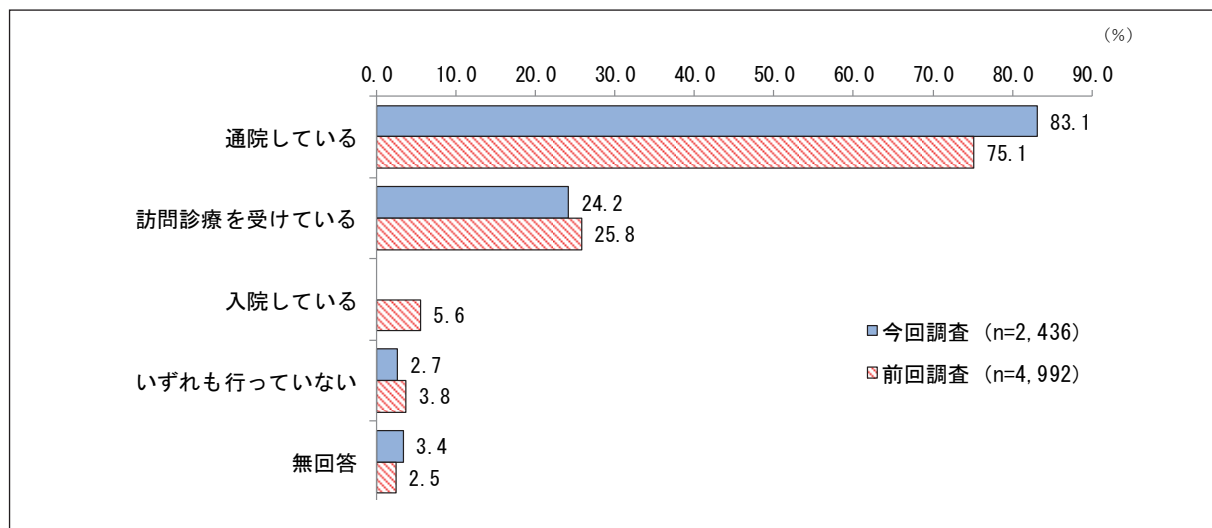
高齢者基本調査において、『かかりつけ医』と言えるお医者さんを近所に持っている」割合は半数（51.9%）と前回割合（48.3%）よりやや増加しています（なお、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では、『かかりつけ医』と言えるお医者さんを近所に持っている」割合は、今回 52.4%、前回 61.0%と前回より減少）（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査・問9（8））。また、要介護高齢者のうち、『かかりつけ医』と言えるお医者さんを近所に持っている」割合は半数を超え（53.0%）、前回割合（45.8%）より増加しています（要介護高齢者調査・問4（6））。



○ 訪問診療の受診状況

要介護高齢者調査では、訪問診療を受けている割合が24.2%（前回25.8%）となっており、高齢化、中重度の要介護者の在宅生活が増える中で、在宅生活を支える担い手として、医療の位置づけがますます大きくなると想定されます（要介護高齢者調査・問4（5））。

【要介護高齢者調査】・問4（5）あなたは現在、通院や訪問診療などで診療を受けていますか（〇はいくつでも）



○ 最期の居場所

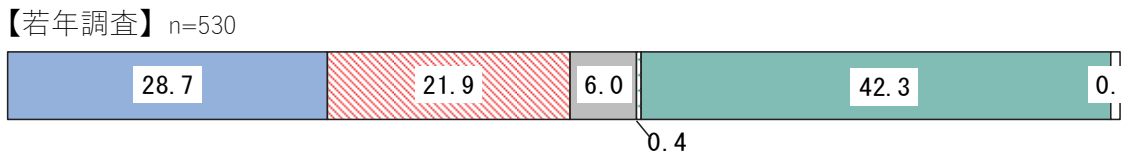
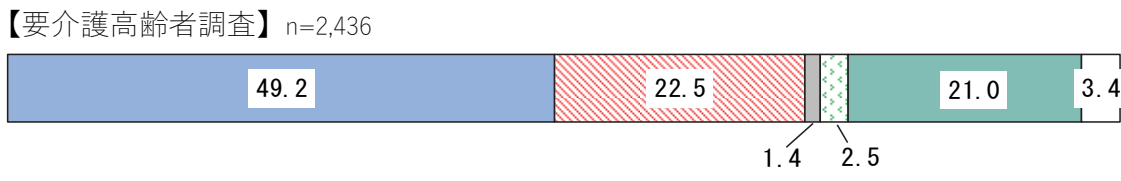
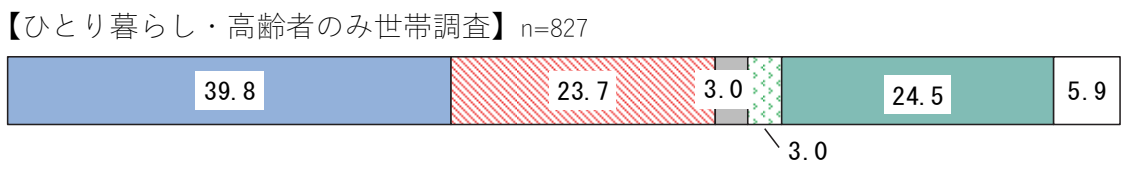
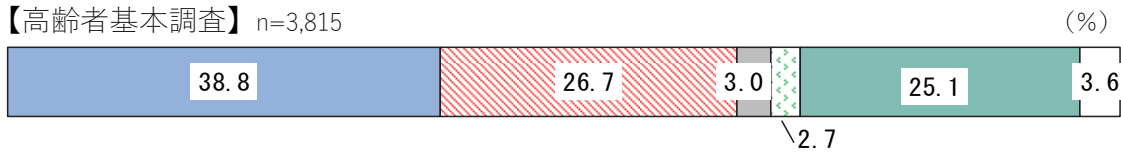
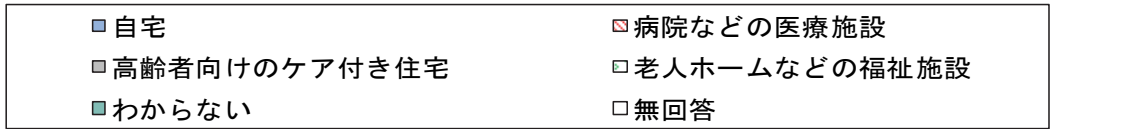
病気などで最期を迎える場所については、高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では、「自宅」が約4割（高齢者基本調査38.8%、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査39.8%）、若年調査（28.7%）に対し、要介護高齢者調査では約5割（49.2%）とやや高く、要介護5では61.9%となっています（高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査・問9（13）、要介護高齢者調査・問4（10）、若年調査・問4（10））。

このように、要介護者が可能な限り、本人の意向を尊重し、最期まで自宅で住み続けられるよう、在宅療養環境のさらなる充実が求められます。

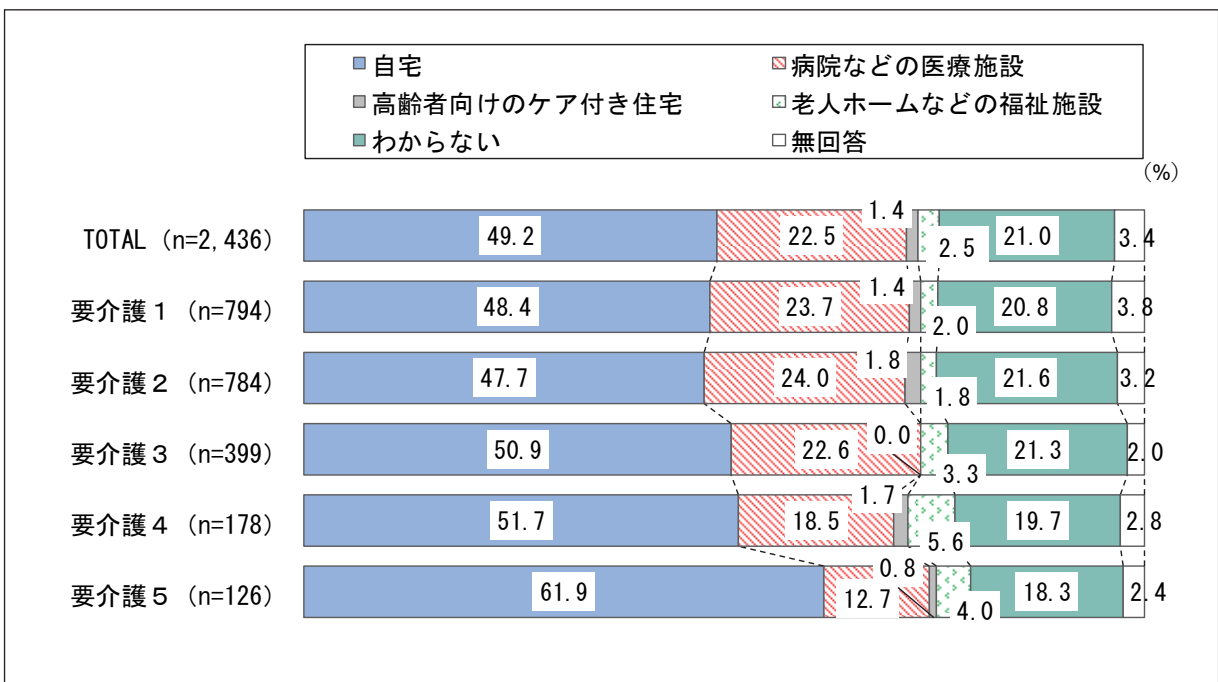
（次ページ図参照）



問9 (13) / 問4 (10) 病気などで最期を迎えるとしたら、あなたはどこで最期を迎えたいですか (〇は1つ)



【要介護高齢者調査】 (介護度別)・問4 (10) 病気などで最期を迎えるとしたら、あなたはどこで最期を迎えたいですか (〇は1つ)

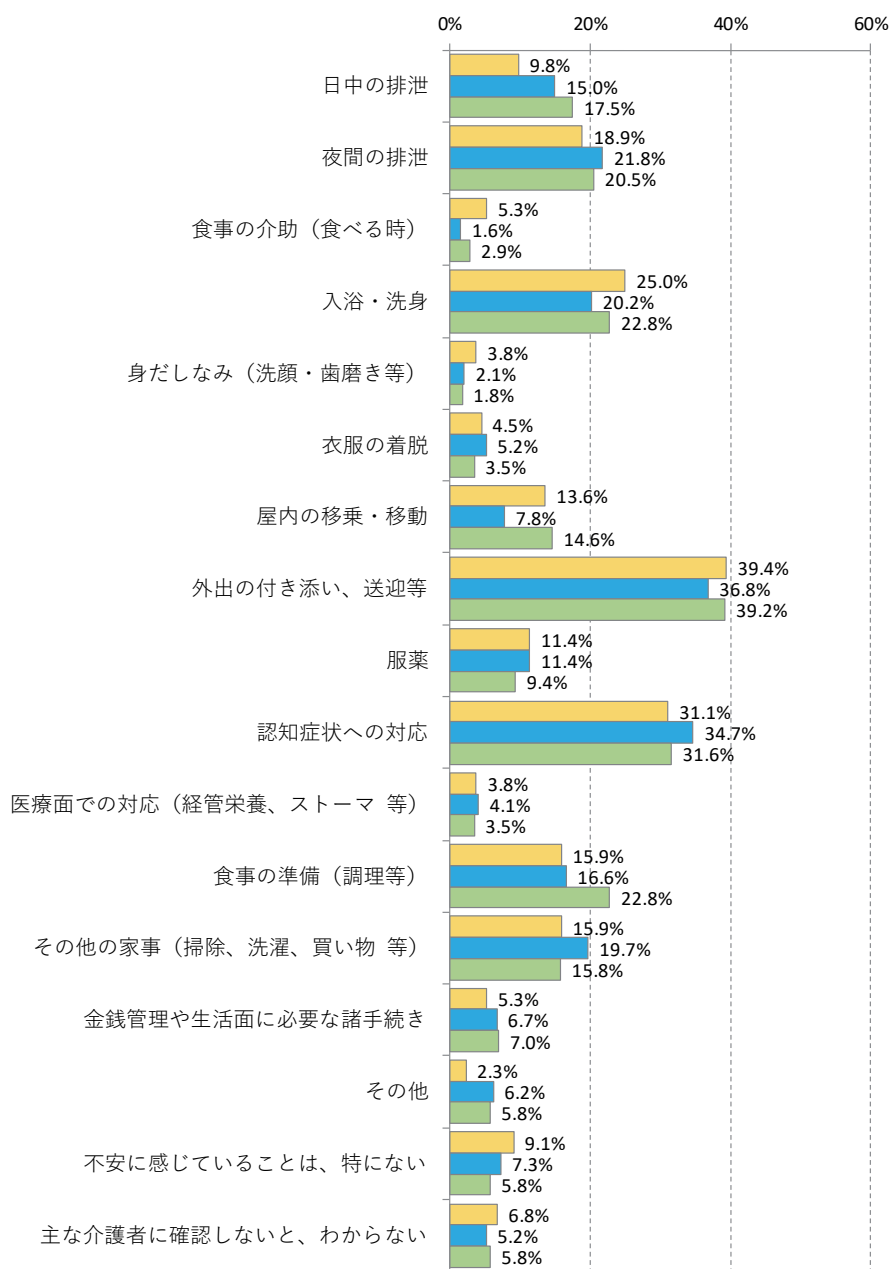


## 2 在宅介護実態調査の概要

本市では、「サービス提供体制の構築」を検討することを目的として、「在宅介護実態調査」を実施し、個々の要介護高齢者の介護サービス給付実績と関連付けた分析を行いました。

### ○ 要介護度別・介護者が不安に感じる介護

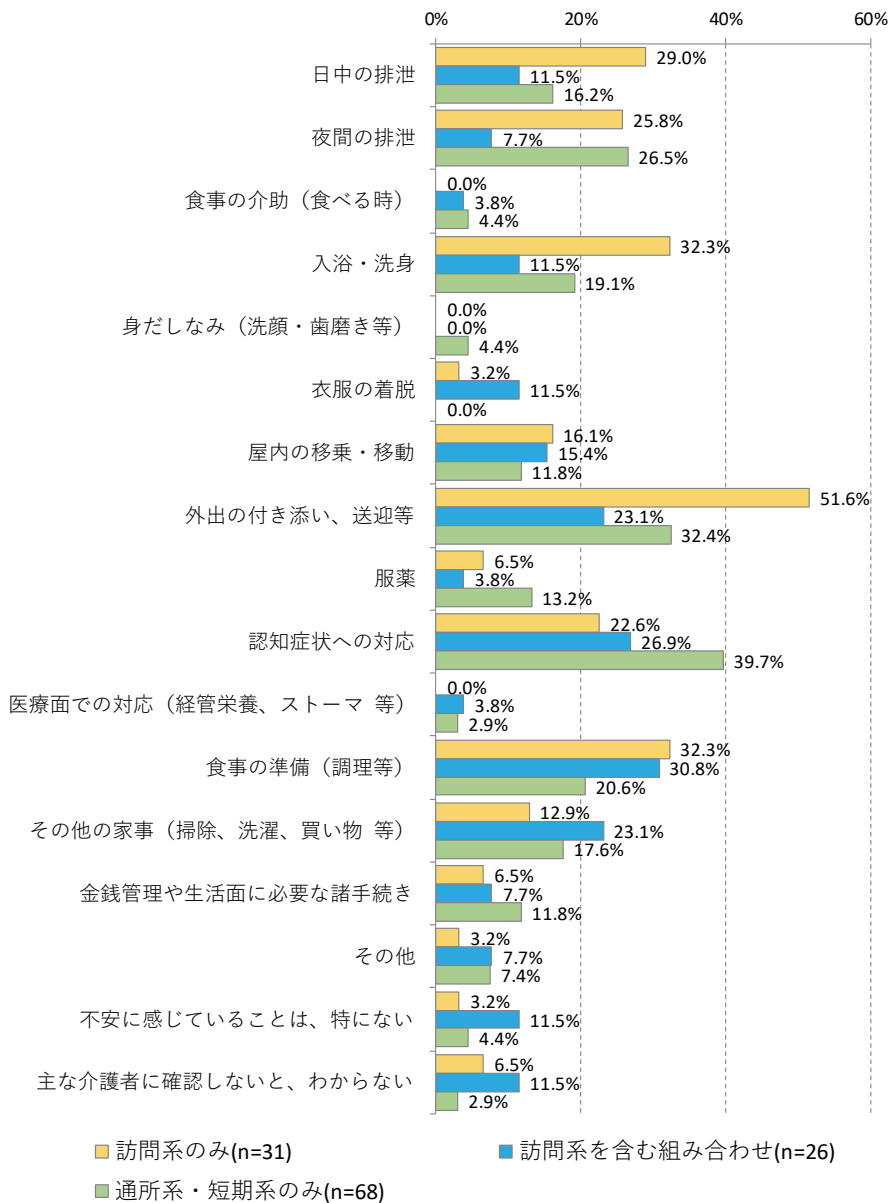
「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等」については、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」ではいずれの介護度の介護者でも3割以上が不安であると回答しています。



■ 要支援1・2 (n=132) ■ 要介護1・2 (n=193) ■ 要介護3以上 (n=171)

○ サービス利用の組み合わせ別・介護者が不安を感じる介護（要介護3以上）

在宅生活を継続するため、主な介護者が「不安を感じる」割合を下げることを望めます。「通所系・短期系のみ」の介護サービス利用者の介護者にとっての不安として、「認知症への対応」、「外出の付き添い、送迎等」をあげる割合が3割を超えており、外出支援の充実とともに、介護者に対して、認知症に関する情報提供の充実が必要であることがわかります。（「訪問系のみ（n=31）」、「訪問系を含む組み合わせ（n=26）」はn数が少数のため、参考値として示す）



未利用	介護サービス未利用及び「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」のみの利用者
訪問系のみ	訪問介護、訪問看護等の訪問型のサービス、または「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のみの利用者
訪問系を含む組み合わせ	「訪問系」+「通所系（通所介護等）」、「訪問系」+「短期系（短期入所等）」、「訪問系」+「通所系（通所介護等）」+「短期系（短期入所等）」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」の利用者
通所系・短期系のみ	「通所系」、「短期系」、「通所系」+「短期系」の利用者

### 3 第8期計画に向けてのポイント

#### I. 住まい

高齢者基本調査において、現在の住まいに何らかの不便を感じている割合が、約4割となっており、さらに、高齢者人口も増加傾向にあることから、住まいに対するバリアフリー化のニーズがより一層高まっていることが想定されます。高齢者にとっては、住み替えが大きな負担になるため、今の住まいに安心して住み続けられるよう、予防の観点を含めたバリアフリー化の重要性を周知し、住宅改修の支援を引き続き行う必要があります。

一方で、物理的理由、経済的理由により住宅改修が困難なことも今後も想定されます。適切な住まいの確保を図るため、住宅改修等による住環境の改善のみならず、住み替え後の居住支援も含めた転居のための施策も引き続き必要です。なお、施策の実施については高齢者居住安定確保計画に従い、検討していきます。

#### II. 予防

予防に関しては、中高年の健康づくりや生活習慣病予防といった段階から高齢期に至るまで、取り組みを継続する中で充実を図ることが望まれます。

なお、現役世代には地域との接点の少なかった市民が高齢化し、生活の場が地域へと移行していくにつれて、自身が地域で健康づくりや介護予防に取り組む必要性が増していきます。高齢者基本調査では、「口の健康（歯みがき、うがいなど）」、「健診の受診」、「バランスの取れた食生活」など、日常生活での取り組みが6割前後みられる一方で、加齢にともなう健康リスクについては、「運動器」では階段の昇降、比較的長い時間の歩行、転倒経験など、徐々に機能低下が進むことについては、本人に分かりやすく定期的に知らせるよう、「見える化」が重要になってきます。

また、運動器に限らず、口腔機能低下防止、低栄養状態防止、認知症予防など、高齢化に伴う様々な健康リスクへの備えについて、専門的なアドバイスや支援の仕組みづくりを通じて、自らが主体的に判断し日々の生活に取り入れていく、積極的な予防が普及することが重要です。

さらには、趣味活動など生きがいや近隣との付き合いを深めるなかで心身の健康を高め、健康寿命を延ばすことができるよう、地域社会での交流や社会参加にも目を向けていけるような地域社会づくりが必要です。

### Ⅲ. 生活支援

高齢者の生活不安の中では、「病気やけが」、「災害が起きた時の対応（避難など）」がともに高く、加齢にともなう不安や、非日常的・突発的で身に危険が及ぶことへの対応についての関心が高くなっています。高齢者基本調査では、様々な生活不安に対して「自分一人」あるいは「家族、身内に支援を受けながら対応している」とする割合が4～5割となっています。その一方で、大規模な自然災害や感染症のように、高齢者や障害者等社会的弱者に大きな危険と脅威をもたらすことについては、行政の主導的な役割もさることながら、一人ひとりが身近な地域社会の取り組みに関心を高め、近隣同士の相互支援や、助け合いといった基本的な「支え合う」行動が何よりも重要であることがわかります。

高齢者基本調査、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査では、地域づくり活動への参加意向が半数を超え、また、ボランティアとしての参加意向も3割みられます。こうした意識を有する高齢者がつながる機会を広げ、共通の課題、関心事についての共通理解を深め、「自分たちでできること」、「行政や社協、ボランティア、NPOなどの組織的な支援を必要とすること」などが、地域できめ細かく検討されることが重要です。現在、市内24地区コミュニティに配置されている、「生活支援コーディネーター」が、各コミュニティにおける様々な資源を効果的に結び付け、その地域に見合った取り組みを進める中で、地域住民や地域の多様な主体が我が事として地域活動等に参加し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をつくっていく「地域共生社会」の実現を目指すことが求められます。また、多様な価値観、社会経験を有する高齢者がその知見を活かしたボランティア活動や就労的活動を通じて、社会参加と地域づくりにつながるための仕組みづくりが求められます。

### Ⅳ. 介護

介護が必要になったときに、介護保険サービスを利用しながら自宅での生活継続を希望する割合については、高齢者基本調査では43.1%と、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査（38.8%）よりも高くなっています。各種サービスの利用状況では、要介護高齢者調査では、通所介護（デイサービス）が47.0%と前回（42.4%）に比べて増加する一方、訪問介護は20.2%と前回（26.9%）に比べ6ポイント減少しています。また、福祉用具貸与は46.5%と、前回（38.3%）に比べ8ポイント増加しています。在宅の要介護者は、前回調査結果に比べて、通所介護、福祉用具貸与以外のサービス利用がやや低下の傾向がみられます。

在宅での介護を支える介護者も高齢化が進み、半数が65歳以上、また3割が75歳以上となっています。介護者自身の心身の健康を支援するとともに、24時間対応のサービスや、地域密着型のサービス基盤整備を通じて、在宅介護の限界点をより高くする取り組みが求められます。

また、要介護高齢者調査では、「子」による介護が前回調査結果に比べて増加していること（今回 38.0%、前回 32.7%）、介護者のうち、3割が働きながら介護を続けていること等を踏まえ、「多様で柔軟な働き方」の実現を目指し、事業所も含めた社会全体が介護への理解と支援を深め、就労と介護を両立できる仕組みを構築していくことが必要です。

認知症対策については、令和元年6月の「認知症施策推進大綱」により、全体的かつ網羅的な施策の柱が示されました。認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生（認知症の有無に限らず同じ社会でともに生きる）」と「予防（認知症になるのを遅らせる、認知症の進行を緩やかにする）」を車の両輪として、地域包括ケアシステムの中で、「認知症バリアフリー」、「予防」、「早期発見・早期対応」、「介護者（家族）支援」等の具体的な施策の推進が求められます。

## V. 医療

「かかりつけ医を持っている」とする割合は、高齢者基本調査で 51.9%、要介護高齢者調査で 53.0%と、いずれも前回調査（高齢者基本調査：48.3%、要介護高齢者調査：45.8%）より増加しています。また、最期の居場所として「自宅」をあげる割合が、要介護高齢者調査では約半数（49.2%）みられることから、医療と介護の連携をより一層密にし、在宅の療養生活の充実を図る必要があります。

また、合わせて介護者の高齢化に伴い、介護者自身のかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局等に通う機会を維持し、介護との両立が図れるよう、健康管理と介護支援の仕組みを合わせて充実することが重要となってきます。

### 第3章 本市の高齢者施策の状況および将来フレーム

#### 第1節 第7期計画の進捗状況

第7期計画（計画期間：平成30年度から令和2年度）において推進した各施策の実施状況は以下のとおりとなっています。

※ 令和2年度の実績値（見込）は、新型コロナウイルスの影響により、大きく減少している事業があります。

##### 基本方針 1. 住まい

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
住宅の質の向上	住宅のバリアフリー改修等に関する情報提供、相談	◎	住まいづくり講演会参加人数	人	50	50	50	21	19	0
	自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援	◎	住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	件	200	200	200	73	76	100
	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援	◎	分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	件	10	10	10	8	5	10
	高齢者向けの住宅改修の促進	◎	高齢者住宅改修資金助成件数	件	129	136	143	112	150	100
			高齢者住宅整備資金貸付件数	件	1	1	1	0	0	1
多様な住まいの確保	市営住宅の計画的な供給	◎	市営住宅新規供給戸数	戸	30	25	25	30	25	25
	親・子世帯近居同居の支援	◎	親・子世帯近居同居支援事業助成件数	件	50	50	50	77	74	97
居住の支援の充実	情報提供体制の構築	◎	住まいの講演会参加人数	人	50	50	50	31	25	0
	持ち家の活用	◎	マイホーム借上げ制度説明会参加人数	人	50	50	50	31	25	0
	高齢者の住み替え支援	◎	高齢者住み替え支援事業助成件数	件	13	13	13	18	19	20
	ひとり暮らし高齢者の見守り	◎	緊急通報装置設置台数	台	1,862	2,016	2,172	1,820	1,876	1,958
			声の電話訪問事業実利用者数	人	63	65	66	63	58	52
			声の電話訪問事業訪問回数	回	3,024	3,120	3,168	3,377	3,021	3,199
居住支援の仕組みの構築	◎	「住まいるサポート船橋」による賃貸物件成約件数	件	20	20	20	26	54	25	

第1部 計画の策定にあたって

基本方針 2. 予防

第1部

計画の策定にあたって

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
活動の場の提供	ふなばしシルバーリハビリ体操の推進	◎	シルバーリハビリ体操指導士養成講座開催数	回	6	6	6	6	6	0
		◎	シルバーリハビリ体操指導士養成数	人	180	180	180	145	94	0
		◎	シルバーリハビリ体操延指導士数	人	690	870	1,050	636	730	730
		◎	シルバーリハビリ体操延上級指導士数	人	10	10	10	10	10	10
		◎	シルバーリハビリ体操指導士により開催される延体操教室数	か所	60	70	80	81	95	30
	公園を活用した健康づくり事業の実施	◎	公園を活用した健康づくり事業実施公園数	か所	40	54	54	31	38	35
	老人福祉センター	-	延年間利用者数	人	350,000	353,000	355,000	315,158	279,624	66,550
	老人憩の家	-	施設数	か所	40	40	40	36	36	35
		-	延年間利用者数	人	51,000	51,000	51,000	48,252	41,721	18,630
	老人クラブ	-	クラブ数	クラブ	263	263	263	257	246	236
		-	会員数	人	14,000	14,000	14,000	13,110	12,358	11,711
	老人生きがい広場	-	施設数	か所	5	5	5	5	5	5
		-	延利用者数	人	14,500	14,500	14,500	10,846	10,746	8,643
	高齢者いきいき健康教室	-	実参加高齢者数	人	670	670	670	699	671	214
	ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室	-	実参加高齢者数	人	160	160	160	160	145	0
	市民スポーツ教室	-	教室数	教室	7	7	7	7	7	0
-		延利用者数	人	1,300	1,300	1,300	1,474	1,315	0	
ひとり暮らし高齢者等地域交流促進事業	-	延補助金交付団体数	団体	15	15	15	7	8	1	
	-	延参加高齢者数	人	700	700	700	495	469	28	



基本方針 2. 予防

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
健康づくりへの支援	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援	◎	特定健康診査受診率	%	50	52	54	47	48	令和2年度の集計は令和3年10月末頃のため未集計
		◎	特定保健指導実施率	%	35	40	45	31	33	
	市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備	◎	市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等店舗数	店舗	80	80	85	65	59	75
	栄養相談の充実	◎	栄養相談者数	人	700	710	720	897	768	50
	成人期の歯科健康診査の実施	◎	成人歯科健康診査受診率	%	9	9	9	7	7	5
	後期高齢者健康診査	-	後期高齢者健康診査受診率	%	53	54	55	49	48	令和2年度の集計は令和3年10月末頃のため未集計
	高齢者健やか活動支援事業	-	開催回数	回	6	6	6	3	4	0
		-	延参加人数	人	300	300	300	91	235	0
	健康教育	-	健康教育開催回数	回	520	520	520	565	529	20
		-	延参加者数	人	14,790	14,790	14,790	14,022	14,104	300
	健康相談	-	健康相談開催回数	回	690	690	590	655	595	160
		-	延利用者数	人	12,420	12,420	11,020	11,331	9,780	160
	在宅介護支援教室	-	開催回数	回	80	65	65	80	57	16

第1部 計画の策定にあたって

基本方針 2. 予防

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護予防の推進	介護予防ケアマネジメントにおける自立支援効果の向上	◎	事業評価・検討会議開催回数	回	5	12	12	5	11	9
		◎	ケアマネジャー等向け研修会開催回数	回	2	3	3	2	2	2
		◎	市民向け講演会開催回数	回	-	-	3	-	-	-
		◎	事業実施圏域数	圏域	-	2 (試行的実施)	市内全圏域	-	2	市内全圏域
	ふなばし市民大学校「いきいき学部」	-	実学生数	人	430	430	430	374	355	0
		-	延講座数	件	400	400	400	447	437	0
	公民館の高齢者対象講座	-	高齢者学級数	学級	26	26	26	26	26	14
		-	高齢者対象講座数	講座	58	60	62	63	68	31
		-	高齢者学級の実参加者数	人	3,900	3,900	3,900	3,575	3,439	972
		-	高齢者対象講座の実参加者数	人	5,220	5,400	5,580	4,914	4,934	793
	活動拠点整備事業	-	拠点での事業実施回数	回	1,621	1,681	1,681	1,550	1,492	715

基本方針 3. 生活支援

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
生活支援サービスの提供	生活・介護支援サポーターの確保	◎	サポーター養成講座開催回数	回	2	2	2	2	2	1
		◎	サポーター登録人数	人	395	417	443	380	362	362
		◎	登録者数(高齢者宅)	人	460	472	484	539	564	584
	人材確保・ボランティアの掘り起こし	◎	たすけあいの会	団体	49	54	60	51	55	56
		◎	ボランティア数	人	2,515	2,715	2,915	2,339	2,378	2,400
	軽度生活援助員の派遣	-	実利用会員数	人	695	714	731	637	576	520
		-	派遣時間数	時間	20,781	21,349	21,857	18,848	16,941	15,397
	ファミリー・サポート・センター	-	実利用会員数	人	618	638	657	669	690	716
		-	実協力会員数	人	188	188	188	195	178	188
		-	利用件数	件	4,202	4,338	4,468	3,096	3,070	3,192
	高齢者等食の自立支援事業	-	配食サービス延配食数	食	11,384	11,689	11,995	11,108	11,571	13,810
		-	配食サービス登録者数	人	149	153	157	181	157	185
		-	栄養管理サービス訪問回数	回	755	777	792	642	758	894
		-	栄養管理サービス利用者数	人	102	105	107	117	101	109
	寝具乾燥消毒サービス	-	実利用人数	人	177	190	202	176	158	165
-		延派遣回数	回	1,522	1,634	1,737	1,457	1,402	1,520	
杖の支給	-	支給本数	本	437	441	443	575	605	386	
日常生活用具の給付・貸与	-	自動消火装置給付数	件	16	16	17	19	23	19	
	-	電磁調理器給付数	件	43	44	45	58	68	50	
	-	シルバーカー給付数	件	90	91	92	128	152	127	

第1部 計画の策定にあたって

基本方針 3. 生活支援

第1部

計画の策定にあたって

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
生活支援サービスの提供	補聴器購入費用助成事業	-	件数	件	81	88	95	83	104	48
	介護用品の支給等	-	実支給人数	人	2,232	2,308	2,381	2,477	2,646	2,827
	訪問理美容サービス	-	実利用者数	人	28	30	32	30	26	23
		-	延訪問回数	回	69	74	79	65	57	80
	緊急一時支援事業	-	延派遣回数	回	36	37	38	21	18	19
	家族介護慰労金の支給	-	延支給人数	人	3	3	3	4	5	5
	ふれあい収集事業	-	対象世帯数	世帯	240	240	300	163	214	250
地域での支え合い体制の確立	地域ケア会議の充実・地域課題への取り組み	◎	講演会開催回数	回	9	12	15	10	11	0
	ミニデイサービス事業補助金交付事業	-	実施回数	回	672	696	720	695	672	312
	ふれあいいきいきサロン事業補助金事業	-	実施回数	回	667	667	667	741	628	281
	保健と福祉の総合相談窓口事業	-	延相談件数	件	14,750	16,000	16,000	12,525	18,962	22,500
	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業	-	見守り対象高齢者数	人	2,887	3,025	3,179	3,010	3,002	2,558
		-	補助金交付団体数	団体	41	43	46	43	44	33
移動支援	高齢者支援協力バスの活用	◎	利用登録者数	人	6,450	6,700	6,950	6,632	7,245	7,400
		◎	延利用者数	人	21,500	22,000	22,500	22,991	23,586	9,500
	駅改札内外のバリアフリー化	◎	整備実施駅数	駅	1	2	0	1	1	1
	バス待ち環境の改善(バス上屋・ベンチ設置)	◎	停留所施設整備数	か所	国・県道 2 市道 2	国・県道 6 市道 14	国・県道 1 市道 1	国・県道 1 市道 14 PFI 2	国・県道 0 市道 1	国・県道 1 市道 1
	高齢者福祉タクシー	-	延交付者数	人	8,312	8,892	9,499	8,916	9,339	10,310
-		延利用枚数	枚	58,169	62,228	66,475	61,310	59,631	44,231	

基本方針 3. 生活支援

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
その他	高齢者を狙った犯罪・消費者被害への対策	◎	出前講座	回	32	32	7	20	13	7
		◎	消費者講座	回	10	10	6	10	9	6
		◎	消費者月間記念講演会	回	1	1	1	1	1	0
		◎	民生委員等研修会	回	10	10	10	10	10	10
		◎	消費生活モニター事業	回	9	9	9	8	9	0
		◎	生き生き展の開催	回	1	1	1	1	1	0
		◎	暮らしの情報の発行	回	3	3	3	3	3	3
		◎	老人福祉センター定期出張相談・啓発	回	56	56	24	56	56	24
		◎	消費者安全確保地域協議会	回	1	1	1	1	1	1
	高齢者虐待防止の体制	◎	運営委員会開催回数	回	2	2	2	2	2	1
		◎	担当者会議開催回数	回	12	12	12	12	11	2
	高齢者虐待防止の周知と啓発	-	虐待に係る相談件数	件	1,580	2,070	2,080	2,341	3,130	3,160
	成年後見制度利用支援事業	-	後見人報酬助成件数	件	76	81	87	83	85	119
	成年後見制度普及事業	-	開催回数	回	2	2	2	2	2	0
		-	参加者数	人	300	300	300	95	70	0

第1部 計画の策定にあたって

基本方針 4. 介護

第1部

計画の策定にあたって

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護サービスの質の確保	介護人材の確保	◎	市内事業所実就業者数	人	140	140	140	206	193	189
	認知症訪問支援サービス（市町村特別給付）の拡充	◎	延利用件数	件	405	416	426	391	326	330
	介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施	◎	補助対象常勤換算数	人	585	585	585	626.4	732.2	937.6
	介護相談員派遣事業	-	介護相談員延派遣件数	件	996	1,068	1,140	958	894	0
		-	派遣施設数	か所	47	50	53	48	47	46
	生活・介護支援サポーター事業	-	登録施設数	か所	8	8	9	10	10	11
地域包括支援センターの機能強化	在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行	◎	地域包括支援センター設置数	か所	10	13	13	10	13	13
		◎	地域包括支援センター相談件数	件	37,200	48,800	49,100	42,022	51,854	52,351
		◎	在宅介護支援センター相談件数	件	21,200	18,100	18,200	19,070	14,421	14,559
	地域ケア会議の充実・地域課題への取り組み【再掲】	◎	講演会開催回数	回	9	12	15	10	11	0
	実態把握	-	実態把握件数	件	980	830	840	1,132	1,053	1,063
	相談協力員研修会	-	参加者数	人	300	300	300	249	256	0
		-	研修会開催数	回	1	1	1	1	1	0
	介護支援専門員研修事業	-	介護支援専門員研修会延参加者数	人	600	600	200	619	546	95
		-	介護支援専門員研修会開催数	回	3	3	1	3	3	1
		-	主任介護支援専門員研修会実参加者数	人	100	100	100	86	102	88
-		主任介護支援専門員研修会開催数	回	1	1	1	1	1	1	

基本方針 4. 介護

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
認知症対策の推進	認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置	◎	認知症初期集中支援チーム	チーム	5	5	5	5	5	5
		◎	認知症地域支援推進員(保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー)	名	20	23	23	26	32	31
	本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出	◎	認知症カフェPR事業登録件数	件	29	44	59	27	35	35
		◎	認知症カフェ運営補助金交付件数	件	10	10	10	4	6	2
		◎	認知症カフェ交流会開催回数	回	2	1	1	2	1	0
	認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築	◎	徘徊模擬訓練実施地区数(新規開催分)	地区	5	5	3 ※24地区全ての訓練を実施	5	7	0
		◎	メモリーウォーク開催回数	回	1	1	0	1	1	0
	やすらぎ支援員訪問事業の制度周知	◎	登録者数	人	76	81	86	81	85	89
	認知症についての地域住民及び支援関係者への広報・啓発活動	-	認知症サポーター受講者数	人	9,000	9,000	9,000	9,277	9,153	5,200
	認知症高齢者へのサービス提供	-	地域包括支援センター成年後見相談件数	件	1,230	1,620	1,630	2,127	2,762	3,510
		-	市長申し立て件数	件	23	23	23	43	42	45
	認知症家族交流会	-	認知症家族交流会開催数	回	6	6	6	6	5	1
		-	延参加者数	人	115	115	115	76	46	6
	認知症相談事業	-	相談件数	件	180	180	92	110	97	33
	認知症予防教室	-	実参加人数	人	670	690	710	482	498	223
	SOSネットワーク	-	依頼件数	件	40	43	47	56	27	29
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	-	利用人数	人	80	85	90	101	117	100

第1部 計画の策定にあたって

基本方針 4. 介護

第1部

計画の策定にあたって

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護サービスの円滑な利用	相談窓口の多様化	◎	事業協力施設数	か所	-	151	200	-	196	200
	介護保険事業の普及啓発	-	介護保険・高齢者福祉ガイド発行部数	部	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
		-	介護保険のてびき(小冊子)発行部数	部	9,500	9,000	8,500	9,500	9,000	8,500
		-	出前講座開催回数	回	20	15	15	4	11	0
		-	出前講座参加人数	人	400	300	300	105	287	0
	介護保険利用者負担助成事業	-	認定者数	人	150	150	150	132	138	140
	介護老人福祉施設利用者負担対策事業	-	認定者数	人	60	62	64	77	82	86
	介護給付等費用適正化事業	-	認定調査結果確認件数	件	7,400	7,500	7,600	6,866	5,417	2,578
		-	ケアプラン点検事業所数	か所	40	40	40	40	38	25
		-	住宅改修等の現地調査件数	件	60	60	60	60	55	60
		-	縦覧点検・医療情報との突合等件数	件	25,000	25,000	25,000	13,706	19,271	20,000
		-	介護給付費通知送付数	件	79,500	81,500	83,500	80,923	84,493	88,000
	要介護認定適正化事業	-	要介護認定適正化研修	回	-	1	-	-	0	-



基本方針 5. 医療

施策群	施策名	重点項目	指標	単位	計画値			実績値		
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
在宅医療の推進	在宅医療・介護関係者の研修(ひまわりネットワーク)	◎	スタートアップ研修開催回数	回	3	3	3	3	2	0
		◎	実践研修開催回数	回	2	2	2	3	2	0
		◎	アドバンス研修開催回数	回	2	2	2	3	1	1
	在宅医療・介護関係者の研修(在宅医療支援拠点ふなぼーと)	◎	在宅医紹介制度登録医療機関数	機関	43	46	49	46	47	49
	在宅医療推進に係る市民への普及啓発(在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会)	◎	市民公開講座開催回数	回	1	1	1	1	0	0
		◎	在宅医療・介護の講演会・相談会開催回数	回	10	10	10	14	13	6
	在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化	◎	「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	機関	310	330	350	324	342	385
	医療・介護関係者の情報共有の支援	◎	システム操作体験会開催回数	回	10	10	10	8	8	8
	在宅医療の推進	◎	訪問診療件数	件	5,709	5,738	5,767	-	-	-
		◎	在宅医療実施医療施設数	施設	65	69	73	-	-	-
在宅医療推進のための連携体制の構築	◎	ひまわりネットワークの症例検討会等の開催回数	回	30	30	30	33	18	14	
地域の医療連携	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進	◎	かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	%	54.1	57.0	60.0	-	51.9	-
看護職の確保	看護職の復職支援	◎	就業看護職員数	人	4,539	4,648	4,757	4,574	-	-
	介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施【再掲】	◎	補助対象常勤換算数	人	585	585	585	626.4	732.2	937.6
地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーションの推進	◎	地域リハビリテーション拠点事業 リハビリ関係者向け地区勉強会開催回数	回	3	3	3	3	3	1
		◎	地域リハビリテーション拠点事業 リハビリ関係者向け研究大会開催回数	回	2	2	2	2	1	2
		◎	地域リハビリテーション拠点事業 市民向け講演会開催回数	回	2	2	2	2	2	2
		◎	訪問リハビリ提供施設数	施設	13	14	16	13	14	14
の歯科口腔保健	訪問歯科診療の充実	◎	訪問歯科診療事業件数(さざんか・かざぐるま)	件	663	706	718	916	1,144	1,212
	口腔ケア講習会・市民講演会開催回数	◎	口腔ケア講習会・市民講演会開催回数	回	4	4	4	4	4	3

## 第2節 船橋市介護保険事業の動向

介護保険事業の動向（平成12年度～令和元年度）について、以下の3つの指標データから概観します。

- 第1号被保険者数
- 要介護認定者数及び要介護認定者率
- 給付費（年度集計）

### 1 3指標データからみた動向

第1号被保険者数については、平成12年度の69,074人から令和元年度には152,967人にまで増加、また、要介護認定者数についても同期間に6,065人から28,235人にまで増加し、結果として要介護認定者率は8.8%から18.5%に上昇しています。

給付費については、平成12年度の約77億円から令和元年度の約386億円にまで増加しています。

給付費に占める施設サービス給付費の割合は、平成12年度の60.9%から令和元年度には28.0%にまで縮小しており、本市における居宅サービスの割合が増加していることがうかがえます。

（次ページ表参照）

第1部 計画の策定にあたって

	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
第1号被保険者数(人)	69,074	83,317	98,042	114,948	127,213	143,210	146,584	149,483	151,571	152,967	
認定者数(人)	6,065	10,120	13,386	15,548	18,598	22,959	23,981	25,878	27,162	28,235	
要支援	要支援1	604	958	1,478	1,567	2,036	2,774	2,900	3,244	3,559	3,637
	要支援2			1,330	2,400	2,535	3,076	3,155	3,785	3,957	4,162
要介護1	1,578	3,254	3,517	3,031	3,869	5,251	5,543	5,504	5,749	5,911	
要介護2	1,166	1,832	2,157	2,562	3,334	3,997	4,148	4,603	4,861	5,097	
要介護3	954	1,392	1,863	2,368	2,551	2,983	3,228	3,456	3,682	3,781	
要介護4	921	1,445	1,738	2,093	2,231	2,611	2,730	2,932	2,983	3,146	
要介護5	842	1,239	1,303	1,527	2,042	2,267	2,277	2,354	2,371	2,501	
認定者率	8.8%	12.1%	13.7%	13.5%	14.6%	16.0%	16.4%	17.3%	17.9%	18.5%	
要支援	要支援1	10.0%	9.5%	11.0%	10.1%	11.0%	12.1%	12.1%	12.5%	13.1%	12.9%
	要支援2			9.9%	15.4%	13.6%	13.4%	13.2%	14.6%	14.6%	14.7%
構成比	要介護1	26.0%	32.2%	26.3%	19.5%	20.8%	22.9%	23.1%	21.3%	21.2%	20.9%
	要介護2	19.2%	18.1%	16.1%	16.5%	17.9%	17.4%	17.3%	17.8%	17.9%	18.1%
	要介護3	15.7%	13.8%	13.9%	15.2%	13.7%	13.0%	13.5%	13.4%	13.6%	13.4%
	要介護4	15.2%	14.3%	13.0%	13.5%	12.0%	11.4%	11.4%	11.3%	11.0%	11.1%
	要介護5	13.9%	12.2%	9.7%	9.8%	11.0%	9.9%	9.5%	9.1%	8.7%	8.9%
給付費(百万円)	7,690	13,894	17,329	21,367	26,693	32,022	32,951	34,863	36,482	38,618	
構成比	居宅・地域系サービス	2,966	7,519	10,305	13,215	17,280	21,482	21,960	23,518	24,500	25,635
	施設サービス	4,682	6,260	6,275	7,121	8,074	8,849	9,178	9,527	10,147	10,832
	その他	42	116	750	1,031	1,339	1,690	1,812	1,818	1,836	2,151
構成比	居宅・地域系サービス	38.6%	54.1%	59.5%	61.8%	64.7%	67.1%	66.6%	67.5%	67.2%	66.4%
	施設サービス	60.9%	45.1%	36.2%	33.3%	30.3%	27.6%	27.9%	27.3%	27.8%	28.0%
	その他	0.5%	0.8%	4.3%	4.8%	5.0%	5.3%	5.5%	5.2%	5.0%	5.6%

※第1号被保険者数及び認定者数は、各年度9月末時点

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

※その他には高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、市町村特別給付、審査支払手数料等を含めます。

## 2 3指標データの変化と相関

前掲の3指標について、平成12年度値を100.0とする変化指数として経年動向を示すと以下のとおりです。

第1号被保険者の伸び（令和元年度221.5%）に比べ、認定者の伸び（465.5%）が急であることがわかります（このため、前記のとおり認定者率が上昇しています）。

給付費の伸び（令和元年度502.2%）についてみると、認定者数の変化曲線と極めて似た動向を示していることがわかります。

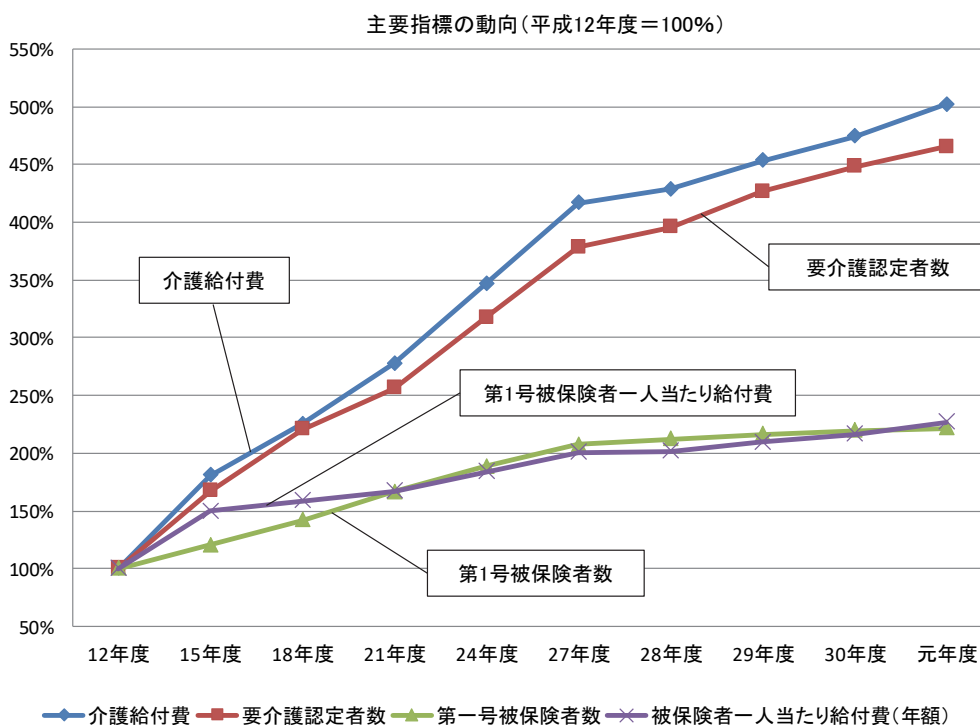
また、第1号被保険者一人当たり給付費についても、第1号被保険者数の増加に伴い、なだらかな増加傾向がみられます。

これらの指標を整理すると、給付費の動向と認定者数の傾向との間には、相関関係があると考えられます。

	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者数（人）	69,074	83,317	98,042	114,948	127,213	143,210	146,584	149,483	151,571	152,967
変化指数		120.6%	141.9%	166.4%	184.2%	207.3%	212.2%	216.4%	219.4%	221.5%
認定者数（人）	6,065	10,120	13,386	15,548	18,598	22,959	23,981	25,878	27,162	28,235
変化指数		166.9%	220.7%	256.4%	306.6%	378.5%	395.4%	426.7%	447.8%	465.5%
給付費（百万円）	7,690	13,894	17,329	21,367	26,693	32,022	32,951	34,863	36,482	38,618
変化指数		180.7%	225.3%	277.9%	347.1%	416.4%	428.5%	453.4%	474.4%	502.2%
第1号被保険者一人当たり給付費（円）	111,330	166,761	176,751	185,884	209,829	223,602	224,793	233,224	240,692	252,460
変化指数		149.8%	158.8%	167.0%	188.5%	200.8%	201.9%	209.5%	216.2%	226.8%

※第1号被保険者数及び認定者数は、各年度9月末時点

※給付費は年度末時点の実績値



### 第3節 第7期事業計画値の検証

#### 1 第1号被保険者

第1号被保険者について計画値を検証すると、平成30年度及び令和元年度ともに全体数でほぼ同数となっています。また、65歳から74歳までの高齢者と75歳以上の高齢者の割合をみても計画値に対して差が1%前後であり計画値と実績値は、ほぼ同等の結果となっています。

被保険者数	平成30年度					令和元年度				
	計画値(人)		実績値(人)		実績/計画	計画値(人)		実績値(人)		実績/計画
		構成比		構成比			構成比		構成比	
65～74歳	75,407	50.0%	75,664	49.9%	100.34%	73,508	48.4%	73,514	48.1%	100.01%
75歳以上	75,362	50.0%	75,907	50.1%	100.72%	78,478	51.6%	79,453	51.9%	101.24%
合計	150,769	100.0%	151,571	100.0%	100.53%	151,986	100.0%	152,967	100.0%	100.65%

※各年度9月末時点

#### 2 要介護（要支援）認定者

要介護認定者の総数について、計画値に対し実績値が平成30年度は0.3%、令和元年度は1.0%下回っています。

内訳構造については、「要介護認定の適正化に関する評価指標」をもとに算出した平均介護度によると、計画値と実績値はほぼ同等の結果となっています。

認定者数	平成30年度					令和元年度				
	計画値(人)		実績値(人)		実績/計画	計画値(人)		実績値(人)		実績/計画
		構成比		構成比			構成比		構成比	
要支援1	3,477	12.8%	3,559	13.1%	102.4%	3,698	13.0%	3,637	12.9%	98.4%
要支援2	4,078	15.0%	3,957	14.6%	97.0%	4,369	15.3%	4,162	14.7%	95.3%
要介護1	5,611	20.6%	5,749	21.2%	102.5%	5,654	19.8%	5,911	20.9%	104.5%
要介護2	4,889	17.9%	4,861	17.9%	99.4%	5,171	18.1%	5,097	18.1%	98.6%
要介護3	3,716	13.6%	3,682	13.6%	99.1%	3,973	13.9%	3,781	13.4%	95.2%
要介護4	3,093	11.4%	2,983	11.0%	96.4%	3,250	11.4%	3,146	11.1%	96.8%
要介護5	2,376	8.7%	2,371	8.7%	99.8%	2,396	8.4%	2,501	8.9%	104.4%
合計	27,240	100.0%	27,162	100.0%	99.7%	28,511	99.9%	28,235	100.0%	99.0%
平均介護度※	1.9685		1.9558		99.4%	1.9614		1.9643		100.1%

※各年度9月末時点

※「要介護認定の適正化に関する評価指標」による

((要支援1 + 要支援2) \* 0.375 + (要介護1 \* 1 + 要介護2 \* 2 + 要介護3 \* 3 + 要介護4 \* 4 + 要介護5 \* 5)) / 総認定者数

※構成比は、小数点の四捨五入の関係上、割合の合計が100%にならない場合があります。

### 3 介護サービスの給付費 — 平成30年度～令和元年度の動向 —

#### (1) 給付費の計画値と実績値

各サービスの給付費の計画値と実績値は、以下のとおりとなっており、平成30年度から令和元年度にかけて実績値は、約90%から約110%の範囲で推移しています(※1)。

(千円)

		予防給付(要支援1～2)		介護給付(要介護1～5)		合計		実績変化指数(H30⇒R元)				
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度					
居宅(介護予防)サービス	訪問介護	計画値	0	0	4,387,331	4,763,297	4,387,331	4,763,297	予防給付	0.0%	合計	105.2%
		実績値	25	0	4,157,178	4,374,577	4,157,203	4,374,577	介護給付	105.2%		
	訪問入浴介護	計画値	2,176	2,176	278,194	298,200	280,370	300,376	予防給付	3.7%	合計	102.9%
		実績値	459	17	283,275	291,931	283,734	291,948	介護給付	103.1%		
	訪問看護	計画値	50,482	57,033	911,245	989,803	961,727	1,046,836	予防給付	124.5%	合計	109.6%
		実績値	57,286	71,314	921,391	1,001,438	978,677	1,072,752	介護給付	108.7%		
	訪問リハビリテーション	計画値	24,454	28,810	325,620	347,106	350,074	375,916	予防給付	94.0%	合計	95.2%
		実績値	24,396	22,938	344,154	327,947	368,550	350,885	介護給付	95.3%		
	通所介護	計画値	0	0	3,702,385	3,942,770	3,702,385	3,942,770	予防給付	0.0%	合計	105.9%
		実績値	20	0	3,730,698	3,950,381	3,730,718	3,950,381	介護給付	105.9%		
	通所リハビリテーション	計画値	165,110	184,489	1,164,115	1,233,089	1,329,225	1,417,578	予防給付	114.2%	合計	101.0%
		実績値	134,016	152,997	1,052,858	1,045,168	1,186,875	1,198,165	介護給付	99.3%		
	福祉用具貸与	計画値	70,930	81,621	1,148,094	1,220,780	1,219,024	1,302,401	予防給付	112.3%	合計	106.6%
		実績値	72,733	81,663	1,145,536	1,216,549	1,218,269	1,298,212	介護給付	106.2%		
	短期入所生活介護	計画値	7,761	8,910	1,726,104	1,864,685	1,733,865	1,873,595	予防給付	75.1%	合計	107.8%
		実績値	6,334	4,759	1,468,217	1,585,119	1,474,551	1,589,878	介護給付	108.0%		
	短期入所療養介護	計画値	1,698	1,873	366,916	394,130	368,614	396,003	予防給付	86.5%	合計	98.5%
		実績値	1,580	1,367	310,786	306,431	312,366	307,798	介護給付	98.6%		
	居宅療養管理指導	計画値	21,396	22,286	615,298	669,322	636,694	691,608	予防給付	113.4%	合計	107.9%
		実績値	27,728	31,431	659,302	709,866	687,030	741,297	介護給付	107.7%		
特定施設入居者生活介護	計画値	78,074	78,109	2,047,742	2,134,369	2,125,816	2,212,478	予防給付	96.9%	合計	101.3%	
	実績値	91,658	88,811	2,169,376	2,201,083	2,261,033	2,289,894	介護給付	101.5%			
居宅介護サービス計画等給付費	計画値	80,876	86,140	2,021,875	2,132,129	2,102,751	2,218,269	予防給付	113.3%	合計	106.1%	
	実績値	89,083	100,916	2,036,978	2,155,746	2,126,062	2,256,661	介護給付	105.8%			
福祉用具購入費	計画値	11,110	12,094	54,842	59,272	65,952	71,366	予防給付	111.9%	合計	105.5%	
	実績値	9,467	10,596	55,013	57,442	64,480	68,038	介護給付	104.4%			
住宅改修費	計画値	73,242	78,060	143,774	157,579	217,016	235,639	予防給付	109.5%	合計	107.7%	
	実績値	61,418	67,265	129,116	137,858	190,534	205,123	介護給付	106.8%			
地域密着型(介護予防)サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値			388,086	444,537	388,086	444,537	予防給付	-	合計	95.9%
		実績値			284,602	272,982	284,602	272,982	介護給付	95.9%		
	夜間対応型訪問介護	計画値			6,175	6,907	6,175	6,907	予防給付	-	合計	3.4%
		実績値			4,179	144	4,179	144	介護給付	3.4%		
	認知症対応型通所介護	計画値	0	0	108,189	110,429	108,189	110,429	予防給付	81.9%	合計	94.3%
		実績値	481	394	105,697	99,745	106,179	100,139	介護給付	94.4%		
	小規模多機能型居宅介護	計画値	16,247	17,856	434,867	509,552	451,114	527,408	予防給付	58.2%	合計	100.0%
		実績値	13,044	7,593	498,096	503,653	511,139	511,246	介護給付	101.1%		
	認知症対応型共同生活介護	計画値	0	0	2,499,896	2,536,576	2,499,896	2,536,576	予防給付	170.7%	合計	103.7%
		実績値	844	1,441	2,366,999	2,453,697	2,367,843	2,455,138	介護給付	103.7%		
	地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値			194,829	194,917	194,829	194,917	予防給付	-	合計	102.7%
		実績値			193,625	198,943	193,625	198,943	介護給付	102.7%		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値			245,287	245,397	245,287	245,397	予防給付	-	合計	102.9%
		実績値			263,324	271,016	263,324	271,016	介護給付	102.9%		
	看護小規模多機能型居宅介護	計画値			0	36,130	0	36,130	予防給付	-	合計	3102.7%
		実績値			1,128	34,999	1,128	34,999	介護給付	3102.7%		
地域密着型通所介護	計画値			1,810,337	1,922,927	1,810,337	1,922,927	予防給付	-	合計	103.9%	
	実績値			1,727,584	1,794,601	1,727,584	1,794,601	介護給付	103.9%			
施設サービス	介護老人福祉施設	計画値			5,515,790	5,781,551	5,515,790	5,781,551	予防給付	-	合計	105.0%
		実績値			5,871,727	6,162,569	5,871,727	6,162,569	介護給付	105.0%		
	介護老人保健施設	計画値			3,922,692	4,066,685	3,922,692	4,066,685	予防給付	-	合計	109.4%
		実績値			3,866,037	4,229,285	3,866,037	4,229,285	介護給付	109.4%		
介護療養型医療施設	計画値			485,108	485,325	485,108	485,325	予防給付	-	合計	26.2%	
	実績値			380,917	99,713	380,917	99,713	介護給付	26.2%			
介護医療院	計画値			0	0	0	0	予防給付	-	合計	1214.3%	
	実績値			28,070	340,857	28,070	340,857	介護給付	1214.3%			

※各年度末時点

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

※1 夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護療養型医療施設、介護医療院を除く

## (2) 実績値の計画値に対する割合

各サービスの給付費の対計画値比率を見ると、居宅サービスでは、予防給付、介護給付を合わせ計画値より110%上回ったものはなく、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、住宅改修費が計画値をやや下回る結果となっています。

地域密着型サービスでは、平成30年度では「小規模多機能型居宅介護」、令和元年度では「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」がそれぞれ計画値を上回るとどまり、サービス内容の周知及び推進が必要です。

対計画値比率		予防給付(要支援1~2)		介護給付(要介護1~5)		合計	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
居宅 (介護予防) サービス	訪問介護			94.8%	91.8%	94.8%	91.8%
	訪問入浴介護	21.1%	0.8%	101.8%	97.9%	101.2%	97.2%
	訪問看護	113.5%	125.0%	101.1%	101.2%	101.8%	102.5%
	訪問リハビリテーション	99.8%	79.6%	105.7%	94.5%	105.3%	93.3%
	通所介護			100.8%	100.2%	100.8%	100.2%
	通所リハビリテーション	81.2%	82.9%	90.4%	84.8%	89.3%	84.5%
	福祉用具貸与	102.5%	100.1%	99.8%	99.7%	99.9%	99.7%
	短期入所生活介護	81.6%	53.4%	85.1%	85.0%	85.0%	84.9%
	短期入所療養介護	93.0%	73.0%	84.7%	77.7%	84.7%	77.7%
	居宅療養管理指導	129.6%	141.0%	107.2%	106.1%	107.9%	107.2%
	特定施設入居者生活介護	117.4%	113.7%	105.9%	103.1%	106.4%	103.5%
	居宅介護サービス計画等給付費	110.1%	117.2%	100.7%	101.1%	101.1%	101.7%
	福祉用具購入費	85.2%	87.6%	100.3%	96.9%	97.8%	95.3%
	住宅改修費	83.9%	86.2%	89.8%	87.5%	87.8%	87.0%
地域密着型 (介護予防) サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			73.3%	61.4%	73.3%	61.4%
	夜間対応型訪問介護			67.7%	2.1%	67.7%	2.1%
	認知症対応型通所介護	-	-	97.7%	90.3%	98.1%	90.7%
	小規模多機能型居宅介護	80.3%	42.5%	114.5%	98.8%	113.3%	96.9%
	認知症対応型共同生活介護	-	-	94.7%	96.7%	94.7%	96.8%
	地域密着型特定施設入居者生活介護			99.4%	102.1%	99.4%	102.1%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			107.4%	110.4%	107.4%	110.4%
	看護小規模多機能型居宅介護			-	96.9%	-	96.9%
施設サービス	地域密着型通所介護			95.4%	93.3%	95.4%	93.3%
	介護老人福祉施設			106.5%	106.6%	106.5%	106.6%
	介護老人保健施設			98.6%	104.0%	98.6%	104.0%
	介護療養型医療施設			78.5%	20.5%	78.5%	20.5%
	介護医療院			-	-	-	-

※各年度末時点

110%超

90%未満

第1部 計画の策定にあたって

サービス区分別給付費（介護予防を含む）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
<b>居宅サービス</b>			
計画値（千円）：A	19,480,844	20,848,132	21,714,301
実績値（千円）：B	19,040,081	19,995,608	20,554,334
実行率（%）：B/A	97.7%	95.9%	94.7%
<b>地域密着型サービス</b>			
計画値（千円）：A	5,703,913	6,025,228	6,401,477
実績値（千円）：B	5,459,603	5,639,209	5,697,528
実行率（%）：B/A	95.7%	93.6%	89.0%
<b>施設サービス</b>			
計画値（千円）：A	9,923,590	10,333,561	10,967,948
実績値（千円）：B	10,146,751	10,832,424	11,414,632
実行率（%）：B/A	102.2%	104.8%	104.1%
<b>合計</b>			
計画値（千円）：A	35,108,347	37,206,921	39,083,726
実績値（千円）：B	34,646,434	36,467,241	37,666,494
実行率（%）：B/A	98.7%	98.0%	96.4%

※給付費は年度末時点の実績値

※令和2年度は5月～10月分の実績より見込み

※合計額に高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、市町村特別給付、特定入所者介護サービス費等は含まず



## 第4節 将来フレーム

### 1 総人口・高齢者人口の将来推計

本市は、平成15年には中核市へ移行し、令和2年度では人口644,182人を擁する都市へと発展してきました。

総人口は、今後も緩やかな増加傾向で推移し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には654,242人、令和17年には662,459人にまで増加し、その後減少傾向に転ずるものと推計されます。

一方、高齢者人口は、昭和30年代からの人口急増期に市域に移り住んだ方々が高齢期に達してきていることもあり、急速に増加しており、令和7年には158,710人、令和22年には200,849人と、20万人台になると推計されます。

また、団塊の世代が高齢期を迎えたため、高齢者人口は総人口の伸びを上回るペースで増加し、75歳以上の高齢者人口は令和22年には103,046人と、10万人台になると推計されます。

高齢化率でみると、令和2年の24.0%から令和22年には30.4%にまで上昇することが推計されます。

(上段：人口(人)、下段：構成比(%))

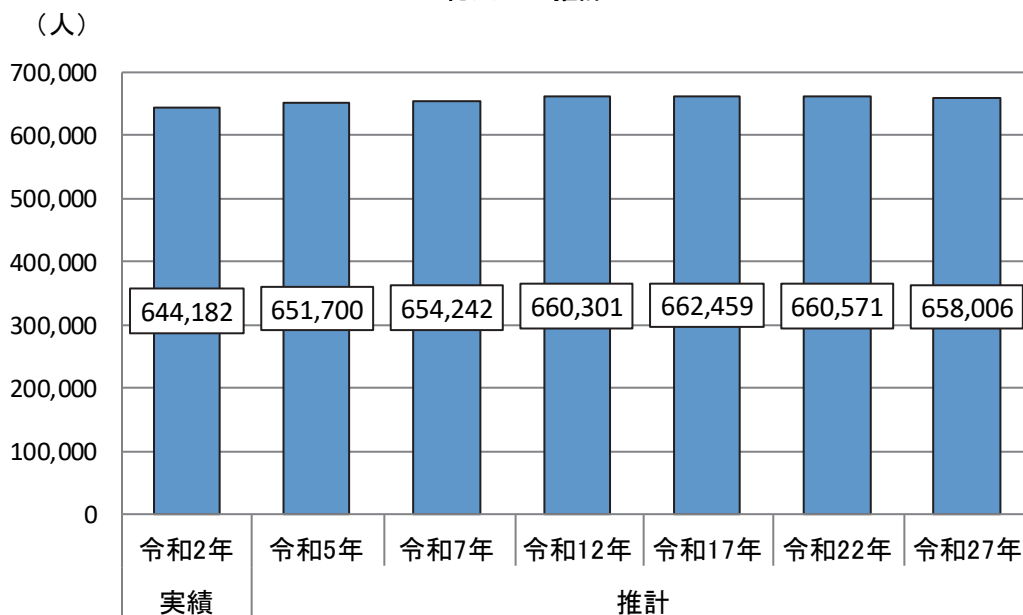
船橋市	実績	推計							
	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	令和22 (2040)	令和27 (2045)
総人口	人 644,182	人 646,286	人 649,561	人 651,700	人 654,242	人 660,301	人 662,459	人 660,571	人 658,006
0～39歳	264,301 41.0%	263,962 40.8%	263,763 40.6%	263,221 40.4%	261,955 40.0%	262,105 39.7%	259,487 39.2%	254,853 38.6%	249,658 37.9%
40～64歳	225,252 35.0%	226,685 35.1%	229,037 35.3%	231,060 35.5%	233,577 35.7%	231,739 35.1%	221,412 33.4%	204,869 31.0%	196,639 29.9%
(再掲) 15～64歳	407,274 63.2%	408,026 63.1%	410,379 63.2%	412,341 63.3%	415,126 63.5%	416,191 63.0%	404,324 61.0%	383,306 58.0%	369,694 56.2%
高齢者人口 65歳以上	154,629 24.0%	155,639 24.1%	156,761 24.1%	157,419 24.2%	158,710 24.3%	166,457 25.2%	181,560 27.4%	200,849 30.4%	211,709 32.2%
65～74歳	72,683 11.3%	71,679 11.1%	68,628 10.6%	65,269 10.0%	60,489 9.2%	64,803 9.8%	81,765 12.3%	97,803 14.8%	95,746 14.6%
75歳以上	81,946 12.7%	83,960 13.0%	88,133 13.6%	92,150 14.1%	98,221 15.0%	101,654 15.4%	99,795 15.1%	103,046 15.6%	115,963 17.6%
(再掲) 85歳以上	22,044 3.4%	24,355 3.8%	26,236 4.0%	27,666 4.2%	30,797 4.7%	38,667 5.9%	46,471 7.0%	44,335 6.7%	42,596 6.5%

※実績値は住民基本台帳による(令和2年10月1日時点)

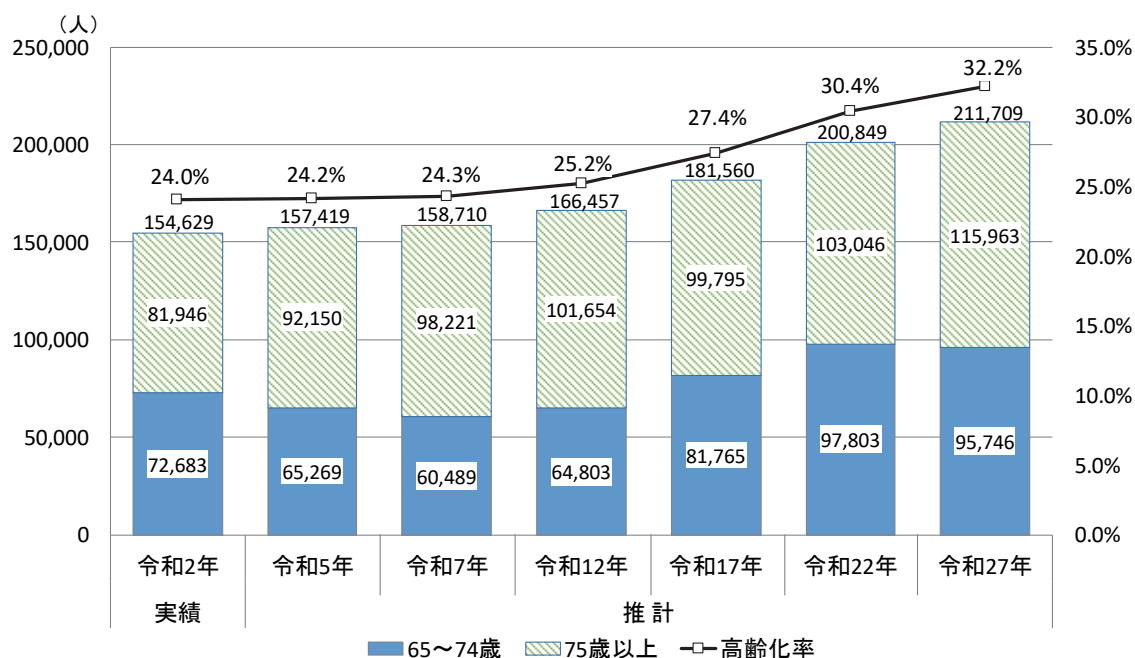
※推計値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成(各年10月1日時点)

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

総人口の推計



高齢者人口と高齢化率の推計



## 2 ひとり暮らし高齢者数と認知症高齢者数の将来推計

### (1) ひとり暮らし高齢者数

ひとり暮らし高齢者数については、高齢者人口の増加や核家族化の進行等により、令和2年度の43,282人から令和7年度には50,349人にまで増加するものと見込んでいます。

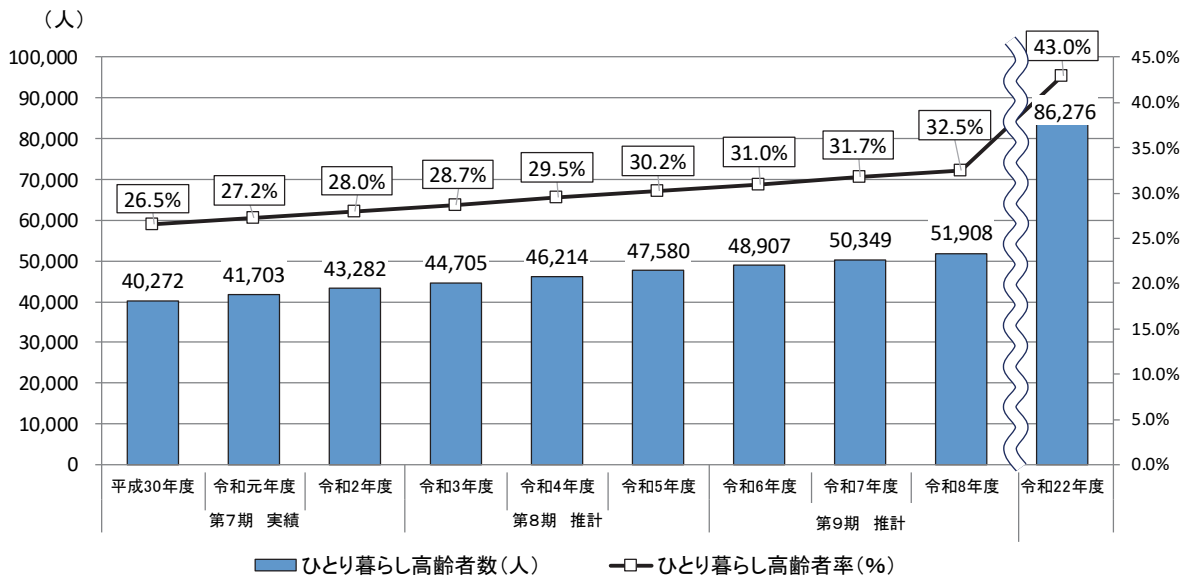
区分	第7期 実績			第8期 推計			第9期 推計			令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ひとり暮らし高齢者数(人)	40,272	41,703	43,282	44,705	46,214	47,580	48,907	50,349	51,908	86,276
高齢者人口(人)	151,822	153,266	154,629	155,639	156,761	157,419	157,887	158,710	159,851	200,849
ひとり暮らし高齢者率(%)	26.5%	27.2%	28.0%	28.7%	29.5%	30.2%	31.0%	31.7%	32.5%	43.0%

※実績値は住民基本台帳（各年度10月1日時点）

※高齢者人口、ひとり暮らし高齢者率の推計値は実績から推計、ひとり暮らし高齢者数の推計値は高齢者人口とひとり暮らし高齢者率から推計（各年度10月1日時点）

※ひとり暮らし高齢者率の値は、四捨五入した値を表記

ひとり暮らし高齢者数とひとり暮らし高齢者率の推計



## (2) 認知症高齢者数

認知症高齢者数については、高齢者人口や要介護認定者数の増加に伴い、令和2年度の17,689人から令和7年度には20,796人にまで増加するものと見込んでいます。

区分	第7期 実績			第8期 推計			第9期 推計			令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症高齢者数(人)	16,298	17,098	17,689	18,353	18,984	19,591	20,165	20,796	21,471	36,244
高齢者人口(人)	151,822	153,266	154,629	155,639	156,761	157,419	157,887	158,710	159,851	200,849
認知症高齢者率(%)	10.7%	11.2%	11.4%	11.8%	12.1%	12.4%	12.8%	13.1%	13.4%	18.0%

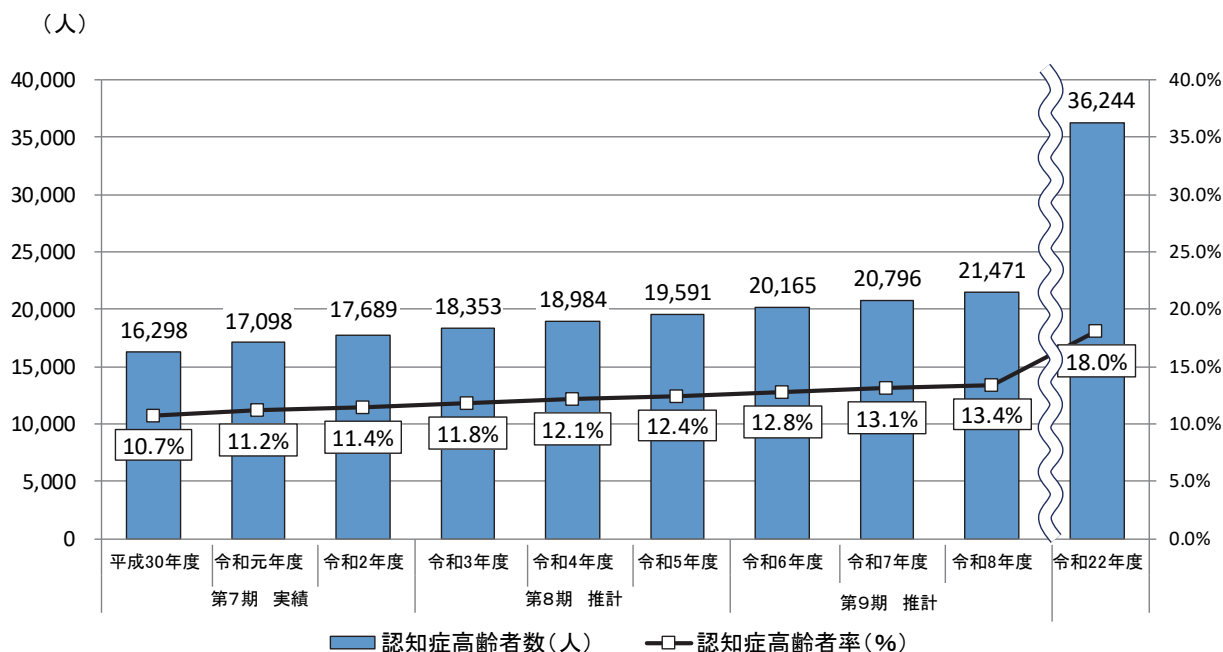
※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上を「認知症高齢者」として集計

※実績値は住民基本台帳による(各年度10月1日時点)

※高齢者人口、認知症高齢者率の推計値は実績から推計、認知症高齢者数の推計値は高齢者人口と認知症高齢者率から推計(各年度10月1日時点)

※認知症高齢者率の値は、四捨五入した値を表記

認知症高齢者数と認知症高齢者率の推計



## 第2部

# ビジョンの実現に向けた 施策の展開



## 第1章 ビジョンと基本方針

### 第1節 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン

超高齢社会の到来とともに、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、世帯構成ではひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯も急増しています。今後、特に団塊の世代が75歳以上になる令和7年以降、その流れはさらに強まっていくと考えられます。

令和元年度に実施した高齢者生活実態調査結果では、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるために必要なサービスとして、「介護をしている家族等への支援」や「24時間対応の在宅医療・訪問介護看護サービスの充実」、「高齢者向け施設の充実」、「介護予防サービスの確保」等が上位に挙げられており、地域包括ケアシステムを構築する「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」の5分野においてサービスが一体的に提供されることが求められています。

本市では平成24年度より、「すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、団塊の世代が75歳以上となる令和7年までに、地域包括ケアシステムを構築するために、各施策を推進してまいりました。

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画においても、ビジョンを達成し、かつ、継続させるため5つの基本方針により、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

#### 【船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン】

すべての高齢者が、自分らしく  
それぞれの生きがいを持ち、  
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる  
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

地域包括ケアシステムの構築  
健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して

## 第2節 船橋市の目指す地域包括ケアシステム

本市では、「地域包括ケアシステム」を実現するため、5つの基本方針として、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」を設定し、各施策を推進します。

平成26年度より「船橋市地域包括ケアシステム推進本部」を設置し、5つの基本方針ごとに立ち上げた専門部会において、課題の整理や進捗管理など、地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行っています。

### 基本方針1 住まい

#### 住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちといえます。

安心して生活できる住環境を整備していくために、バリアフリー化された住宅（高齢者の生活に支障のない住宅）の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修に加え、市営住宅の優先入居の制度を活用して、住宅の確保に配慮が必要な高齢者が入居しやすくなる取り組みも引き続き行います。

また、高齢者が地域でいつまでも安心して暮らせるような居住支援体制を構築するため、平成29年5月に船橋市居住支援協議会を設置し、同年7月より住まい探し等の相談窓口として「住まいるサポート船橋」を開設しています。



## 基本方針2 予防

### 介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

今後一層の増加が見込まれるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活を続けていくには、一人ひとりが疾病予防・介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自らが健康づくりに取り組むことができるよう普及啓発を図ることや、社会活動への参加の促進による介護予防を進めていくことが求められます。

要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進し、高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくために、地域一体となって介護予防や健康づくりに対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践し、定着するよう周知活動を行います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を展開し、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会や体制を構築していきます。

## 基本方針3 生活支援

### 助け合い活動などの支援体制づくりの推進

国が検討している地域包括ケアシステムのあり方においては、自助を基本としながら共助・互助、公助の順で取り組んでいくことの必要性が示されています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助、共助・互助、公助の視点から、市民・地域・行政による連携と協働が不可欠です。

そこで、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組み等、隣近所の助け合いの関係が周りに広がり、民間の力を借りて様々なサービスと連携及び協力して地域を支えるような仕組みの充実を図ります。

平成30年度に市内24地区コミュニティ全てに生活支援コーディネーターの配置が完了しました。今後生活支援コーディネーターを活用し、助け合い活動などの支援体制の強化に努めます。

介護保険以外のサービスとして、高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスの提供体制の整備に取り組めます。

また、高齢者が生きがいを持って、地域の中や地域を越えて様々な活動をしていくためには、安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、公共交通機関等による移動手段が確保されていることと高齢者が移動しやすい環境が整えられることが必要であるため、交通が不便な地域にお住まいの方や高齢者の移動手段を確保・充実することに加え、近隣に買い物をする場所がない地域には、移動販売サービスを提供し、住みやすい環境を整備します。

## 基本方針4 介護

### いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護保険サービスにおいては、適正な施設整備や介護人材の質と量の確保等に努めるとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めます。

また、病気を抱えても24時間365日を通じて必要なサービスを利用できれば住み慣れた地域での生活を継続することができます。そのために安心・安全な生活を営む上で必要となる、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備に取り組みます。

加えて、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。各日常生活圏域において地域包括支援センター等が地域ケア会議を円滑に運営することで、地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整えます。生活支援サービスにおいては、地域での支え合いやボランティア、NPO等様々なサービス主体が一体となることで、サービスが必要とされる高齢者の方へ提供できるよう地域ケア会議を推進し、体制づくりを進めます。

さらに、在宅ケア（在宅介護）を進めていくために、介護保険サービスや生活支援サービスを提供するとともに、介護をしている家族の介護負担の軽減を行う必要があります。今後、高齢者世帯の増加を踏まえ、より一層の介護者への支援を図ります。

令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、認知症高齢者や要介護（要支援）認定者等、何らかの支援や介護を必要とする高齢者も増加することが見込まれるため、地域での見守りと支え合い、そして、関係機関の連携による認知症対策の推進を図ります。また、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるまちになるために、関係機関と連携しサービスの充実を図ります。

## 基本方針5 医療

### 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

「地域包括ケアシステム」の構築のためには、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう限られた医療・介護資源を有効的に活用し、必要なサービスを継続的かつ一体的に受けられることが必要不可欠となります。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する一方で、病院・施設を増やすことは困難であることから、在宅療養者が増えることが予想されます。そうした状況に対応するためには、在宅医療を担当できる医師等の人材の確保が重要となるため、在宅医等養成研修を検討していきます。

リハビリテーションについては、高齢者の身体の機能が低下したときに、その機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるため、サービスの充実を図ります。また、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指す観点も踏まえ、計画的に提供できる体制の構築を目指します。

本市では、医療・介護関係団体及び行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークにて、医療・介護その他の在宅医療に関係する方々の緊密な連携協力体制の整備や医療・介護人材の知識・技術の向上のための様々な研修を実施しています。

また、保健福祉センター内にある在宅医療支援拠点ふなぼーとにて、在宅医療に関する市民や医療・介護関係者からの相談に応じています。

### 第3節 施策の体系

本計画の目指す高齢者保健福祉・介護ビジョンを実現するための施策体系は次のとおりです。

ビジョン	基本方針	施策群
<b>地域包括ケアシステムの構築</b> <small>健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して</small>	<b>1. 住まい</b> 住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備	住宅の質の向上 多様な住まいの確保 居住の支援の充実
	<b>2. 予防</b> 介護予防の推進で ”健康寿命日本一のまち”	活動の場の提供 健康づくりへの支援 介護予防の推進
	<b>3. 生活支援</b> 助け合い活動などの支援体制づくりの推進	生活支援サービスの提供 移動支援 地域での支え合い体制の確立
	<b>4. 介護</b> いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立	介護サービスの量の確保 介護サービスの質の確保 多様なサービスの提供 地域包括支援センターの機能強化 認知症対策の推進 介護サービスの円滑な利用
	<b>5. 医療</b> 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立	在宅医療の推進 地域医療連携の推進 看護職の確保 地域リハビリテーションの推進 歯科口腔保健の推進

## 第2章 基本方針別の事業

### 第1節 各基本方針の施策一覧

【施策一覧（目標値あり）】（★印の項目は重点項目）

#### 基本方針 1. 住まい

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 住宅の質の向上</b>					
★自立支援のための 住宅のバリアフリー 化等の支援	住宅バリアフリー化等 支援事業助成件数	200件	200件	200件	住宅政策課
★分譲マンションの共 用部分のバリアフリー 化等の支援	分譲マンション共用部 分バリアフリー化等 支援事業助成件数	10件	10件	10件	住宅政策課
高齢者住宅改造費助 成事業	助成件数	130件	136件	141件	高齢者福祉課
<b>&lt;施策群&gt; 多様な住まいの確保</b>					
★親世帯・子育て世 帯近居同居の支援	親世帯・子育て世帯 近居同居支援事業助 成件数	50件	50件	50件	住宅政策課
<b>&lt;施策群&gt; 居住の支援の充実</b>					
★高齢者の住まいに 関する情報提供	住まいの講演会参加 人数	50人	50人	50人	住宅政策課
★持ち家の活用	マイホーム借上げ制度 説明会参加人数	50人	50人	50人	住宅政策課
★高齢者の住み替え 支援	高齢者住み替え支援 事業助成件数	13件	13件	13件	住宅政策課
★ひとり暮らし高齢者 の見守り	緊急通報装置 設置台数	2,014台	2,083台	2,146台	高齢者福祉課
	声の電話訪問事業 実利用者数	63人	65人	67人	
	声の電話訪問事業 訪問回数	3,282回	3,387回	3,491回	
★居住支援サービス の向上	「住まいるサポート 船橋」による賃貸物件 成約件数	40件	60件	60件	住宅政策課 地域包括ケア 推進課

基本方針 2. 予防

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 活動の場の提供</b>					
★ふなばしシルバーリハビリ体操の推進	シルバーリハビリ体操指導士養成講座開催数	6回	6回	6回	健康づくり課
	シルバーリハビリ体操指導士養成数	180人	180人	180人	
	シルバーリハビリ体操延指導士数	910人	1,090人	1,270人	
	シルバーリハビリ体操延上級指導士数	10人	15人	15人	
	シルバーリハビリ体操指導士により開催される延体操教室数	115か所	135か所	155か所	
★公園を活用した健康づくり事業の実施	公園を活用した健康づくり事業実施公園数	46か所	50か所	54か所	地域保健課
老人福祉センター	延年間利用者数	355,000人	355,000人	355,000人	高齢者福祉課
老人憩の家	施設数	35か所	35か所	35か所	高齢者福祉課
	延年間利用者数	46,000人	46,000人	46,000人	
老人クラブ	クラブ数	236クラブ	236クラブ	236クラブ	高齢者福祉課
	会員数	12,000人	12,000人	12,000人	
老人生きがい広場	施設数	5か所	5か所	5か所	高齢者福祉課
	延利用者数	11,000人	11,000人	11,000人	
高齢者いきいき健康教室	実参加高齢者数	815人	815人	815人	高齢者福祉課
市民スポーツ教室	教室数	9~10教室	9~10教室	9~10教室	生涯スポーツ課
	延利用者数	1,300人	1,300人	1,300人	
<b>&lt;施策群&gt; 健康づくりへの支援</b>					
★特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援	特定健康診査受診率	56%	58%	60%	健康づくり課
	特定保健指導実施率	50%	55%	60%	

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 健康づくりへの支援</b>					
★市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備	市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等店舗数	100 店舗	100 店舗	100 店舗	地域保健課
栄養相談	栄養相談利用者数	800 人	800 人	800 人	地域保健課
成人期の歯科健康診査の実施	成人歯科健康診査受診率	9 %	9 %	9 %	地域保健課
★健康ポイント事業	参加者数	8,900 人	10,200 人	11,500 人	健康政策課
後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査受診率	49.5%	50.5%	51.5%	健康づくり課
高齢者健やか活動支援事業	開催回数	4 回	4 回	4 回	高齢者福祉課
	延参加人数	250 人	250 人	250 人	
健康教育	健康教育利用者数	13,000 人	13,000 人	13,000 人	地域保健課
健康相談	健康相談利用者数	10,000 人	10,000 人	10,000 人	
在宅介護支援教室	開催回数	85 回	80 回	80 回	包括支援課
<b>&lt;施策群&gt; 介護予防の推進</b>					
★介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進	検討会議事例数	144 事例	144 事例	144 事例	包括支援課
ふなばし市民大学校「いきいき学部」	実学生数	370 人	370 人	370 人	社会教育課
	延講座数	350 件	350 件	350 件	
公民館の高齢者対象講座	高齢者学級数	26 学級	26 学級	26 学級	社会教育課
	高齢者対象講座数	70 講座	72 講座	74 講座	
	高齢者学級の実参加者数	3,900 人	3,900 人	3,900 人	
	高齢者対象講座の実参加者数	4,900 人	5,040 人	5,180 人	
活動拠点整備事業	拠点での事業実施回数	1,711 回	1,711 回	1,711 回	地域福祉課

基本方針 3. 生活支援

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 生活支援サービスの提供</b>					
★移動販売支援事業	移動スーパーの累計延利用者数	13,000人	14,000人	15,000人	商工振興課
★生活・介護支援サポーター事業	サポーター登録人数	360人	360人	360人	高齢者福祉課
	利用登録者数(高齢者宅)	589人	617人	641人	
軽度生活援助員の派遣	実利用者数	580人	580人	580人	高齢者福祉課
	派遣時間数	15,000時間	15,000時間	15,000時間	
ファミリー・サポート・センター	実利用会員数	690人	690人	690人	高齢者福祉課
	実協力会員数	180人	180人	180人	
	利用件数	3,000件	3,000件	3,000件	
高齢者等食の自立支援事業(配食サービス)	延配食数	11,600食	11,600食	11,600食	高齢者福祉課
	利用登録者数	170人	176人	181人	
	栄養管理サービス訪問回数	803回	833回	855回	
	栄養管理サービス利用者数	107人	111人	114人	
寝具乾燥消毒サービス	実利用人数	160人	160人	160人	高齢者福祉課
	延派遣回数	1,400回	1,400回	1,400回	
日常生活用具の給付	自動消火装置給付数	22件	22件	22件	高齢者福祉課
	電磁調理器給付数	70件	70件	70件	
	シルバーカー給付数	160件	160件	160件	
補聴器購入費用助成事業	助成件数	100件	100件	100件	高齢者福祉課
介護用品の支給等	実支給人数	2,816人	2,925人	3,041人	高齢者福祉課
訪問理美容サービス	実利用者数	30人	30人	30人	高齢者福祉課
	延訪問回数	60回	60回	60回	
緊急一時支援事業	延派遣回数	20回	20回	20回	高齢者福祉課
家族介護慰労金の支給	延支給人数	5件	5件	5件	高齢者福祉課
★人材確保・ボランティアの掘り起こし	たすけあいの会	58団体	60団体	62団体	地域福祉課
	ボランティア数	2,600人	2,800人	3,000人	
ふれあい収集事業	対象世帯数	300世帯	350世帯	400世帯	資源循環課



施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 移動支援</b>					
★高齢者支援協力 バスの活用	利用登録者数	7,500人	7,600人	7,700人	道路計画課
	延利用者数	23,500人	24,000人	24,000人	
★駅改札内外のバリ アフリー化	整備実施駅数	4駅	0駅	0駅	道路計画課
★バス待ち環境の改 善（バス上屋・ベ ンチ設置）	停留所施設整備数 国・県道	1か所	1か所	1か所	道路計画課
	停留所施設整備数 市道	1か所	1か所	1か所	道路建設課
高齢者福祉タクシー	延交付者数	9,501人	9,950人	10,360人	高齢者福祉課
	延利用枚数	60,806枚	63,678枚	66,303枚	
<b>&lt;施策群&gt; 地域での支え合い体制の確立</b>					
★地域ケア会議の 推進・地域課題 への取り組み	個別ケア会議 開催回数	118回	131回	144回	包括支援課
	全体会議開催回数	100回	100回	100回	
	講演会開催回数	15回	16回	17回	
ミニデイサービス事業 補助金交付事業	実施回数	749回	749回	749回	地域福祉課
ふれあいいきいきサロ ン事業補助金事業	実施回数	676回	676回	676回	地域福祉課
保健と福祉の 総合相談窓口事業	延相談件数	22,500件	22,500件	22,500件	地域福祉課
ひとり暮らし高齢者等 見守り活動支援 事業	見守り対象高齢者数	3,000人	3,000人	3,000人	高齢者福祉課
<b>&lt;施策群&gt; その他</b>					
★高齢者を狙った 犯罪・消費者 被害への対策	出前講座	32回	32回	32回	消費生活 センター
	消費者月間記念 講演会	1回	1回	1回	
	民生委員等研修会	10回	10回	10回	
	消費生活モニター 事業	9回	9回	9回	
	生き活き展の開催	1回	1回	1回	
	くらしの情報の発行	3回	3回	3回	
	老人福祉センター 定期出張相談・啓発	56回	56回	56回	
	消費者安全確保 地域協議会	1回	1回	1回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; その他</b>					
成年後見制度利用 支援事業	後見人報酬助成件数	93件	97件	101件	高齢者福祉課
成年後見制度普及 事業	開催回数	2回	2回	2回	包括支援課
	参加者数	300人	300人	300人	
★高齢者虐待防止 の体制	運営委員会開催回数	2回	2回	2回	包括支援課
	担当者会議開催回数	12回	12回	12回	
	事例検討数	20件	25件	25件	
	研修会開催回数	2回	2回	2回	
高齢者虐待防止の 周知と啓発	虐待に係る相談件数	3,180件	3,430件	3,460件	包括支援課

## 基本方針 4. 介護

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 介護サービスの質の確保</b>					
★介護人材の確保	新規就業者数	100人	100人	100人	介護保険課
★介護保険訪問看護 職員雇用促進事業 の実施	補助対象常勤換算数	1,050人	1,050人	1,050人	介護保険課 地域包括ケア 推進課
介護相談員派遣事業	介護相談員延派遣 件数	552件	552件	552件	高齢者福祉課
	派遣施設数	46か所	46か所	46か所	
生活・介護支援サポ- ーター事業	登録施設数	10か所	10か所	10か所	高齢者福祉課
介護支援専門員 研修事業	介護支援専門員研修 会参加者数	200人	200人	200人	包括支援課
	介護支援専門員研修 会開催数	1回	1回	1回	
	主任介護支援専門員 研修会参加者数	100人	100人	100人	
	主任介護支援専門員 研修会開催数	1回	1回	1回	
<b>&lt;施策群&gt; 地域包括支援センターの機能強化</b>					
★在宅介護支援セン ターから地域包括 支援センターへの 移行	地域包括支援センター 設置数	13か所	14か所	14か所	包括支援課
	地域包括支援センター 相談件数	52,700件	57,100件	57,500件	
	在宅介護支援センター 相談件数	14,600件	13,800件	13,900件	
★地域ケア会議の 推進・地域課題 への取り組み 【再掲】	個別ケア会議 開催回数	118回	131回	144回	包括支援課
	全体会議開催回数	100回	100回	100回	
	講演会開催回数	15回	16回	17回	
実態把握	実態把握件数	1,070件	1,010件	1,020件	包括支援課
相談協力員研修会	参加者数	300人	300人	300人	包括支援課
	研修会開催数	1回	1回	1回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 認知症対策の推進</b>					
★認知症初期集中 支援チーム・認知症 地域支援推進員の 設置	認知症初期集中支援 チーム	5チーム	5チーム	5チーム	包括支援課
	認知症地域支援 推進員 (保健師・ 社会福祉士・ 主任ケアマネジャー)	直営センター 15名 委託センター 8名	直営センター 15名 委託センター 9名	直営センター 15名 委託センター 9名	
★本人や家族の交流 の場や、本人の社会 参加や生きがい につながる場の創出	認知症カフェ PR 事業登録件数 (累計)	48件	61件	74件	包括支援課
	認知症カフェ 運営補助金交付件数 (新規分)	5件	13件	13件	
	認知症カフェ 運営補助金交付件数 (継続分)	0件	61件	74件	
	認知症カフェ 交流会開催回数	1回	1回	1回	
★認知症の人や家族 を地域で見守り、 支え合う体制の 構築	徘徊模擬訓練 実施地区数	3地区	5地区	5地区	包括支援課
	メモリーウォーク 開催回数	1回	1回	1回	
	チームオレンジ 体制整備(累計)	3地区	6地区	9地区	
認知症についての 地域住民及び支援関 係者への広報・啓発 活動	認知症サポーター 受講者数	9,000人	9,000人	9,000人	包括支援課
認知症高齢者への サービス提供	地域包括支援センタ ー成年後見相談件数	2,810件	3,040件	3,060件	包括支援課
	市長申し立て件数	40件	40件	40件	
認知症家族交流会	認知症家族交流会 開催数	6回	6回	6回	包括支援課
	延参加者数	115人	115人	115人	
認知症訪問支援サービ ス(市町村特別給 付)の実施	延利用件数	387件	404件	420件	介護保険課
認知症予防教室	参加人数	600人	650人	700人	健康づくり課
SOSネットワーク	依頼件数	30件	30件	30件	高齢者福祉課
徘徊高齢者家族支援 サービス事業	利用人数	95人	100人	105人	包括支援課

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 介護サービスの円滑な利用</b>					
★高齢者まちかど案内 所事業	協力事業所数	220 事業所	230 事業所	240 事業所	地域包括ケア 推進課
介護保険事業の普及 啓発	介護保険・高齢者 福祉ガイド発行部数	35,000 部	35,000 部	35,000 部	介護保険課
	介護保険のてびき (小冊子)発行部数	8,500 部	8,500 部	8,000 部	
	出前講座開催回数	8 回	8 回	8 回	
	出前講座参加人数	200 人	200 人	200 人	
介護保険利用者負担 助成事業	認定者数	145 人	151 人	157 人	介護保険課
介護老人福祉施設 利用者負担対策事業	認定者数	83 人	86 人	90 人	介護保険課
介護給付等費用 適正化事業	認定調査結果 確認件数	7,700 件	7,700 件	7,700 件	介護保険課
	ケアプラン 点検事業所数	40 か所	40 か所	40 か所	
	住宅改修等の 現地調査件数	60 件	60 件	60 件	
	縦覧点検・医療情報 との突合等件数	20,000 件	20,000 件	20,000 件	
	介護給付費通知 送付数	91,000 件	95,000 件	98,000 件	
要介護認定適正化 事業	要介護認定適正化 研修	1 回	-	1 回	介護保険課

基本方針 5. 医療

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 在宅医療の推進</b>					
★在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	相談件数	750件	770件	790件	地域包括ケア推進課
★在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）	スタートアップ研修開催回数	3回	3回	3回	地域包括ケア推進課
	実践研修開催回数	2回	2回	2回	
	アドバンス研修開催回数	1回	1回	1回	
★在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	在宅医紹介制度登録医療機関数	52機関	56機関	59機関	地域包括ケア推進課
★在宅医療推進に係る市民への普及啓発（在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）	ふなぼーと市民公開講座開催回数	1回	1回	1回	地域包括ケア推進課
	在宅医療・介護の講演会開催回数	7回	7回	7回	
	在宅医療・介護の相談会開催回数	8回	8回	8回	
	在宅医療・介護の出張講演会開催回数	8回	8回	8回	
★在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化	「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	365機関	370機関	375機関	地域包括ケア推進課
医療・介護関係者の情報共有の支援	システム操作体験会開催回数	10回	10回	10回	地域包括ケア推進課
★在宅医養成研修	開催回数	5回	5回	5回	地域包括ケア推進課
在宅医療の推進	訪問診療件数	5,795件	5,824件	5,852件	地域包括ケア推進課
	在宅医療実施医療施設数	76施設	80施設	84施設	
在宅医療推進のための連携体制の構築	ひまわりネットワークの症例検討会等の開催回数	30回	30回	30回	地域包括ケア推進課

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<b>&lt;施策群&gt; 地域医療連携の推進</b>					
★かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進	かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	60.8%	61.6%	62.3%	健康政策課
	かかりつけ歯科医を持つ65歳以上の市民の割合	80.0%	80.0%	80.0%	
	かかりつけ薬剤師・薬局を持つ65歳以上の市民の割合	62.7%	63.5%	64.2%	
<b>&lt;施策群&gt; 看護職の確保</b>					
★看護職の確保	就業看護職員数	4,839人	4,928人	5,017人	健康政策課
★介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施【再掲】	補助対象常勤換算数	1,050人	1,050人	1,050人	介護保険課 地域包括ケア推進課
<b>&lt;施策群&gt; 地域リハビリテーションの推進</b>					
★地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーション拠点事業講演会・研修会（市民対象・リハビリ関係者対象）の開催回数	7回	7回	7回	健康政策課 地域包括ケア推進課
	訪問リハビリ提供施設数	15施設	16施設	17施設	
<b>&lt;施策群&gt; 歯科口腔保健の推進</b>					
★訪問歯科診療の充実	訪問歯科診療事業件数（さざんか・かざぐるま）	1,251件	1,375件	1,566件	健康政策課
★口腔保健支援事業の実施	口腔ケア講習会・市民講演会開催回数	3回	3回	3回	健康政策課

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

【施策一覧（重点項目・目標値なし）】

基本方針	施策群	事業名	担当課
住まい	住宅の質の向上	住宅のバリアフリー改修等に関する相談	住宅政策課
		賃貸住宅のバリアフリー改修等の促進	住宅政策課 高齢者福祉課
		高齢化しているマンション管理組合の支援	住宅政策課
	多様な住まいの確保	質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給	住宅政策課
予防	介護予防の推進	一般介護予防事業の実施	健康づくり課
生活支援	移動支援	高齢ドライバーへの対応	各関係課
	地域での支え合い体制の確立	生活支援コーディネーターの活動の活性化	地域福祉課
	その他	障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備	障害福祉課
介護	介護サービスの量の確保	特別養護老人ホームの整備	高齢者福祉課
		介護老人保健施設の整備	高齢者福祉課
		特定施設の整備	高齢者福祉課
		地域密着型サービスの整備（認知症高齢者グループホーム）	高齢者福祉課
		地域密着型サービスの整備（グループホーム以外）	高齢者福祉課
		施設整備全体	高齢者福祉課
	多様なサービスの提供	生活支援コーディネーターの活動の活性化【再掲】	地域福祉課
	地域包括支援センターの機能強化	相談支援の充実強化	包括支援課
	認知症対策の推進	みまもりあい事業	地域包括ケア推進課
		成年後見制度の利用促進	包括支援課
介護サービスの円滑な利用	介護サービス事業所情報の提供	介護保険課	
	地域共生社会の実現に向けた取り組み	各関係課	
医療	在宅医療の推進	顔の見える関係づくりの推進 （在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）	地域包括ケア推進課
		在宅医療のコーディネーターの機能強化	地域包括ケア推進課
		在宅医療推進に係る市民への普及・啓発 （ひまわりネットワーク）	地域包括ケア推進課
		在宅医療・介護連携推進事業の評価事業	地域包括ケア推進課
		医療・介護人材確保事業	地域包括ケア推進課



## 第2節 各基本方針の重点事業

### 基本方針 1. 住まい

#### ○住宅の質の向上

##### 1 住宅のバリアフリー改修等に関する相談（住宅政策課）

安全な住環境を整備するため、建築士や増改築相談員等の専門家の協力により、建築住宅相談等を行い、住宅のバリアフリー改修等を推進します。

##### 2 自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

高齢になっても自宅に長く住み続けられるように、要介護認定を受けていない方が、自宅を改修し、介護予防に配慮された住環境にする場合に、バリアフリー化等（バリアフリー改修、断熱改修）の費用の一部を助成します。

さらに、「ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業」の参加者に周知するなど、要介護状態となる前のバリアフリー化等の必要性を啓発します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	200件	200件	200件

##### 3 分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

マンション管理組合が、マンションの出入口や共用廊下の段差解消、共用階段への手すり設置等、共用部分のバリアフリー化等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

また、マンション管理組合を対象とした、大規模修繕、長期修繕計画等をテーマとした講演会等において、共用部分のバリアフリー化等の必要性等について普及啓発します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10件	10件	10件

4 賃貸住宅のバリアフリー改修等の促進（住宅政策課・高齢者福祉課）

新たな住宅セーフティネット制度※の活用による登録住宅の改修に対する支援について情報提供します。

また、民間賃貸住宅に住む要介護認定を受けている方が、バリアフリー改修を必要とする場合、高齢者住宅改造資金助成事業により、その費用の一部を助成します。

※ 賃貸住宅への入居を断られやすい単身高齢者や低所得者向けに、空き家や空き部屋を活用する新たな制度

5 高齢化しているマンション管理組合の支援（住宅政策課）

入居者の高齢化が進み、マンション管理の担い手が少なくなった分譲マンションについて、マンション管理士、建築士を派遣することにより、適切な管理ができるように支援します。

○多様な住まいの確保

6 質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給（住宅政策課）

サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたり、事業者「船橋市サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針」等による配慮を求めることで、質の高い高齢者向け住宅の供給を図ります。

また、事業者が入居者に適切な医療・介護サービスが提供されるよう必要な協議を行い、入居者が必要とするサービスを地域で受けることができるよう、医療・介護サービス事業所との連携を促進します。

さらに、事業者が地域の医療・介護サービス事業所について広く入居者に情報提供を行うとともに、特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されるよう、適正な運営を促進します。

これらに加え、サービス付き高齢者向け住宅に対し、定期報告や立入検査等を行うことにより、適正な運用を促進します。

## 7 親世帯・子育て世帯近居同居の支援（住宅政策課）

子供から高齢者までの多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう、親と子と孫からなる三世代近居・同居に対する費用の一部を助成します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親世帯・子育て世帯近居同居支援事業助成件数	50件	50件	50件

## ○居住の支援の充実

## 8 高齢者の住まいに関する情報提供（住宅政策課）

居住支援協議会と連携し、セミナーの開催、広報紙やホームページでの情報提供等により、高齢者の住まいに関する情報を提供します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住まいの講演会参加人数	50人	50人	50人

## 9 持ち家の活用（住宅政策課）

高齢者が、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度を活用して、自宅を子育て世帯等に貸し付け、その家賃収入を住み替え先の家賃に充てることで、適切な住まいに住み替えることを支援します。

また、自宅に住みながら持ち家を資産として活用する社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の「不動産担保型生活資金制度」（いわゆるリバースモーゲージ制度※）や独立行政法人住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」等の取り組みについて情報提供を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
マイホーム借上げ制度説明会参加人数	50人	50人	50人

※ 自宅を担保にして銀行などの金融機関から定期的に資金の貸付を受ける一種の年金制度

10 高齢者の住み替え支援（住宅政策課）

高齢者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受け、階段の昇降に著しい支障が生じて住み替えをする場合等に、高齢者が可能な限り自立して住み続けられるよう、転居にかかる費用や家賃債務保証契約時に要する費用の一部を助成します。

また、家賃の支払いができるにもかかわらず、高齢等を理由に民間賃貸住宅への入居を断られ、転居に苦慮している高齢者世帯等に対して、船橋市居住支援協議会の相談窓口「住まいるサポート船橋」を通じて、家賃低廉化住宅※1を含む住宅情報の提供や居住支援サービス※2の紹介を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者住み替え支援事業助成件数	13件	13件	13件

※1 貸主に対して月々の家賃を補助することにより、低所得者が低廉化された家賃で入居することが出来る市に登録された住宅

※2 入居後の生活を支援する緊急通報装置の設置や死後の手続きなどのサービス

11 ひとり暮らし高齢者の見守り（高齢者福祉課・地域福祉課）

高齢者が閉じこもりになったり、地域とのコミュニケーションがなくならないように、地域住民等と連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるようなネットワークの構築を図ります。

ひとり暮らし高齢者については、引き続き、緊急通報装置の貸与、声の電話訪問により安否確認を行います。

また、突発的な病気等の緊急時や災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置設置台数	2,014台	2,083台	2,146台
声の電話訪問事業			
実利用者数	63人	65人	67人
訪問回数	3,282回	3,387回	3,491回

## 12 居住支援サービスの向上（住宅政策課・地域包括ケア推進課）

高齢者からの住まいに関する相談について、個別具体の課題を解決するため、平成29年度に、船橋市社会福祉協議会を事務局として船橋市居住支援協議会を設立し、相談窓口「住まいるサポート船橋」を開設しました。

「住まいるサポート船橋」を通じて、不動産関係団体と連携し高齢者等が入居できる賃貸物件情報を提供し、入居後には、住宅部局と福祉部局、関係機関、関係事業者等が連携して居住支援サービスを提供します。

今後は「住まいるサポート船橋」の相談事例を踏まえ、居住支援サービスの向上を図ってまいります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「住まいるサポート船橋」による賃貸物件成約件数	40件	60件	60件

## 基本方針 2. 予防

### ○活動の場の提供

#### 1 ふなばしシルバーリハビリ体操の推進（健康づくり課）

健康寿命の延伸を目的とし、令和7年の本市の65歳以上人口の約100人に1人の割合で初級指導士を養成することを目標に推進するとともに、各地区において初級指導士が活動できるようにマネジメントを行って頂くための上級指導士の養成も行います。また、公民館等での体操教室、出前講座での体操教室、体操指導士による体操教室の開催及びその支援を行う体操普及事業を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバーリハビリ体操指導士養成講座開催数	6回	6回	6回
シルバーリハビリ体操指導士養成数	180人	180人	180人
シルバーリハビリ体操延指導士数	910人	1,090人	1,270人
シルバーリハビリ体操延上級指導士数	10人	15人	15人
シルバーリハビリ体操指導士により開催される延体操教室数	115か所	135か所	155か所

#### 2 公園を活用した健康づくり事業の実施（地域保健課）

市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的に健康づくりができるよう、自治会・町会と協力しながら54公園への拡大を目指し、実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公園を活用した健康づくり事業実施公園数	46か所	50か所	54か所

## ○健康づくりへの支援

## 3 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援（健康づくり課）

特定健康診査では40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に実施され、内臓脂肪症候群の早期発見と予防を目的とした健康診査を行っています。また、特定健康診査及び人間ドックを受診した結果、「生活習慣病のリスクが高いが、生活習慣を改善することで予防効果が期待できる」と判断された人に対し、特定保健指導を実施しています。

目標値に近づくための新たな取り組み事例について研究し、実施率等を向上させることで、健康寿命の延伸を図ります。

また、健診結果から生活習慣病のリスク判定以外の指標により、介護予防を必要とする者を把握するなど、健診結果の有効活用を検討するとともに、特定保健指導終了者が、自ら生活習慣病の予防継続と今後の運動機能の低下等を予防するため、日常生活の中で自ら実施するためのセルフマネジメントが確立できる支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	50%	55%	60%

## 4 市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備（地域保健課）

望ましい食習慣を実践するための食環境の整備と船橋産物や市内飲食店等地域への愛着を育むものとして市民の健康づくりの支援に取り組む飲食店等登録制度を市独自事業として実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等 店舗数	100 店舗	100 店舗	100 店舗

5 健康ポイント事業（健康政策課）

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる健康ポイント制度を平成30年10月から実施しています。

日常的な生活の中での歩数や、運動したことによる身体の変化などによりポイントを獲得できるほか、市が指定するイベント・講座（対象プログラム）に参加したり、各種健診（健康診断、がん検診、歯科健診）を受診したりすることでもポイントを獲得できます。対象プログラムは、市が主催する事業だけでなく、市民団体や民間企業が主催する事業も対象としており、市民の健康づくりを総合的に推進する事業として実施しています。

参加者の拡大のため、事業の認知度を高めるための周知を図るとともに、民間団体・市民団体・各協議会等への働きかけを積極的に行っていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	8,900人	10,200人	11,500人



## ○介護予防の推進

## 6 一般介護予防事業の実施（健康づくり課）

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進し、介護予防を機能強化する観点から、一般介護予防事業として、①介護予防把握事業（船橋市健康スケール調査）、②介護予防普及啓発事業（介護予防教室、市民ヘルスマーケティング）、③地域介護予防活動支援事業（ふなばしシルバーリハビリ体操、アクティブシニア介護予防補助金）、④地域リハビリテーション活動支援事業（足腰の衰えチェック、リハビリ専門職派遣）を実施しています。

各事業の利用者にアンケートを実施し、要望を把握するとともに、定期的に広報紙に掲載し周知を図ります。

また、介護予防の視点から「フレイル<sup>\*</sup>」を主眼とした「船橋市健康スケール」の活用により、前期高齢者やひとり暮らしの方に外出するきっかけ作りの提供を行います。

さらに、後期高齢者健康診査等で「フレイル<sup>\*</sup>」と把握された方等に対する保健事業についても、かかりつけ医をはじめとする関係機関と連携しながら一体的に実施します。

※「フレイル」とは、「『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されています。

出典：「フレイル診療ガイド 2018年版」日本老年医学会/国立長寿医療研究センター

7 介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進（包括支援課）

介護保険法第1条及び第4条に自立支援に向けた介護保険サービスの活用が掲げられていますが、現在、ケアマネジメントの取り組みにおいて、サービス利用が目的とみられるものが少なくありません。対象者の自立に向けたケアプランの作成や、本人の状況に応じた適切なサービス提供等の支援の確立が課題となっています。

自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの確立を目指すため、理学療法士、作業療法士他専門職により構成する自立支援ケアマネジメント検討会議を設置し、介護予防ケアプランに対し自立支援に資する助言を行う事業を行うとともに、リハビリテーション専門職がケアマネジャーに同行訪問し、利用者の心身機能から生活機能、生活環境等を多角的に評価し、助言を行う事業も併せて実施します。それぞれの事業を連動させながら、ケアマネジャー及びサービス事業者等関係者が自立支援に向けたケアマネジメントを実施し、利用者が自立の意識を持ち生活に取り組めるよう支援します。

上記事業の他、ケアマネジャー、サービス提供事業者を対象に自立支援ケアマネジメントについての研修会を開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討会議事例数	144 事例	144 事例	144 事例

## 基本方針 3. 生活支援

### ○生活支援サービスの提供

#### 1 移動販売支援事業（商工振興課）

スーパー、青果店、鮮魚店、精肉店など生鮮品取扱店が近隣に無い地域を対象に、移動販売を行う事業者に対し経費の一部を補助するとともに、販売場所調整の支援を行うことで、買い物に困難を感じている方を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動スーパーの累計延利用者数	13,000人	14,000人	15,000人

#### 2 生活・介護支援サポーター事業（高齢者福祉課）

元気高齢者等を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、高齢者宅や介護施設に派遣しています。

今後、介護を必要とする高齢者の更なる増加が予想される中で、安定的に生活支援サービスを提供できるようサポーターを養成し、ボランティアの人材確保を継続します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サポーター登録人数	360人	360人	360人
利用登録者数（高齢者宅）	589人	617人	641人

3 人材確保・ボランティアの掘り起こし（地域福祉課）

「たすけあいの会」は令和元年度末時点で 55 団体ありますが、市内の南部は少ないため、まずは市内全域に発足させる必要があります。また、ボランティアにおいても高齢化が進んでいるため、新たな人材を発掘し、ボランティアを養成する必要があります。

たすけあいの会の発足と、ボランティアの確保については、地域福祉支援員が出前講座を行うことで周知を図るとともに、生活支援コーディネーターが各地区で掘り起こしを行うことで解決を図ります。また、ボランティア新規獲得の一助になるよう、ボランティアポイントを含めた他市の事例などを参考に地域包括ケアシステム推進本部生活支援部会の下部組織であるボランティア作業部会において研究します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
たすけあいの会	58 団体	60 団体	62 団体
ボランティア数	2,600 人	2,800 人	3,000 人

○移動支援

4 高齢者支援協力バスの活用（道路計画課）

高齢者の移動支援事業として自動車学校・教習所の協力により教習生送迎用バスに 65 歳以上の高齢者（登録者）が乗車できる事業に加え、医療センターへのアクセス確保を目的として、老人福祉センター送迎バスの空き時間を活用した移動支援事業を実施しています。

現在は、自動車学校・教習所（3事業所）による4ルート、老人福祉センター（4センター）による 12 ルートを運行しています。いずれの事業についても、バスを利用する際は、「交通不便地域支援事業パスカード」の提示が必要です。

地元要望、利用者累計をもとに、交通不便地域において利用者数の増加が図れるルート設定を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用登録者数	7,500 人	7,600 人	7,700 人
延利用者数	23,500 人	24,000 人	24,000 人

## 5 駅改札内外のバリアフリー化（道路計画課）

高齢者の移動における利便性、安全性の向上を目的とし、駅改札内外のバリアフリー化を進めます。

改札の内外において、エレベーター等の設置により、バリアフリー化した経路（1経路以上）を平成28年度末までに市内の全ての駅に確保しました。今後は、各鉄道事業者と連携しながら、バリアフリー化した経路（2経路目以上）、ホームドア又は可動式ホーム柵、内方線付点状ブロック等の整備を進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備実施駅数	4 駅	0 駅	0 駅

## 6 バス待ち環境の改善（バス上屋・ベンチ設置）（道路計画課・道路建設課）

公共交通機関としてのバス利用を促進するため、バス停留所施設である上屋、ベンチの設置を進めます。国・県道（バス事業者へ補助金を交付）、市道（市施行）についてバス待ち環境の速やかな改善のため、停留所施設の整備を推進します。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
停留所施設	国・県道	1 箇所	国・県道	1 箇所	国・県道	1 箇所
整備数	市道	1 箇所	市道	1 箇所	市道	1 箇所

## 7 高齢ドライバーへの対応（各関係課）

高齢による身体的衰えにより、歩行能力、荷物の持ち運びに不安を感じ、かつ（核家族化の進展により）身近に親戚等が住んでいないため、止むを得ず自動車を運転せざるを得ない高齢者も多くなっており、高齢者が起こす事故のリスクも高くなっています。

車を運転する目的は人それぞれであり、目的毎の解決策が必要です。「交通事故の減少」に向けて、各課で連携を進め、市全体で解決します。

○地域での支え合い体制の確立

8 生活支援コーディネーターの活動の活性化（地域福祉課）

生活支援コーディネーターは平成30年10月をもって全地区への配置が完了しており、地域に根差した活動を行っております。

地域の状況を把握し、困っている方に必要なサービスが提供できるよう、ニーズの把握や担い手の確保に努めています。

生活支援コーディネーターは地区社会福祉協議会と連携して生活支援サービスを提供できる体制の整備に向けた活動を行います。主な取り組みとしては、たすけあいの会を全地区に整備できるように、ボランティアを掘り起こし、たすけあいの会の立ち上げを促します。既存のたすけあいの会に対しても、会員の減少を防ぐために新たなボランティアを拡充する策を検討します。

9 地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み（包括支援課）

高齢者の個別課題の検討を行う個別ケア会議を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。また、個別ケア会議での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメントし、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している全体会議を中心に検討を行います。

さらに、地域課題への取り組み及び地域ケア会議の周知を図ることを目的として、地域ケア会議が主体となり、市民向けの講演会等を開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別ケア会議開催回数	118回	131回	144回
全体会議開催回数	100回	100回	100回
講演会開催回数	15回	16回	17回

## ○その他

## 10 高齢者を狙った犯罪・消費者被害への対策（消費生活センター）

振り込め詐欺や利殖商法、送り付け商法等、デジタルコンテンツ関連の詐欺や高額請求（インターネットサイトからの架空請求やオンラインゲームの課金請求など）、また次々に作り出される新たな手口による犯罪等から消費者を守るには、消費者自身が正しい知識を身に着け、正しく判断・行動することが重要です。

日頃、高齢者など地域を見守る立場にある民生児童委員や訪問介護事業者など、消費者教育の担い手となる方が効率的な啓発活動を行うことができるよう研修会を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出前講座	32回	32回	32回
消費者月間記念講演会	1回	1回	1回
民生委員等研修会	10回	10回	10回
消費生活モニター事業	9回	9回	9回
生き生き展の開催	1回	1回	1回
くらしの情報の発行	3回	3回	3回
老人福祉センター定期出張相談・啓発	56回	56回	56回
消費者安全確保地域協議会	1回	1回	1回

## 11 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備（障害福祉課）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、障害者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支援する仕組みである「地域生活支援拠点システム」を令和元年10月より運用しています。

12 高齢者虐待防止の体制（包括支援課）

高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させないように地域で見守ります。

また、高齢者虐待の予防、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保し、実際の対応策を協議することを目的に、専門職を中心として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」を設置して対応しています。

「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」では高齢者虐待対応に関する専門家及び関係機関と各地域包括支援センター、在宅介護支援センターの事例を共有し、助言を受け支援方法を検討します。また、近年、高齢者虐待に係る相談件数の増加や高齢者虐待ケースの重層化、複雑化していることから弁護士や大学教授による地域包括支援センター及び在宅介護支援センター向けの高齢者虐待防止研修会を開催し、判断や対応能力の向上を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運営委員会開催回数	2回	2回	2回
担当者会議開催回数	12回	12回	12回
事例検討数	20件	25件	25件
研修会開催回数	2回	2回	2回



## 基本方針 4. 介護

### ○介護サービスの量の確保

#### 1 特別養護老人ホームの整備（高齢者福祉課）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めます。

#### 2 介護老人保健施設の整備（高齢者福祉課）

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。本計画期間では、既存の施設での対応が見込めるため、整備数は見込まないものとします。

#### 3 特定施設の整備（高齢者福祉課）

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めます。

#### 4 地域密着型サービスの整備（認知症高齢者グループホーム）（高齢者福祉課）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めます。

#### 5 地域密着型サービスの整備（グループホーム以外）（高齢者福祉課）

高齢化がますます進むなか、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう環境整備を図っていく必要があることから、地域密着型サービスの整備に取り組みます。

#### 6 施設整備全体（高齢者福祉課）

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加傾向にある中で、施設介護の需要も高まると見込まれます。高齢者が安心して利用できるよう、サービスの質の確保に努めながら、必要なサービス量が確保できるよう、施設整備を進めます。

○介護サービスの質の確保

7 介護人材の確保（介護保険課）

令和7年には、全国において約34万人、千葉県において約2万8千人の介護人材が不足すると見込まれています。介護人材確保の推進にあたっては、人材の量的確保・質的確保の2つの側面に配慮した施策を同時に展開し、より効果的な介護人材の確保を図ります。

量的確保の側面では、介護職員初任者研修に係る費用助成事業や介護職員宿舎借り上げ費用の支援事業等により、介護職員の就業促進を図ります。

質的確保の側面では、実務者研修に係る費用助成事業等により、介護職員の質的向上を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規就業者数	100人	100人	100人

8 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課・地域包括ケア推進課）

高齢者人口の増加に伴い、訪問看護職員の需要も高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助対象常勤換算数	1,050人	1,050人	1,050人

○多様なサービスの提供

9 生活支援コーディネーターの活動の活性化（地域福祉課）【再掲】

生活支援コーディネーターは平成30年10月をもって全地区への配置が完了しており、地域に根差した活動を行っております。

地域の状況を把握し、困っている方に必要なサービスが提供できるよう、ニーズの把握や担い手の確保に努めています。

生活支援コーディネーターは地区社会福祉協議会と連携して生活支援サービスを提供できる体制の整備に向けた活動を行います。主な取り組みとしては、たすけあいの会を全地区に整備できるように、ボランティアを掘り起こし、たすけあいの会の立ち上げを促します。既存のたすけあいの会に対しても、会員の減少を防ぐために新たなボランティアを拡充する策を検討します。

## ○地域包括支援センターの機能強化

## 10 在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行（包括支援課）

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持、生活の安定を図るため、また保健医療の向上と福祉の増進のため、必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。

また、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として位置づけており、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。

支援を必要とする75歳以上高齢者や認知症高齢者の増加が予測される一方で、地域包括支援センターに求められる役割は年々多様化しています。これらに対応するため、在宅介護支援センターを機能強化し、地域包括支援センターとして整備します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター設置数	13か所	14か所	14か所
地域包括支援センター相談件数	52,700件	57,100件	57,500件
在宅介護支援センター相談件数	14,600件	13,800件	13,900件

## 11 地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み（包括支援課）【再掲】

高齢者の個別課題の検討を行う個別ケア会議を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。また、個別ケア会議での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメントし、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している全体会議を中心に検討を行います。

さらに、地域課題への取り組み及び地域ケア会議の周知を図ることを目的として、地域ケア会議が主体となり、市民向けの講演会等を開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別ケア会議開催回数	118回	131回	144回
全体会議開催回数	100回	100回	100回
講演会開催回数	15回	16回	17回

## 12 相談支援の充実強化（包括支援課）

働きながら介護に取り組む家族や、仕事と介護の両立不安や悩みに対する相談支援の充実強化を図るため、土曜・日曜にフェイスビル5階の相談室にて開設している「地域包括支援センター出張相談窓口」を継続する中で、相談者のニーズを把握しつつ、本市に適した相談体制の検討を行います。

○認知症対策の推進

13 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置（包括支援課）

認知症初期集中支援チームについては、平成30年度から各地域包括支援センターに1チームずつ設置し、計5チーム体制で実施しています。今後は、医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応を含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、チーム医の判断によりアウトリーチ及び家族面接を実施します。

認知症地域支援推進員については、平成26年度より直営の地域包括支援センターの職員に対する研修受講を開始し、令和2年度には直営地域包括支援センターに12名、委託型地域包括支援センターに各1名以上の配置となりました。今後は、現体制が維持できるよう、毎年継続して新任者向けの研修を受講するとともに、現任者向けの研修への受講もすすめ、既に配置をされている職員のスキルアップも図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム	5チーム	5チーム	5チーム
認知症地域支援推進員 （保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）	直営センター 15名 委託センター 8名	直営センター 15名 委託センター 9名	直営センター 15名 委託センター 9名

#### 14 本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出 (包括支援課)

家族同士の交流とともに、悩みや疑問を話し合うことで家族の負担軽減を図る認知症家族交流会の開催や、本人や家族が集い交流を行う場である認知症カフェの開設支援を行っていますが、カフェに関しては35か所であり、高齢者人口等を考慮すると十分とはいえない状況にあります。

カフェは交流の場としてだけでなく、認知症の本人が運営スタッフとして関わることで、認知症の本人の社会参加にもつながるものです。今後は、増設を目指し立ち上げ時の補助金に加え、運営費の一部補助を行い、安定的な運営が継続できるように支援を行います。また、認知症カフェ運営者同士による交流会の実施や、認知症カフェのPRに力を入れることで継続支援を充実させます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェPR事業登録件数 (累計)	48件	61件	74件
認知症カフェ運営補助金交付件数 (新規分)	5件	13件	13件
認知症カフェ運営補助金交付件数 (継続分)	0件	61件	74件
認知症カフェ交流会開催回数	1回	1回	1回

#### 15 認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築(包括支援課)

平成28年度より、「認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会」を組織し、認知症への理解を深めるとともに認知症の本人を地域で見守る体制を作ることを目的として、認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施してまいりました。

今後も同取り組みを地域単位で継続していくとともに、認知症の普及啓発を目的とした認知症メモリーウォークを実施します。また、認知症サポーターの活用として、認知症の本人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの整備を進めていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徘徊模擬訓練実施地区数	3地区	5地区	5地区
メモリーウォーク開催回数	1回	1回	1回
チームオレンジ体制整備 (累計)	3地区	6地区	9地区

16 みまもりあい事業（地域包括ケア推進課）

認知症高齢者等が行方不明になった場合に、一般社団法人セーフティネットリンケージが提供する「みまもりあいアプリ」を使った情報共有を行っています。

令和3年度以降は、市のイベントや企業との共同によるイベント等でアプリ（※）の周知活動を行うことに加えて、アプリの改良等（地域情報や防災情報、地域包括ケアシステムに関する周知等の情報発信）も視野にいて、更なる有効活用の方法等を検討します。

（※アプリ：スマートフォンなどに入れて使えるソフトウェアを指します。）

17 成年後見制度の利用促進（包括支援課）

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより判断能力が不十分な人の意思決定支援が適切に行われるように、成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画の策定、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置をし、成年後見制度等が必要となる方の自己決定権の尊重と身上保護を推進していきます。

## ○介護サービスの円滑な利用

## 18 介護サービス事業所情報の提供（介護保険課）

本市では介護保険事業所一覧を作成し、介護サービス事業所情報を提供しています。

また、介護保険課のホームページにおいて「介護事業者情報検索システム」を運用し、利用者等に介護サービス事業者の最新情報やサービスの空き情報を提供するサービスを行っています。

このサービスは、本市や近隣市（市川市、鎌ヶ谷市、白井市、八千代市、習志野市）に所在する事業者で、本市をサービス提供エリアとする事業者の基本情報や営業情報、法人情報等を毎月更新される情報を基に提供するものです。特に、居宅介護支援事業所や訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションをはじめ、グループホームや認知症対応型通所介護を含む地域密着型サービスの空き情報も公開することにより、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

## 19 地域共生社会の実現に向けた取り組み（各関係課）

地域住民（高齢者・障害者・児童やその保護者などすべての市民）の複雑化・複合化※した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制（相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援など）について検討し、重層的支援体制の構築に向けて推進してまいります。

※ 一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050問題や介護と育児のダブルケアなど）や、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）。

## 20 高齢者まちかど案内所事業（地域包括ケア推進課）

船橋市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力事業所となってもらい、介護認定を受けていないが、介護予防や介護サービスに関心・疑問がある高齢者及び家族に対して介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供します。

協力事業所数や相談数の増加を目指して、ホームページやチラシ等で周知するとともに、協力事業所からの報告書を活用して、事業の充実化を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協力事業所数	220 事業所	230 事業所	240 事業所

## 基本方針 5. 医療

### ○在宅医療の推進

#### 1 顔の見える関係づくりの推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議） （地域包括ケア推進課）

医療・介護関係者等の緊密な連携協力体制構築のために、ひまわりネットワークの委員会・役員会・研修会に加えて、ひまわりネットワークに所属する各団体が、事業報告や今後の展望等を発表する実践発表会を実施し、団体・事業所間の交流を促し、連携強化を図ります。

#### 2 在宅医療のコーディネーターの機能強化（地域包括ケア推進課）

医療・介護連携を円滑に行うために、入退院における困りごとを解決するために必要な約束事を明示した「船橋市における在宅医療・介護連携の心得」を説明会・研修会等で引き続き周知します。

また、入退院時の連携をよりスムーズに行うためには、患者本人や家族の協力が不可欠であることから、現在の心得を補完する「患者本人・家族向けの心得」の作成を進めています。

#### 3 在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぽーと） （地域包括ケア推進課）

在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、在宅医療を希望する患者及びその家族からの相談を受け、適切な医療機関・介護サービスを紹介します。

また、医療・介護関係者からの相談を受け、必要な情報を提供するなどの支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	750件	770件	790件



## 4 在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）（地域包括ケア推進課）

過去の研修会アンケートを基に、満足度が高いテーマや開催時期等を分析し、より多くの医療・介護関係者が参加するよう研修体制の充実を図ります。

また、研修体系に位置付けられた研修を、規定回数以上受講した者に贈られる「ひまわりマイスター」を取得した医療・介護関係者に、事業所等が位置する地域でのリーダーになってもらうため必要な働きかけを行い、地域の多職種連携を活性化します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スタートアップ研修開催回数	3回	3回	3回
実践研修開催回数	2回	2回	2回
アドバンス研修開催回数	1回	1回	1回

## 5 在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぼーと）（地域包括ケア推進課）

在宅医療の質の向上及び在宅医療に関する資源を増やしていくことを目的として、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、市内の在宅医療関係者等を対象とした船橋在宅医ネット研修会を開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医紹介制度登録医療機関数	52 機関	56 機関	59 機関

6 在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（ひまわりネットワーク）  
（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくような周知が必要なため、ひまわりネットワークにおいて、「最期まで自分らしくを考える」をテーマとした市民公開講座を継続実施します。

7 在宅医療推進に係る市民への普及啓発（在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくよう、周知が必要なため、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、市民公開講座及び出前講座等を実施しており、今後も継続して在宅医療の普及啓発を図ります。

「在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会」においては、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会を公民館や医療機関で開催するとともに、講演会後に医療・介護の専門家が患者やその家族、医療・介護関係者からの様々な相談に応じる無料相談会を開催します。

また、町会・自治会などの市民団体のもとに出向いて、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会も行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふなぼーと市民公開講座開催回数	1回	1回	1回
在宅医療・介護の講演会開催回数	7回	7回	7回
在宅医療・介護の相談会開催回数	8回	8回	8回
在宅医療・介護の出張講演会開催回数	8回	8回	8回

8 在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化（地域包括ケア推進課）

市内で在宅医療・緩和ケアを提供している機関を掲載した「在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ」では公開していない詳細データについても在宅医療支援拠点ふなぼーとで活用していく必要があり、アンケート調査に回答していない資源（提供機関）を把握する必要があります。

このことから、市民配信 Web-GIS（インターネット上で機能する地図・空間情報）やオープンデータ（誰でも許可された範囲内で自由に加工・複製などできるデータ）など、より効果的なツールを検討します。

また、今後想定される医療資源の不足等に対応するために、「将来死亡推計」のデータを活用し、ひまわりネットワーク内で今後の対策等を検討します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	365 機関	370 機関	375 機関

## 9 在宅医養成研修（地域包括ケア推進課）

今後船橋市では、高齢者の増加に伴い死亡者の増加も想定されますが、病床数を増やすのが容易ではないため、自然と在宅や施設で亡くなる人が増えることになります。

しかし、在宅診療に必要な医師や看護師等の専門職が少ないことが課題となっているため、在宅医等養成研修事業を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	5回	5回	5回

## 10 在宅医療・介護連携推進事業の評価事業（地域包括ケア推進課）

在宅医療・介護連携推進事業について、船橋市ではひまわりネットワークで様々な取り組みを展開してきました。

今後は、これまで実施してきた取り組みに対しての評価指標を、ひまわりネットワーク内で検討・設定し、各事業の改善点等を明確化し、より効果的な事業展開を図ります。

## 11 医療・介護人材確保事業（地域包括ケア推進課）

高齢者の増加に伴い死亡者は増加していきませんが、病院のベッド数の大幅な増加は見込めないため、在宅医療や施設での看取りの需要は高くなりますが、医療・介護の現場では深刻な人材不足から、スタッフの疲弊、人材確保に要する多額のコスト、職員の定着率が低いなど問題があります。

これらの問題を解決するための一助として、市域内で医療・介護人材確保事業を検討します。

○地域医療連携の推進

12 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（健康政策課）

高齢化が進む中で、市民が抱える健康問題も多様化しており、身近な場所で、必要な医療を安心して受けられることが、ますます重要になっています。そのため、必要に応じて持病等を医学的に管理したり、病状の悪化時等に病院を紹介したり、在宅看取りまで行ってもらえる身近なかかりつけ医を住まいの近くにもつよう市民に啓発するとともに、身近な医療機関情報の提供を行います。

また、あわせてかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進も実施します。さらに、定期健診や定期歯科検診を勧奨することで、病気を早期に発見し、早期治療に繋げたり、患者自身に生活習慣を改善するきっかけづくりを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	60.8%	61.6%	62.3%
かかりつけ歯科医を持つ65歳以上の市民の割合	80.0%	80.0%	80.0%
かかりつけ薬剤師・薬局を持つ65歳以上の市民の割合	62.7%	63.5%	64.2%

## ○看護職の確保

## 13 看護職の確保（健康政策課）

市内の医療機関等で働く意思のある看護学校等の学生に対し、修学資金として貸付を行い、市内の医療機関等における看護職の確保を図ります。

また、今般、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）免許を持ちながら現在就業していない潜在看護師等の掘り起こし策として、就業の不安材料となる看護技術の研修を実施する等の再就業支援を行うとともに、就職説明会を同時に開催することにより、市内医療機関等に就業する看護職の充足を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就業看護職員数	4,839人	4,928人	5,017人

14 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課・地域包括ケア推進課）  
【再掲】

高齢者人口の増加に伴い、訪問看護職員の需要も高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助対象常勤換算数	1,050人	1,050人	1,050人

## ○地域リハビリテーションの推進

### 15 地域リハビリテーションの推進（健康政策課・地域包括ケア推進課）

船橋市リハビリセンターにおいて、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象にリハビリの総合的な提供を行っています。

介護予防を目的としたリハビリ事業に加え、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーションを運営し、地域で生活しながら継続してリハビリを行うことができる事業を実施します。

また、地域リハビリテーションの拠点事業として、研修等を通じて市内リハビリテーション事業者の育成や技術のレベルアップの支援、リハビリセンター利用者及びリハビリ関係者からの相談対応や啓発活動を行い、家族や医療・介護の専門家等がリハビリテーションの立場から協力しあう地域リハビリテーションの推進を支援します。

さらに、市内のリハビリテーション提供機関等を一覧にした船橋市在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ（ひまわりマップ）を引き続き作成し、医療・介護の専門家等の連携を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域リハビリテーション拠点事業 講演会・研修会（市民対象・リハビリ関係者対象）の開催回数	7回	7回	7回
訪問リハビリ提供施設数	15施設	16施設	17施設

## ○歯科口腔保健の推進

### 16 訪問歯科診療の充実（健康政策課）

平成27年10月に指定管理を開始した「さざんか特殊歯科診療所」及び「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」において、訪問歯科診療及び在宅における口腔機能のリハビリテーションの充実を図るとともに、関係機関の周知可能な場所（研修会や事業等）の情報を集め、介護を必要とする高齢者の口腔ケア及び訪問診療を含む特殊歯科診療の重要性についての情報提供や診療所の周知を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問歯科診療事業件数 （さざんか・かざぐるま）	1,251件	1,375件	1,566件

## 17 口腔保健支援事業の実施（健康政策課）

「歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等」を目的として、歯科医療従事者向けの口腔ケア講習会や一般市民及び多職種向けの講習会を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
口腔ケア講習会・市民講演会 開催回数	3回	3回	3回





第3部  
介護保険事業の現状と  
見込み

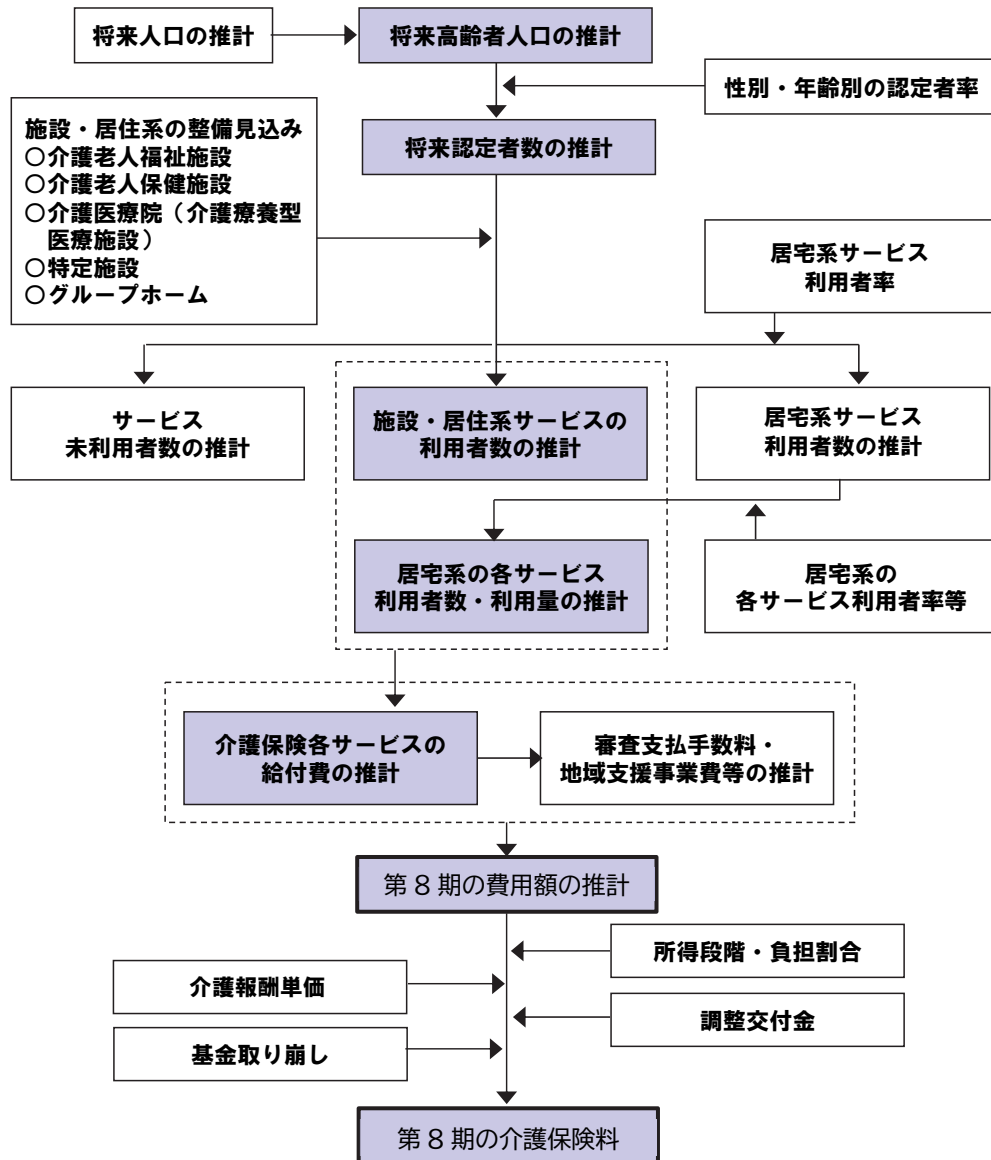


# 第1章 被保険者の現状と見込み

## 第1節 推計方法

我が国では、高齢者介護を主に家族が担うという時代を経て、地域や社会で支え合ういわゆる“介護の社会化”の実現に向け、平成12年に介護保険制度が発足しました。介護保険は、65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上64歳以下の方を第2号被保険者として、各市町村が保険者になる仕組みとなっており、本市も介護保険事業の運営を行っています。本市の介護保険制度を適切に運営していくためには、サービス量や保険料を見積ることが重要となります。

このことから、厚生労働省から提供された「地域包括ケア『見える化』システム」における推計ツールを活用し、下記の方法で推計を行いました。



## 第2節 被保険者数

本市の被保険者数は、計画期間の最終年度である令和5年度に、第1号被保険者が157,419人、第2号被保険者が231,060人になると見込んでいます。

被保険者数 (人)	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
総数	371,279	375,849	379,514	382,324	385,798	388,479	392,287	405,718
第1号被保険者	151,571	152,967	154,262	155,639	156,761	157,419	158,710	200,849
65～74歳	75,664	73,514	72,616	71,679	68,628	65,269	60,489	97,803
75歳以上	75,907	79,453	81,646	83,960	88,133	92,150	98,221	103,046
第2号被保険者	219,708	222,882	225,252	226,685	229,037	231,060	233,577	204,869

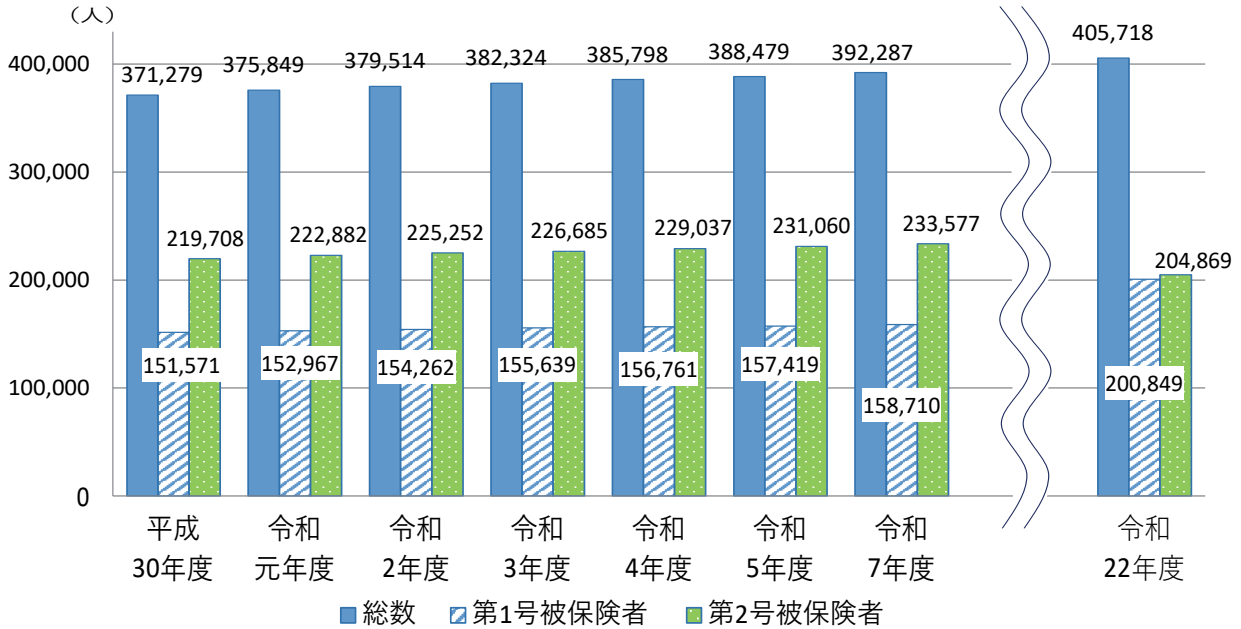
※第1号被保険者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の各年度9月末時点の数値

※第2号被保険者数の実績は、各年度10月1日時点の住民基本台帳

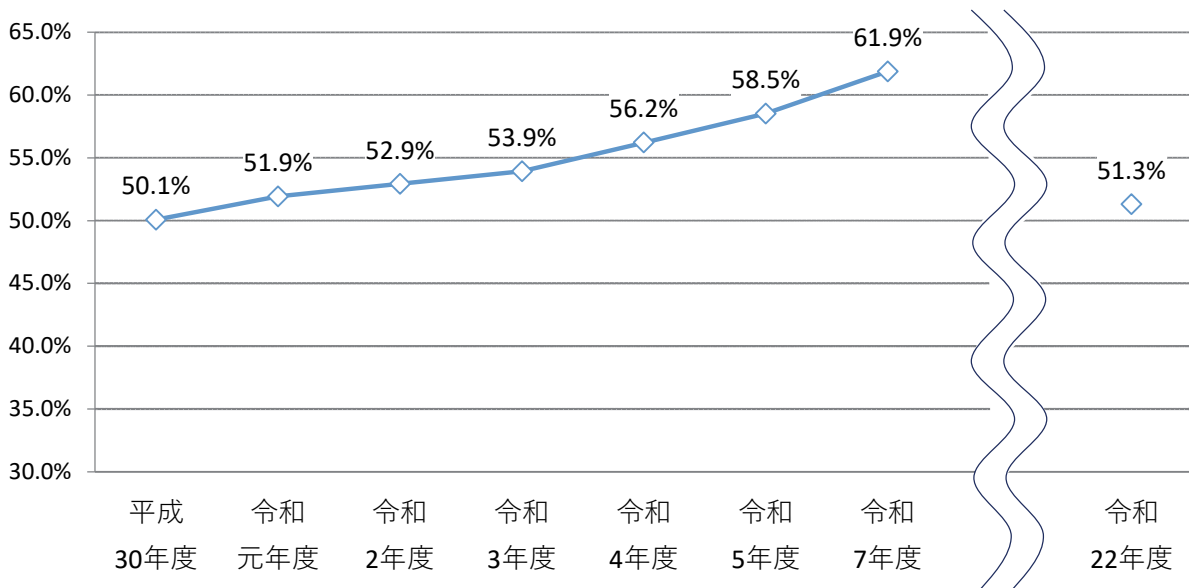
※計画値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成（各年度10月1日時点）

第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合についてみると、令和2年度の52.9%から令和5年度には58.5%へと5.6ポイント上昇するものと予測されます。

被保険者数の実績と推計



第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合



### 第3節 要支援・要介護認定者数

**【推計の考え方：認定者数】**

認定者数は、将来の被保険者数の推計をもとに、要介護認定率の実績と現状の推移から予測される年間の要介護認定率の変化により推計しました。

認定者数（第2号被保険者を含む）は、令和2年度の28,548人から令和5年度には31,588人にまで増加し、第1号被保険者数に対する認定者率は、同期間に18.5%から20.1%にまで上昇するものと見込んでいます。認定者率が上昇するのは、高齢者（65歳以上）に占める75歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
認定者数	人 27,162	人 28,235	人 28,548	人 29,374	人 30,694	人 31,588	人 34,346	人 42,325
認定者率	% 17.9	% 18.5	% 18.5	% 18.9	% 19.6	% 20.1	% 21.6	% 21.1

※各年度10月1日時点

※認定者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の各年度9月末時点の数値

※認定者率は「認定者数÷第1号被保険者数」

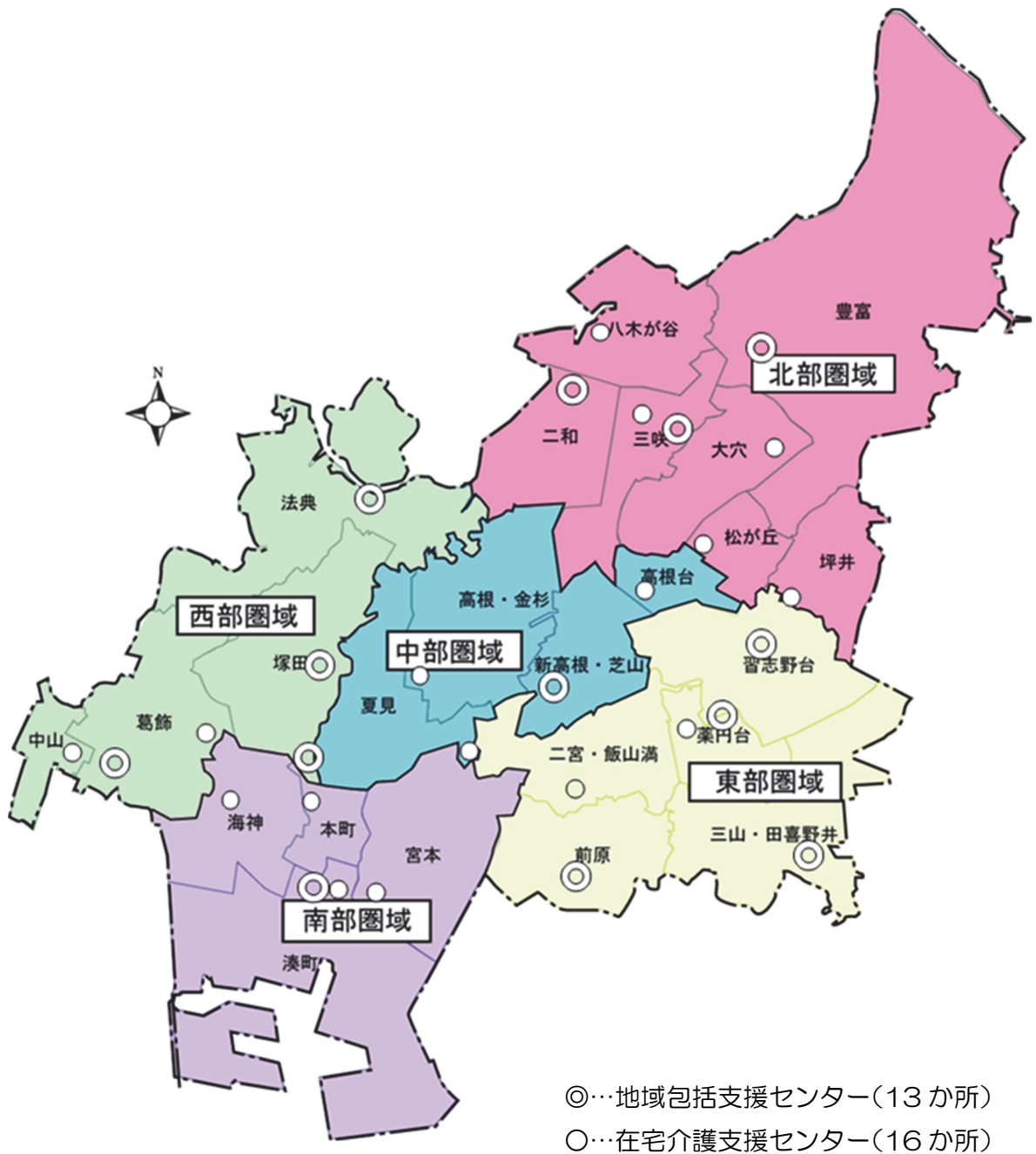
要支援・要介護度別の認定者数については、次のとおりです。認定者に占める要介護者（要介護1～5）の比率についてみると、令和2年度の73.4%から本計画期間においては73.3%から73.5%の水準でやや増加傾向にあります。一方、要支援者（要支援1～2）の比率は令和2年度の26.6%から本計画期間において26.7%から26.5%とやや減少傾向にあります。

	第7期実績			第8期計画			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
認定者数計	人 27,162	人 28,235	人 28,548	人 29,374	人 30,694	人 31,588	人 34,346	人 42,325
認定者内訳								
要支援1	人 3,559	人 3,637	人 3,399	人 3,471	人 3,604	人 3,681	人 3,949	人 4,599
要支援2	人 3,957	人 4,162	人 4,190	人 4,359	人 4,550	人 4,678	人 5,026	人 5,899
要介護1	人 5,749	人 5,911	人 5,910	人 6,087	人 6,459	人 6,693	人 7,241	人 8,689
要介護2	人 4,861	人 5,097	人 5,279	人 5,456	人 5,708	人 5,867	人 6,401	人 8,034
要介護3	人 3,682	人 3,781	人 3,948	人 3,996	人 4,152	人 4,243	人 4,645	人 5,926
要介護4	人 2,983	人 3,146	人 3,329	人 3,427	人 3,563	人 3,702	人 4,094	人 5,319
要介護5	人 2,371	人 2,501	人 2,493	人 2,578	人 2,658	人 2,724	人 2,990	人 3,859
認定者構造								
要支援	% 27.7	% 27.6	% 26.6	% 26.7	% 26.6	% 26.5	% 26.1	% 24.8
要介護	% 72.3	% 72.4	% 73.4	% 73.3	% 73.4	% 73.5	% 73.9	% 75.2

## 第2章 第8期介護保険事業計画の施設等整備方針

### 第1節 日常生活圏域

本市は、介護保険事業計画が調和を求められている総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、総合計画における行政ブロックを5つの日常生活圏域（南部・西部・中部・東部・北部）として設定しています。





## 第2節 地域包括支援センターの整備方針

### 1 センター整備の考え方

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な相談に対応する総合相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。支援体制の強化や相談者の利便性向上などを図るため、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で、計画的な整備を行います。

### 2 これまでの経緯

#### 第3期計画「直営5か所」

地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域とを一致させ、平成18年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で設置しました。

#### 第4期計画「直営5か所＋委託3か所」

平成23年4月に、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

#### 第5期計画「直営5か所＋委託4か所」

平成25年4月に、中部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

#### 第6期計画「直営5か所＋委託5か所」

平成28年4月に、東部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

#### 第7期計画「直営5か所＋委託8か所」

平成31年4月に、「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

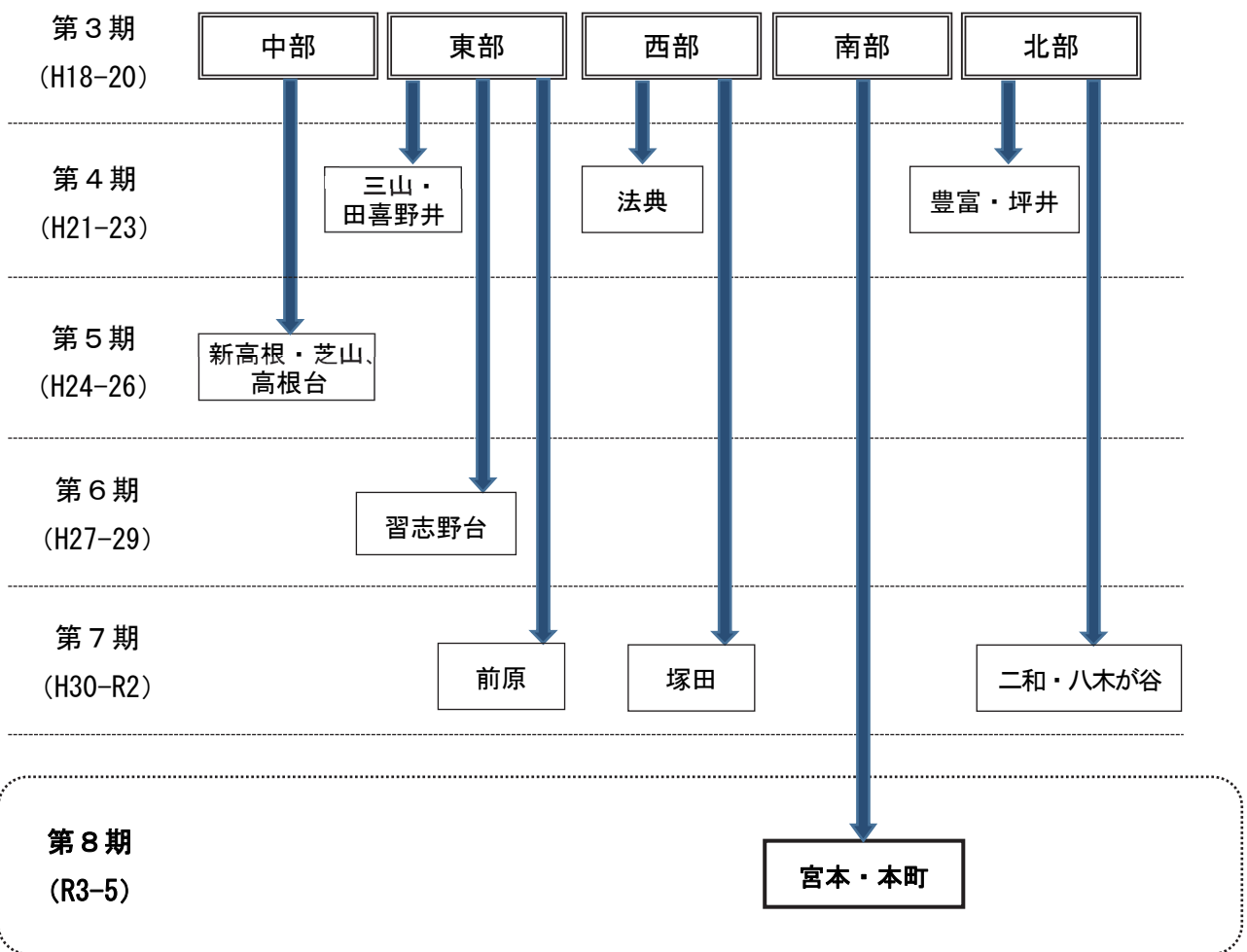
### 3 第8期計画による整備「直営5か所＋委託9か所」

南部圏域は、1か所の直営地域包括支援センターが設置されていますが、担当する高齢者人口が他のセンターに比べ突出して多く、センターの適正規模の観点から、担当圏域の一部を分割する必要があります。

同センターの担当圏域の内、「宮本」地区が概ね8千人の高齢者人口を有しており、かつ将来的には1万人を超えることが想定されており、同地区に隣接する「本町」地区の高齢者人口を含めると、概ね1万人の規模となります。

以上を踏まえ、センターの規模の適正化、相談支援体制の強化及び市民の利便性の向上を図る観点から、南部圏域の内、「宮本」及び「本町」地区を分割し、分割先を民間事業者へ委託します。

令和3年度に受託法人の選定を行い、開設は令和4年4月を予定しています。



※直営5、委託9の14センター体制となります。

## 第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方

### 1 施設整備の考え方

第8期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第7期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めます。

### 2 施設等整備計画数の設定

#### (1) 施設別の整備の考え方

[介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めます。

なお、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）については、広域型介護老人福祉施設を整備することから、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[介護老人保健施設]

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。本計画期間では、既存の施設での対応が見込めるため、整備数を見込まないものとします。

[介護療養型医療施設]

介護療養型医療施設は、国において、平成24年度以降は新設を認めないとしていることから、新たな整備は行わないものとします。なお、現在本市に介護療養型医療施設はなく、市外施設を利用している方がいるのみとなっています。

[介護医療院]

介護医療院は、平成30年4月に新たに創設されたサービス類型です。医療療養病床等から介護医療院に転換する分は、計画数に含まないことになっているため、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型共同生活介護]

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めます。

[特定施設（混合型）]

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めます。

(2) 施設別整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

介護保険施設及び居住系サービス整備計画数 (単位：床)

	第7期末 整備済 予定数	第8期整備計画数				第8期末 整備済 予定数
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	
介護老人福祉施設 (広域型)	2,476	0	190	0	190	2,666
介護老人福祉施設 (地域密着型)	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,515	0	0	0	0	1,515
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
小計	4,069	0	190	0	190	4,259
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	872	0	0	54	54	926
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護 (地域密着型)	87	0	0	0	0	87
小計	1,029	0	0	54	54	1,083
合計	5,098	0	190	54	244	5,342
特定施設入居者生活介護 (混合型)	1,070	0	0	30	30	1,100
総合計	6,168	0	190	84	274	6,442

### (3) 施設・居住系以外の地域密着型サービス整備計画数

※整備数は目標値であり、それ以上の整備を制限するものではありません。

#### [定期巡回・随時対応型訪問介護看護] (第7期末整備済予定数 7事業所)

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるためには、今後介護サービスと看護サービスを包括的・継続的に提供できるような体制を整える必要があります。

現在、市内全域でサービスを提供することが可能となっておりますが、随時の通報に迅速に対応するためには、事業所が近距離にあることが望ましいことから、令和5年度までに、1事業所の整備数を設定します。

#### [夜間対応型訪問介護] (第7期末整備済予定数 0事業所)

夜間対応型訪問介護サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備計画に重点を置くことから、本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

#### [認知症対応型通所介護] (第7期末整備済予定数 7事業所)

認知症対応型通所介護は、認知症の方やその家族の在宅生活を支えるために今後も事業整備を推進します。令和5年度までに1事業所の整備数を設定します。

#### [小規模多機能型居宅介護] (第7期末整備済予定数 11事業所)

小規模多機能型居宅介護は、訪問・通い・泊りを組み合わせ柔軟性のあるサービスを包括的に供給することにより、在宅要介護者の居宅生活を支えるものであることから、今後も事業整備を推進します。令和5年度までに1事業所の整備数を設定します。

#### [看護小規模多機能型居宅介護] (第7期末整備済予定数 2事業所)

医療ニーズの高い在宅要介護者に、看護サービスと介護サービスを組み合わせ、より利用者ニーズに対応したサービスを提供できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護については、令和5年度までに1事業所の整備数を設定します。

#### [地域密着型通所介護] (第7期末整備済予定数 86事業所)

介護保険制度の改正により、平成28年4月1日より、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、地域密着型通所介護となりました。

市内に86事業所が整備済であることから、本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

#### (4) その他の施設について

##### [養護老人ホーム]

養護老人ホームは、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅生活が困難な方のための施設で、要介護状態になっても暮らし続けられるような体制を整えており、1施設が整備されています。本計画期間においては、整備数を見込まないものとします。

##### [軽費老人ホーム]

軽費老人ホームは、身体機能の低下があり、また高齢などのため独立して生活するのに不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方のための施設で、8施設が整備済です。本計画期間においては、整備済の施設によって利用に対応できているため、整備数を見込まないものとします。

##### [老人福祉センター]

現在、船橋市内には5つの行政ブロックにそれぞれ一つずつ老人福祉センターが設置されています。本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

#### (5) 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について

##### [住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅]

現在、船橋市内には住宅型有料老人ホームが35施設（1,428床）、サービス付き高齢者向け住宅が26施設（1,306床）設置されています。

## 第4節 介護人材確保対策に関する基本的考え方

### 1 現状及び背景

平成30年に厚生労働省が示した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、令和7年には約245万人の介護人材が必要とされています。一方で、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少局面に入っている中、現状の施策を継続した場合、供給側である同年の介護人材は約211万人と推計され、その需給ギャップは約34万人と見込まれており、千葉県においては約2万8千人と見込まれています。そして、本市における「令和2年度船橋市介護人材実態調査」によると、約64%の介護保険サービス事業所が人材不足を感じております。

さらに、医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみ世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化・多様化に対応できるよう、介護人材の質的向上が求められているところでもあります。

こうした中、団塊の世代が75歳を迎える令和7年に向けて、地域包括ケアシステムを構築するためには、重要な基盤である介護人材について、量・質ともに確保していくことが喫緊の課題となっております。

### 2 基本的考え方

今後、本市及び介護事業者が取り組んでいく様々な介護人材確保策を一過性のものとすることなく、その効果を維持・向上させることで、持続的な介護人材確保のサイクルを確立し、量と質の好循環を実現させることを目的とします。

介護人材確保の推進にあたっては、次の2つの側面に配慮した施策を同時に展開することで、より効果的な介護人材確保のサイクルの確立を目指します。

#### (1) 介護人材不足に対応するために、量的確保を図る

⇒推進する取り組み：参入促進、労働環境の改善

#### (2) 介護ニーズの高度化・多様化に対応するために、質的確保を図る

⇒推進する取り組み：資質の向上、業務の効率化と質の向上

### 3 具体的な取り組み

本市では、「①参入促進」、「②労働環境の改善」、「③資質の向上」、「④業務の効率化と質の向上」の4つの推進する取り組みに対し、次の事業を実施します。

また、船橋市介護人材確保対策懇談会を設置し、介護事業者との意見交換を行い、既存の事業にとどまらない効率的で効果的な事業の推進に努めてまいります。

(1) 合同就職説明会の開催 (①参入促進)

事業者と連携、協力し合同就職説明会を開催。

(2) 介護職員初任者研修に係る費用助成 (①参入促進)

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

(3) 実務者研修に係る費用助成 (③資質の向上)

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

(4) E P Aによる外国人介護福祉士候補者の受入れ支援 (①参入促進)

フィリピン、インドネシア及びベトナムよりE P A (経済連携協定) に基づく介護福祉士候補者の受入れを行う事業者に対し、初期費用の一部を助成。

(5) 外国人介護人材の受入れや技能向上に関する支援事業 (①参入促進、③資質の向上)

外国人介護人材が市内の介護保険サービス事業所において円滑に就労・定着できるような支援事業の検討を行う。

(6) 介護職員宿舍借り上げ費用の支援 (①参入促進、②労働環境の改善)

事業者が、市内に借り上げた宿舍に、介護職員または訪問介護員を新たに雇用し住ませた場合に、宿舍の借り上げに係る費用の一部を助成。

(7) 介護に関する入門的研修の実施 (①参入促進、④業務の効率化と質の向上)

介護に関心を持つ介護未経験者の方に対し、介護の業務に携わる上での基礎的な知識や技術を学ぶための入門的研修を実施し、介護助手等としての就業を促進。

(8) 介護事業所内保育施設の運営費に係る補助 (②労働環境の改善)

事業所内保育施設(定員5人以下)を運営する事業者に対し、保育士等の人件費の一部を助成。

(9) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入支援 (④業務の効率化と質の向上)

介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入の際の費用を助成。

(10) 文書負担の軽減 (④業務の効率化と質の向上)

国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を推進。



## 第3章 サービス量推計

### 第1節 サービス種類ごとの現状と見込み量

#### 1 介護給付（予防給付）サービスの現状と見込み量

第8期計画期間中における介護給付（予防給付）サービス種類ごとの現状と見込み量については、次のとおりです。

##### 【推計の考え方：サービス見込み量】

- 見込み量は、本市の要介護認定実績と介護報酬請求実績を踏まえながら、要介護認定者数の増加を考慮し、各サービスの整備見通し（令和3年～令和5年）を加えて推計しました。なお、令和7年、令和22年の整備見通しについても、同様に推計しています。
- 本節で記載している数値は、推計した各年度月あたり人数（回数等）に12を掛け合わせ、各年度延べ人数（回数等）として算出しています。

<サービス種類体系>

居宅(介護予防)サービス等	(1)訪問介護
	(2)訪問入浴介護
	(3)訪問看護
	(4)訪問リハビリテーション
	(5)居宅療養管理指導
	(6)通所介護
	(7)通所リハビリテーション
	(8)短期入所生活介護
	(9)短期入所療養介護
	(10)特定施設入居者生活介護
	(11)福祉用具貸与
	(12)特定福祉用具販売
	(13)住宅改修
	(14)介護予防支援・居宅介護支援
地域密着型サービス	(15)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	(16)夜間対応型訪問介護
	(17)認知症対応型通所介護
	(18)小規模多機能型居宅介護
	(19)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
	(20)地域密着型特定施設入居者生活介護
	(21)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(22)看護小規模多機能型居宅介護
	(23)地域密着型通所介護
施設サービス	(24)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
	(25)介護老人保健施設
	(26)介護療養型医療施設
	(27)介護医療院

(1) 訪問介護

介護福祉士やホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
介護	回 1,379,713	回 1,435,652	回 1,539,006	回 1,586,796	回 1,650,787	回 1,683,612	回 1,833,842	回 2,336,152
給付	人 55,817	人 57,176	人 57,912	人 58,788	人 60,708	人 61,512	人 67,164	人 84,144

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防	回 53	回 1	回 0	回 72	回 72	回 72	回 72	回 72
給付	人 11	人 2	人 0	人 36	人 36	人 36	人 36	人 36
介護	回 22,614	回 23,259	回 24,505	回 25,102	回 26,128	回 26,868	回 29,305	回 37,735
給付	人 4,433	人 4,392	人 4,608	人 4,536	人 4,644	人 4,764	人 5,196	人 6,684

(3) 訪問看護

主治医の指示に基づき看護師や理学療法士などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。訪問看護は、介護保険ではなく医療保険からの給付となる場合もあります。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	回 14,910	回 18,434	回 22,394	回 25,906	回 27,455	回 28,562	回 30,682	回 35,898
	人 1,946	人 2,379	人 2,676	人 3,024	人 3,156	人 3,228	人 3,468	人 4,056
介護 給付	回 187,429	回 208,338	回 230,228	回 252,937	回 271,223	回 278,729	回 303,248	回 382,640
	人 22,155	人 24,188	人 26,688	人 28,812	人 30,456	人 31,296	人 34,104	人 42,948

(4) 訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復や日常生活上の自立を図るために、医師の診療に基づく計画的な医学的管理の下、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	回 8,074	回 7,778	回 7,435	回 7,801	回 8,585	回 9,068	回 9,814	回 11,458
	人 834	人 792	人 768	人 792	人 840	人 864	人 936	人 1,092
介護 給付	回 113,825	回 109,698	回 114,954	回 112,559	回 112,805	回 116,047	回 126,644	回 160,362
	人 9,919	人 9,718	人 9,768	人 9,720	人 9,960	人 10,236	人 11,184	人 14,148

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。  
医療保険の給付となる訪問診療や往診とは異なります。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 2,563	人 2,789	人 3,120	人 3,312	人 3,384	人 3,360	人 3,612	人 4,224
介護 給付	人 52,948	人 56,792	人 60,876	人 64,656	人 69,324	人 71,772	人 78,228	人 98,964

(6) 通所介護

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
介護 給付	回 479,966	回 506,932	回 477,886	回 500,420	回 534,222	回 555,546	回 607,724	回 759,152
	人 51,628	人 54,219	人 51,552	人 53,784	人 57,288	人 59,544	人 65,052	人 81,084

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 3,786	人 4,385	人 3,708	人 4,164	人 4,392	人 4,500	人 4,848	人 5,664
介護 給付	回 127,274	回 129,156	回 105,641	回 105,626	回 108,834	回 109,070	回 119,220	回 149,252
	人 16,987	人 17,468	人 15,348	人 15,600	人 16,296	人 16,608	人 18,144	人 22,668

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	日 1,000	日 734	日 666	日 1,063	日 1,144	日 1,144	日 1,272	日 732
	人 182	人 149	人 108	人 156	人 180	人 180	人 204	人 132
介護 給付	日 175,751	日 187,685	日 189,457	日 219,414	日 234,994	日 239,053	日 270,670	日 308,784
	人 13,004	人 13,140	人 11,628	人 13,140	人 13,764	人 13,980	人 15,792	人 17,532

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	日 210	日 139	日 47	日 126	日 126	日 126	日 126	日 126
	人 31	人 36	人 12	人 72	人 72	人 72	人 72	人 72
介護 給付	日 27,455	日 26,146	日 24,612	日 24,139	日 24,858	日 25,334	日 27,509	日 34,964
	人 2,724	人 2,774	人 2,304	人 2,316	人 2,436	人 2,472	人 2,688	人 3,408

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 1,288	人 1,256	人 1,296	人 1,344	人 1,380	人 1,380	人 1,488	人 1,740
	人 11,021	人 11,175	人 10,956	人 11,496	人 11,748	人 11,748	人 12,660	人 15,972

(11) 福祉用具貸与

車椅子・介護用ベッド・歩行器など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 13,930	人 15,616	人 17,760	人 19,452	人 21,036	人 21,624	人 23,232	人 27,216
介護 給付	人 82,992	人 88,355	人 94,272	人 99,324	人 105,420	人 108,648	人 118,740	人 149,448

(12) 特定福祉用具販売

入浴や排せつに用いるものなど、貸し出しにはなじまない肌が直接触れる福祉用具の購入費用について、年間10万円を上限にその7割から9割を支給します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 375	人 416	人 372	人 384	人 408	人 408	人 444	人 516
介護 給付	人 1,842	人 1,836	人 1,920	人 1,932	人 1,944	人 1,980	人 2,148	人 2,712



(13) 住宅改修

手すりの取付けや段差解消など小規模な住宅改修の費用について、20万円を上限に7割から9割を支給します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 585	人 658	人 624	人 684	人 708	人 732	人 780	人 912
介護 給付	人 1,407	人 1,428	人 1,308	人 1,308	人 1,404	人 1,428	人 1,596	人 1,980

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

利用者の心身の状況や希望に応じてケアプランを作成します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 18,414	人 20,614	人 22,632	人 24,852	人 26,844	人 27,540	人 29,580	人 34,644
介護 給付	人 137,335	人 143,243	人 147,936	人 153,024	人 160,860	人 165,864	人 181,200	人 226,284

(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **地域密着型**

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 1,773	人 1,650	人 1,584	人 1,560	人 1,608	人 1,740	人 1,908	人 2,412

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2事業所	1事業所	1事業所	1事業所	2事業所	7事業所

(16) 夜間対応型訪問介護 **地域密着型**

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが介護や家事の援助を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 147	人 9	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所

(17) 認知症対応型通所介護 地域密着型

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。認知症の方は通常の通所介護も利用できますが、認知症対応型通所介護は認知症対応に特化したものです。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0
給付	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
介護	回 9,177	回 8,710	回 7,820	回 7,890	回 7,981	回 8,152	回 9,058	回 11,354
給付	人 1,054	人 1,066	人 924	人 960	人 972	人 984	人 1,092	人 1,368

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	3事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	7事業所

(18) 小規模多機能型居宅介護 地域密着型

サービス拠点への通所を中心として、訪問と短期宿泊も組み合わせて、1つの事業所が入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防	人 166	人 100	人 156	人 180	人 204	人 204	人 216	人 240
給付	人 2,291	人 2,262	人 2,304	人 2,616	人 2,724	人 2,748	人 2,988	人 3,360

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	3事業所	2事業所	0事業所	1事業所	5事業所	11事業所

(19) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型

認知症のため介護を必要とする方に対して、共同生活を営む住居において、介護や機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	人 7	人 10	人 0	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介護 給付	人 9,174	人 9,347	人 9,204	人 9,528	人 9,636	人 9,636	人 10,704	人 13,572

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	12事業所	8事業所	7事業所	12事業所	10事業所	49事業所

(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型

定員29人以下の有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付	/	/	/	/	/	/	/	/
介護 給付	人 997	人 995	人 1,044	人 1,092	人 1,128	人 1,164	人 1,284	人 1,608

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	1事業所	0事業所	1事業所	1事業所	0事業所	3事業所

(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 940	人 938	人 948	人 948	人 948	人 948	人 1,116	人 1,428

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	2事業所	1事業所	3事業所

(22) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、ニーズに応じて柔軟にサービスを提供します。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 7	人 126	人 336	人 336	人 684	人 684	人 684	人 684

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	1事業所	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所

(23) 地域密着型通所介護 地域密着型

定員 18 人以下の施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	回 231,117	回 236,518	回 215,239	回 247,837	回 256,658	回 263,592	回 285,563	回 318,859
	人 27,796	人 28,349	人 24,672	人 28,344	人 29,160	人 29,724	人 32,184	人 35,712

◇令和3年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	18事業所	15事業所	15事業所	25事業所	13事業所	86事業所

(24) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 22,965	人 23,691	人 24,576	人 24,660	人 25,776	人 27,936	人 28,536	人 36,456

(25) 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 14,104	人 15,049	人 15,252	人 15,252	人 15,252	人 15,252	人 19,164	人 24,492

(26) 介護療養型医療施設

療養病床などに入院し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 1,145	人 270	人 120	人 120	人 120	人 120		

(27) 介護医療院

介護保険施設の新たな類型として、平成 30 年度に新設された施設であり、要介護高齢者の長期療養が可能な生活施設として、医療・介護等の提供を行います。

	第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
	実績		見込	計画				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
予防 給付								
介護 給付	人 86	人 977	人 1,236	人 1,236	人 1,236	人 1,236	人 1,596	人 2,076



## 第2節 地域支援事業

### 1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」「包括的支援事業（社会保障充実分）」「任意事業」から構成されます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、支援を要する高齢者等（以下、「要支援者等」という。）の多様なニーズに、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みであり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施するものです。

「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」は、地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関する相談を受け、適切な支援につなぐ総合相談などを行い、「包括的支援事業（社会保障充実分）」は、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業があり、多職種間の連携推進や認知症の早期発見・早期対応、地域づくり等、様々な取組が推進されています。

また、その他に保険者独自の取組として「任意事業」があります。

本市で実施されている地域支援事業は、下記の通りです。

介護予防・日常生活支援総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	<p>要介護状態等となることの予防等により、生きがいのある生活を送ることができるように、また、多様なニーズに対して、多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・介護予防ケアマネジメント</li> </ul>

介護予防・日常生活支援総合事業	
一般介護予防事業	<p>住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような、また、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりにより、介護予防を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防把握事業</li> <li>・介護予防普及啓発事業</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・一般介護予防事業評価事業</li> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul>

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	
総合相談支援業務	<p>高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域において関係者とネットワークを構築するとともに、適切なサービスにつなげています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談支援</li> <li>・地域包括支援センター委託事業</li> <li>・地域包括支援センター運営協議会</li> <li>・在宅介護支援センター運営事業</li> <li>・相談協力員研修会</li> <li>・実態把握</li> </ul>
権利擁護業務	<p>高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう、必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待への対応</li> <li>・高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会</li> <li>・高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議</li> <li>・高齢者虐待防止研修会</li> </ul>
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携及び協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員研修事業</li> </ul>

包括的支援事業（社会保障充実分）	
在宅医療・介護連携推進事業	<p>船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者、在宅医療支援拠点、行政が協力、連携の上、推進します。</p>
生活支援体制整備事業	<p>住民主体による地域における助け合い活動を活性化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーター</li> <li>・協議体の設置</li> </ul>

包括的支援事業（社会保障充実分）	
認知症総合支援事業	<p>認知症高齢者について、正しい知識の普及と理解を図り、また、認知症の早期発見に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援チーム</li> <li>・認知症高齢者徘徊模擬訓練</li> <li>・認知症カフェ</li> </ul>
地域ケア会議推進事業	<p>高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えるための社会基盤の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議（定例会）</li> <li>・個別ケア会議</li> <li>・講演会（地域ケア会議主催）</li> <li>・自立支援ケアマネジメント検討会議</li> </ul>
任意事業	
介護給付等費用適正化事業	<p>介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付等の適正化を通じて、介護給付費等や保険料の増大の抑制に努めていくとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査内容の点検</li> <li>・ケアプランの点検</li> <li>・住宅改修等の点検</li> <li>・縦覧点検・医療情報との突合</li> <li>・介護給付費通知</li> </ul>
家族介護支援事業	<p>認知症高齢者等を介護する家族を支援するための必要な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊高齢者家族支援サービス事業</li> <li>・介護者向け講習会事業</li> <li>・認知症家族交流会</li> <li>・やすらぎ支援員訪問事業</li> </ul>
その他の事業	<p>介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修支援事業</li> <li>・緊急通報システム運営事業</li> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> <li>・認知症サポーター養成事業</li> <li>・介護相談員派遣事業</li> </ul>

## 2 介護予防・日常生活支援総合事業の現状と見込み量

第8期計画期間中における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの現状と見込み量については、次のとおりです。

なお、本市では従前相当のサービス（※）として「介護予防訪問型サービス」「介護予防通所型サービス」を、従前相当のサービスの基準を緩和したサービスとして「介護予防生活支援サービス」、「介護予防運動機能向上デイサービス」、「介護予防ミニデイサービス」を実施しています。

※総合事業を実施する前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス

### （1）訪問型サービス

		第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
		実績		見込	計画				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
利用者数	従前相当	15,501人	15,313人	15,156人	15,648人	16,296人	16,704人	17,952人	21,000人
	基準緩和	165人	158人	132人	144人	156人	168人	192人	240人

(2) 通所型サービス

		第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
		実績		見込	計画				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
利用者数	従前相当	23,043 人	24,690 人	23,124 人	23,868 人	24,852 人	25,476 人	27,372 人	32,016 人
	基準緩和	258 人	102 人	72 人	84 人	96 人	108 人	120 人	168 人

(3) 介護予防ケアマネジメント

		第7期実績			第8期計画			令和 7年度	令和 22年度
		実績		見込	計画				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
利用者数		24,694 人	25,199 人	25,761 人	26,335 人	26,923 人	27,523 人	28,764 人	40,043 人

### 第3節 市町村特別給付

本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施します。

認知症訪問支援サービスは、認知症高齢者の在宅生活の継続と、その方を支える家族の負担軽減を図るため、訪問介護を利用する際の「不穩の解消」、「搜索等」、「介護者不在時等の見守り」、「外出時の同行支援」といったサービスを市独自で保険給付の対象とするものです。

#### 【認知症訪問支援サービスの概要】

##### (1) 対象者

認知症訪問支援サービスは、要介護認定等の申請に係る主治医意見書または認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方を対象とします。

##### (2) サービスの見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
延利用件数	387件	404件	420件	448件	551件
給付費	3,700千円	3,900千円	4,000千円	4,300千円	5,300千円

※給付費3か年（第8期計画期間）計：11,600千円

## 第4節 介護保険財政と介護保険料

## (1) 介護給付費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
居宅サービス						
訪問介護	4,934,297	5,129,338	5,222,755	15,286,390	5,693,181	7,243,286
訪問入浴介護	321,500	334,854	344,330	1,000,684	375,618	483,628
訪問看護	1,245,504	1,335,308	1,372,174	3,952,986	1,492,696	1,885,394
訪問リハビリテーション	339,556	340,566	350,371	1,030,493	382,363	484,074
居宅療養管理指導	796,329	854,019	884,137	2,534,485	963,619	1,219,445
通所介護	4,021,420	4,279,284	4,436,765	12,737,469	4,853,020	6,089,700
通所リハビリテーション	866,813	893,025	894,929	2,654,767	977,342	1,230,200
短期入所生活介護	1,879,341	2,012,533	2,047,234	5,939,108	2,314,634	2,652,714
短期入所療養介護(老健)	285,685	293,659	299,277	878,621	324,685	413,261
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,378,726	1,447,749	1,488,922	4,315,397	1,625,825	2,063,788
特定福祉用具購入費	60,969	61,356	62,596	184,921	67,830	85,709
住宅改修費	119,542	128,076	130,313	377,931	145,586	180,350
特定施設入居者生活介護	2,324,628	2,376,578	2,376,578	7,077,784	2,564,119	3,245,291
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	288,189	296,537	313,959	898,685	343,268	437,927
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	1,965,262	2,035,440	2,089,680	6,090,382	2,263,642	2,549,345
認知症対応型通所介護	97,220	98,205	100,388	295,813	111,374	139,998
小規模多機能型居宅介護	601,596	626,337	630,151	1,858,084	683,950	774,422
認知症対応型共同生活介護	2,571,768	2,602,358	2,602,358	7,776,484	2,888,475	3,665,166
地域密着型特定施設入居者生活介護	234,063	241,814	249,602	725,479	275,201	345,613
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	279,322	279,477	279,477	838,276	329,639	422,250
看護小規模多機能型居宅介護	102,077	202,904	202,904	507,885	202,904	202,904
施設サービス						
介護老人福祉施設	6,640,459	6,944,930	7,484,941	21,070,330	7,699,296	9,855,305
介護老人保健施設	4,468,157	4,470,637	4,470,637	13,409,431	5,631,494	7,205,037
介護医療院	434,558	434,800	434,800	1,304,158	560,590	729,602
介護療養型医療施設	43,494	43,518	43,518	130,530		
居宅介護支援	2,349,549	2,465,802	2,539,281	7,354,632	2,773,841	3,472,304
介護給付費計	38,650,024	40,229,104	41,352,077	120,231,205	45,544,192	57,076,713

※端数処理のため各項の和と合計とが合わない場合あり(以下本節において同じ)

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	604	604	604	1,812	604	604
介護予防訪問看護	95,993	101,825	105,845	303,663	113,704	133,017
介護予防訪問リハビリテーション	23,201	25,488	26,919	75,608	29,136	34,013
介護予防居宅療養管理指導	37,219	38,045	37,766	113,030	40,599	47,479
介護予防通所リハビリテーション	149,807	158,763	162,697	471,267	175,292	204,934
介護予防短期入所生活介護	5,895	6,364	6,364	18,623	7,093	4,135
介護予防短期入所療養介護(老健)	1,552	1,553	1,553	4,658	1,553	1,553
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	105,770	114,370	117,566	337,706	126,314	148,016
特定介護予防福祉用具購入費	9,637	10,229	10,229	30,095	11,131	12,935
介護予防住宅改修	68,699	71,109	73,520	213,328	78,340	91,598
介護予防特定施設入居者生活介護	99,733	102,335	102,335	304,403	110,417	129,127
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	10,314	11,927	11,927	34,168	12,483	14,091
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,719	2,720	2,720	8,159	2,720	2,720
介護予防支援	120,209	129,918	133,287	383,414	143,160	167,669
予防給付費計	731,352	775,250	793,332	2,299,934	852,546	991,891

(3) 介護給付費と予防給付費を合わせた見込(総給付費)

令和3年度から令和5年度までの3年間及び令和7年度、令和22年度は、下表の金額となる見込みです。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
介護給付費計	38,650,024	40,229,104	41,352,077	120,231,205	45,544,192	57,076,713
予防給付費計	731,352	775,250	793,332	2,299,934	852,546	991,891
総給付費	39,381,376	41,004,354	42,145,409	122,531,139	46,396,738	58,068,604



## (4) 標準給付費見込額

介護給付と予防給付の居宅（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費見込を合計したものに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた金額が「標準給付費見込額」になります。

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
総給付費	39,381,376	41,004,354	42,145,409	122,531,139	46,396,738	58,068,604
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	754,568	704,845	725,374	2,184,787	788,709	971,935
特定入所者介護サービス費等 給付額	914,633	955,734	983,571	2,853,937	1,069,448	1,317,894
特定入所者介護サービス費等 の見直しに伴う財政影響額	△160,065	△250,889	△258,197	△669,150	△280,739	△345,959
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	1,136,421	1,158,719	1,187,397	3,482,537	1,275,869	1,531,823
高額介護サービス費等給付額	1,176,514	1,221,139	1,251,362	3,649,016	1,344,601	1,614,343
高額介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	△40,093	△62,421	△63,965	△166,479	△68,732	△82,520
高額医療合算介護サービス費等 給付額	267,936	180,961	180,961	629,857	148,358	181,302
算定対象審査支払手数料	35,541	36,917	38,306	110,764	41,065	50,184
標準給付費見込額	41,575,843	43,085,795	44,277,446	128,939,084	48,650,739	60,803,849

## (5) 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、包括的支援事業では、地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進に関する費用並びに市独自の取組となる任意事業に関する費用により、地域支援事業費を見込みます。

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費	2,404,383	2,519,584	2,557,876	7,481,843	2,393,014	2,653,095
介護予防・日常生活支援 総合事業費	1,575,396	1,636,137	1,667,541	4,879,074	1,551,655	1,613,202
包括的支援事業・任意事業費	828,987	883,447	890,335	2,602,769	841,359	1,039,894
包括的支援事業(地域包括支 援センターの運営)及び 任意事業費	734,381	785,222	791,190	2,310,793	747,748	946,283
包括的支援事業 (社会保障充実分)	94,606	98,225	99,145	291,976	93,611	93,611

(6) 第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）、地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）と調整交付金が5%に満たない分（1.08%）、市町村特別給付費の4つを合計した額が、第1号被保険者の負担額となります。

（単位：千円）

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）※1	29,655,989
地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）※2	1,720,824
調整交付金（5%に満たない分）（1.08%）※3	1,438,709
市町村特別給付費（全額が第1号被保険者の負担）	11,600
合計 第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）	32,827,122

- ※1 標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）は3年間
- ※2 地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）は3年間
- ※3 標準給付費見込額及び地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費についての第1号被保険者の負担割合は調整交付金が5%に満たない分（1.08%）が加わります。

(7) 介護保険事業財政調整基金の取崩

介護保険料額を抑制するため、市の介護保険事業財政調整基金を取り崩し、第1号被保険者の負担額を減じます。

市の介護保険事業財政調整基金は、令和3年3月末時点で29億3,900万円程度となりますので、その内21億3,500万円を取り崩します。

（単位：千円）

第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）	32,827,122
市の介護保険事業財政調整基金取崩額	2,135,000
第1号被保険者保険料必要収納額	30,692,122

(8) 保険料基準額（年額）

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合（基準額である64,800円に対する保険料率）で補正したものです。

令和3年度～5年度までの保険料基準額

保険料基準額（年額）	64,800 円
------------	----------

$$\equiv \left( \begin{array}{c} \text{第1号被保険者保険料} \\ \text{必要収納額} \\ \hline 30,692,122 \text{ 千円} \end{array} \right) \div \left( \begin{array}{c} \text{予定保険料収納率} \\ \hline 99.10\% \end{array} \right) \div \left( \begin{array}{c} \text{所得段階別加入割合} \\ \text{補正後の被保険者数} \\ \hline 477,917 \text{ 人} \end{array} \right)$$

令和7年度及び令和22年度の保険料基準額

令和7年度 保険料基準額（年額）	75,120 円
令和22年度 保険料基準額（年額）	94,440 円

※現段階での推計値となっています。

保険料段階表

所得段階	合計所得金額	負担割合	保険料額	
			月額保険料	年間保険料
1	生活保護等を受けている人及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人と、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45 ※	2,430円	29,160円
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.60 ※	3,240円	38,880円
3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70 ※	3,780円	45,360円
4	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	4,590円	55,080円
5	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	5,400円	64,800円
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円以下の人	1.10	5,940円	71,280円
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円を超え、125万円以下の人	1.15	6,210円	74,520円
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.30	7,020円	84,240円
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	8,100円	97,200円
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	9,180円	110,160円
11	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80	9,720円	116,640円
12	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.90	10,260円	123,120円
13	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	2.00	10,800円	129,600円
14	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.10	11,340円	136,080円
15	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.30	12,420円	149,040円
16	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	2.50	13,500円	162,000円

※公費負担による低所得者への保険料軽減強化として、第1段階から第3段階の保険料については、負担軽減を実施いたします。

## (9) 所得段階別被保険者数

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	割合	令和7年度	令和22年度
1	25,920	26,107	26,218	78,245	16.7%	26,433	33,449
2	10,376	10,450	10,494	31,320	6.7%	10,580	13,390
3	9,903	9,974	10,016	29,893	6.4%	10,098	12,780
4	22,902	23,067	23,164	69,133	14.7%	23,354	29,553
5	18,881	19,017	19,097	56,995	12.1%	19,253	24,365
6	9,524	9,593	9,633	28,750	6.1%	9,712	12,291
7	10,329	10,404	10,447	31,180	6.6%	10,533	13,330
8	21,564	21,720	21,811	65,095	13.9%	21,990	27,828
9	12,547	12,637	12,690	37,874	8.1%	12,794	16,192
10	5,815	5,857	5,881	17,553	3.7%	5,929	7,504
11	2,640	2,659	2,670	7,969	1.7%	2,692	3,407
12	1,226	1,235	1,240	3,701	0.8%	1,250	1,582
13	787	793	796	2,376	0.5%	803	1,016
14	1,229	1,238	1,243	3,710	0.8%	1,253	1,586
15	839	845	849	2,533	0.5%	856	1,083
16	1,157	1,165	1,170	3,492	0.7%	1,180	1,493
計	155,639	156,761	157,419	469,819	100.0%	158,710	200,849

※表における比率(%)は、四捨五入の関係で内訳の合計が100%にならない場合あり

(10) 財源構成

令和3年度から令和5年度までの財源構成は次のとおりとなります。

財源構成	標準給付費	市町村 特別給付費	地域支援事業費	
			介護予防・ 日常生活支援 総合事業費	包括的支援 ・任意事業費
第1号被保険者保険料 (65歳以上)	24.08% ※1	100%	24.08% ※1	23.0%
第2号被保険者保険料 (40～64歳)	27.0%	—	27.0%	—
国庫負担金(※) (施設給付費分等)	23.92% ※1 (18.92%) ※2	—	23.92% ※1	38.5%
県の負担金	12.5% (17.5%) ※2	—	12.5%	19.25%
市の負担金	12.5%	—	12.5%	19.25%

- ※1 国の負担金は25%が標準ですが、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の方が占める割合と所得分布状況を市町村間で調整するため、うち5%が調整交付金となっており、市町村により変動します。本市では、調整交付金が平均3.92%と見込まれます。5%に満たない分(1.08%)は第1号被保険者保険料の負担になり、標準の23%と合わせて計24.08%になります。国庫負担金は23.92%となります。
- ※2 標準給付費のうち施設給付費と特定入所者介護サービス費は、国と県の負担割合が異なります。県の負担金は12.5%+5%=17.5%、国の負担金は23.92%−5%=18.92%程度となります。

## 第5節 給付適正化

保険給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、保険給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に寄与するものです。

### 給付適正化の「3つの要」

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアマネジメント等の適正化
- 3 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

本市においては、次に示す個別の適正化事業の実施を図ります。

- 1 要介護認定の適正化
  - ・認定調査内容の点検
- 2 ケアマネジメント等の適正化
  - ・ケアプランの点検
  - ・住宅改修等の点検
- 3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
  - ・縦覧点検・医療情報との突合
  - ・介護給付費通知
  - ・実地指導による指導・監査

上記事業に加え、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムより「給付実績の活用」として出力される情報を積極的に活用し、介護給付の適正化に取り組みます。

## 第6節 感染症・災害対策

### (1) 感染症対策

感染症に対する備えとして、介護事業所等と連携し感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に適切な対応ができる体制の整備を図ります。

#### ○ 介護事業所等との連携

感染症の蔓延期においても、継続して在宅サービスの提供ができるよう、船橋市訪問介護事業者連絡会と市が連携して作成した「新型コロナウイルス濃厚接触者等訪問介護サービス対応マニュアル」を関係団体・事業者等に周知し、その活用を推進します。

また、介護現場における感染対策の手引きや介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修、感染症の専門家による実地研修など感染症対策に関する各種研修等について事業所等へ周知・徹底するとともに、事業所間での連携を強化します。

#### ○ 感染症に関する周知啓発

介護事業所等に対して、国等からの通知や研修案内等の情報提供を行うなど、感染症に対する周知啓発を行います。

#### ○ 感染症発生時への対応

感染症発生時に備え、正確な情報提供や相談できる体制づくりを進め、介護を要する方へのサービスが安定的かつ継続的に提供されるよう、高齢者やその家族の暮らしを守るための体制整備を進めていきます。

#### ○ 介護事業所等における必要物資の備蓄・供給体制の整備

関係部局と連携して、介護事業所等における感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・供給体制を整備します。また、感染防具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達状況の確認を定期的実施します。

#### ○ フレイル予防の取り組み

外出自粛による活動量の低下により、フレイル（虚弱）のリスクが高まることから、感染対策を講じながらの事業の実施や自宅で気軽にできる運動の紹介など、感染症の蔓延期においても実践できるフレイル予防の取り組みを充実します。また、身体機能や栄養状態、疾病状況の悪化が懸念される高齢者に対しては、医療機関等と連携し、適切な受診勧奨などを行います。



## (2) 災害対策

高齢者のみ世帯・単身世帯など支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成整備するとともに、災害発生時の要配慮者支援を迅速に行える体制の充実を図ります。

### ○ 災害時の要配慮者に対する支援

避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、要配慮者避難支援体制の充実を図ります。

### ○ 福祉避難所等の拡充

避難行動要支援者等の要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する団体等との協定の締結等により避難体制を整備するとともに、要配慮者に配慮した物品の備蓄等により、避難環境の整備を図ります。

### ○ 備蓄品等の確保

物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する団体等との協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図ります。



## 参考資料

○計画策定の体制と経緯

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

## 計画策定の体制と経緯

### [計画策定の体制]

#### ① 船橋市介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者（第1号・第2号被保険者、要介護等被保険者の家族）など18人の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から審議を行い、市民本位の計画づくりに努めました。

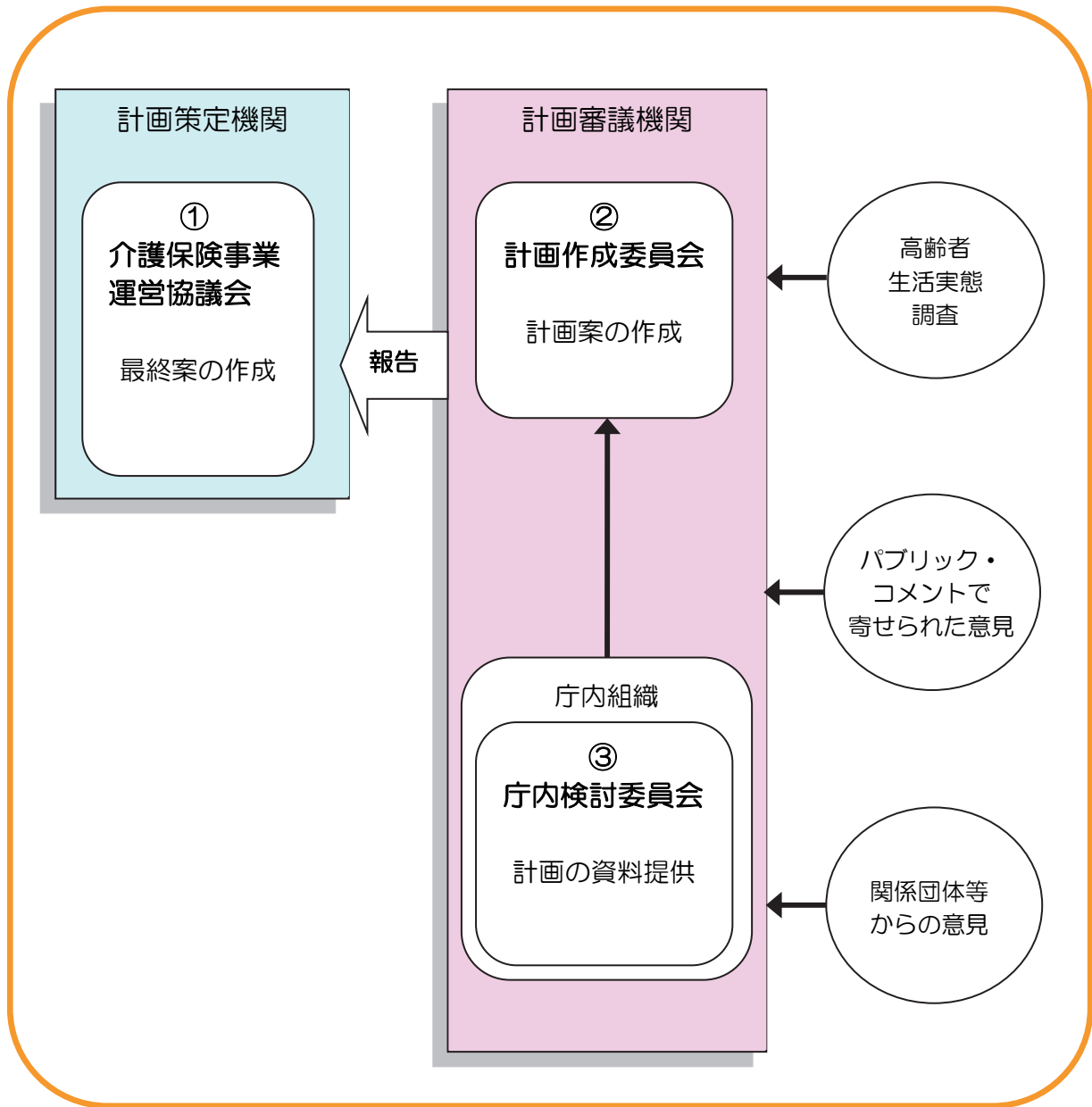
#### ② 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会は、船橋市介護保険事業運営協議会の下部組織として、同協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・サービス事業者など13人の委員で構成され、個別的、専門的事項について調査・審議を行い計画の整合性を図りました。

#### ③ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会は、行政運営上の諸問題を議論するとともに、計画を作成するための資料を提供するため、企画、財政、住宅、福祉等を始め関係部署の課長・所長19人で構成しました。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制図



[計画策定の経緯]

令和 (年)	(月)	①介護保険事業 運営協議会	②計画作成委員会	③庁内検討委員会	市の動き
元					
	12				高齢者生活 実態調査
2					
	5				
	6				
	7	第1回運営協議会			
	8		第1回作成委員会	第1回検討委員会	
	9		第2回作成委員会		
	10		第3回作成委員会	第2回検討委員会	
	11	第2回運営協議会			
	12				パブリック・ コメント
3					
	1		第4回作成委員会		
	2	第3回運営協議会			
	3				計画策定

[各会議の概要]

第1回運営協議会 令和2年7月3日（金）～7月31日（金） 書面開催

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況について
- 3) 介護保険事業運営協議会の要綱改正等について

第1回検討委員会 令和2年8月20日（木）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 船橋市介護保険事業の動向
- 3) 今期施設整備の進捗状況

第1回作成委員会 令和2年8月7日（金）～8月28日（金） 書面開催

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 船橋市介護保険事業の動向
- 3) 今期施設整備の進捗状況

第2回作成委員会 令和2年9月7日（月）～10月2日（金） 書面開催

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第1部）について
- 2) 地域包括支援センターの整備方針について

第2回検討委員会 令和2年10月21日（水）

- 1) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について
- 2) 施設等整備について

第3回作成委員会 令和2年10月28日(水)

- 1) 施設等整備について
- 2) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について
- 3) その他

第2回運営協議会 令和2年11月10日(火)

- 1) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況について
- 2) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の施設等整備について
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について
- 4) 苦情・相談受付状況について
- 5) その他

第4回作成委員会 令和3年1月28日(木)～2月18日(木) 書面開催

- 1) 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会の委員変更について
- 2) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)のパブリック・コメントについて
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について

第3回運営協議会 令和3年2月10日(水)～3月3日(水) 書面開催

- 1) 船橋市介護保険事業運営協議会傍聴要領の一部改正について
- 2) 船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の主な内容について
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)のパブリック・コメントについて
- 4) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について



[船橋市高齢者生活実態調査]

調査時期 令和元年12月

調査目的 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、もって計画策定の基礎資料とする。

調査対象（無作為抽出）

① 高齢者基本調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた5,000人を抽出

② 要介護高齢者調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定（要介護1～5）を受けている4,000人を抽出

③ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた1,000人を抽出

④ 若年調査

市内在住の40～64歳の市民から、1,000人を抽出

[パブリック・コメント]

内 容	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について
期 間	令和2年12月15日（火）～令和3年1月26日（火）
対 象	市内在住、在勤、在学の方、この案に関し利害関係を有する方
閲覧場所	市ホームページ、介護保険課、高齢者福祉課、地域包括ケア推進課、住宅政策課、地域福祉課、保健所健康づくり課、行政資料室、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、図書館、老人福祉センター、保健センター、三山市民センター
計画説明動画	市ホームページにて説明動画資料及びリンク先公開

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 保健・医療又は福祉の専門家 11名
- (3) 被保険者の代表者 2名
  - ア 第1号被保険者の代表者 1名
  - イ 第2号被保険者の代表者 1名
- (4) 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(職務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項
- (3) 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項
- (4) 介護保険に関する施策の重要事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、苦情等のため調査が必要と認めるときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。

4 協議会は、苦情等のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

(意見具申)

第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(協議会の責務)

第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。

2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。

3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

(行政の責務)

第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。

2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。

3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。

(災害補償)

第9条 委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(書面開催)

第12条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

## 船橋市介護保険事業運営協議会委員

種別	区分	団体名等	役職	氏名
1号 委員	学識経験者	淑徳大学	教授	藤野達也
		弁護士		齋藤吉宏
2号 委員	保健・医療 又は福祉の 専門家	一般社団法人 船橋市医師会	会長	◎寺田俊昌
		公益社団法人 船橋歯科医師会	会長	尾崎隆
		一般社団法人 船橋薬剤師会	会長	杉山宏之
		船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	会長	吉田幸一郎
		公益社団法人 千葉県看護協会	役員	佐々木悦子
		社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会	会長	若生美知子
		公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	常務理事	野々下次郎
		船橋市民生児童委員協議会	会長	高橋強
		船橋市自治会連合協議会	事務局長兼副会長	○吉田壽一
		一般社団法人 千葉県在宅サービス事業者協会	顧問	畔上加代子
		公益社団法人 認知症の人と家族の会	世話人	乾麻由美
3号 委員	被保険者の 代表者	第1号被保険者	老人クラブ連合 会事務局長	佐藤博已
		第2号被保険者	商工会議所 事務局長	宮津隆久
4号 委員	要介護等被保険者の家族の代表者		公募委員	上野秀次郎
			公募委員	上野和子
			公募委員	平野史郎
			18名	

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うにあたり、両計画の個別的、専門的事項について調査及び審議を行い、整合性のとれた計画策定を行うため、船橋市介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を運営協議会に報告する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案の作成に関すること
- (2) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案作成に必要な事項

(組織)

第3条 作成委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 作成委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 運営協議会の委員
- (3) 船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員
- (4) 船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員
- (5) 船橋市医師会代表
- (6) 船橋歯科医師会代表
- (7) 船橋薬剤師会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協議会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 船橋市民生児童委員協議会代表

(会長及び副会長)

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(災害補償)

第6条 作成委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局健康・高齢部介護保険課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

(書面開催)

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会委員

種 別	区 分	氏 名
第1号委員	学識経験者（淑徳大学）	藤野 達也
第2号委員	船橋市介護保険事業運営協議会委員	吉田 壽一
		上野 和子
第3号委員	船橋市地域包括支援センター運営協議会委員	三井 陽子
第4号委員	船橋市地域密着型サービス運営委員会委員	児島 和子
第5号委員	船橋市医師会代表	◎中村 順哉
第6号委員	船橋歯科医師会代表	赤井 淳二
第7号委員	船橋薬剤師会代表	馬場 勲
第8号委員	船橋市老人福祉施設協議会代表	令和3年1月21日まで 高橋 章博 令和3年1月22日から 林 武仁
第9号委員	船橋市介護老人保健施設協会代表	川端 心
第10号委員	千葉県在宅サービス事業者協会代表	島田 晴美
第11号委員	船橋市介護支援専門員協議会代表	○佐藤 高広
第12号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	石井 幸夫

◎会長○副会長



船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、「計画」という。)を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会(以下、「庁内検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 計画案に関する事項
- (2) 計画を作成するための必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討委員会は別表に掲げる者をもって組織する。なお、委員長が必要と認める時は、別途委員を指名できるものとする。

2 庁内検討委員会の委員長は、健康・高齢部介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 庁内検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第5条 庁内検討委員会の事務局は、健康・高齢部介護保険課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会委員

部 名	委 員
企画財政部	政策企画課長 財政課長
経済部	消費生活センター所長
市民生活部	自治振興課長
健康・高齢部	健康政策課長 地域包括ケア推進課長 国保年金課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長
保健所	地域保健課長 健康づくり課長
福祉サービス部	地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
道路部	道路計画課長
建築部	住宅政策課長
(教)生涯学習部	社会教育課長 生涯スポーツ課長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)  
いきいき安心プラン

発行日：令和3年3月

発行：船橋市

編集：健康福祉局健康・高齢部介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306 FAX 047-436-3307